

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

京都芸術大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1. 使命・目的等	9
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	42
基準 4. 教員・職員	67
基準 5. 経営・管理と財務	80
基準 6. 内部質保証	90
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	98
基準 A. 伝統文化の普及活動による地域貢献と学習機会の提供	98
V. 特記事項	100
VI. 法令等の遵守状況一覧	101
VII. エビデンス集一覧	116
エビデンス集（データ編）一覧	116
エビデンス集（資料編）一覧	116

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

京都芸術大学（以下、「本学」という。）を設置する学校法人瓜生山学園（以下、「本学園」という。）は、寄附行為第3条に法人の目的を、「教育基本法及び学校教育法に従い、芸術立国の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成を目的とする」と定めている。これは、物質的發展の影で人間の尊厳が見失われてきた現代文明の矛盾に対する深い反省と苦悩を根源としている。

本学の建学の理念は、法人の目的のもと、平成3（1991）年の開学にあたって掲げられた「大学設立の宣言」を踏まえ、以下のように定めている。

大学設立の宣言

この大学は現代文明への深い反省と激しい苦悩の中から生まれた。

新しい世紀を目前にして、私たちは今日、大きな壁の前に立たされている。

科学技術と経済論理によって支配された現代社会は、それ故に、人類史を貫いてきた精神の尊厳、人間であることの意味を、根底から問われるに至った。

もはや、いわゆる国際化、情報化という手段のみによっては解決できない。

良心を手腕に運用する新しい人間観、世界観の創造こそ大切ではないだろうか。

私たちは、芸術的創造と哲学的思索によって、この課題に応えたい。

—「まだ見ぬわかものたち—瓜生山学園設立の趣旨—」より—

建学の理念

芸術と哲学によって、新しい人間観、世界観の創造を目指す。

2. 本学の使命・目的

本学の使命は、学園設立30周年に際して発表された「芸術立国」に示された内容をもとに定め本学のウェブサイトで公開している。目的は「京都芸術大学学則」第1条及び「京都芸術大学大学院学則」第1条、並びに「京都芸術大学通信教育課程規程 [学部]」第1条及び「京都芸術大学通信教育課程規程 [大学院]」第1条に、次のとおり定めている。

使命

芸術を学ぶ者たちが、来るべき文明の姿を思い描き、人類危機の時代を克服するという強い意志をどう身につけるか。そしてまた、他者の痛みに想像力を働かせ、多くの人々の幸せのために芸術の力を用いる姿勢をどう培うか。すなわち、良心をもって社会を変革する芸術家魂をどう育てるか。

芸術立国とは、芸術立国を担う人間の成長にほかならない。芸術文化を原動力とする文明への展望と、人類と自然への深い愛情に満ちた哲学を持った人間を輩出する。それこそが、本学の最も重要な使命である。

目的

京都芸術大学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、学術の中心とし

京都芸術大学

て広く知識を授けると共に深く芸術学、デザイン諸学、造形芸術に関する専門の学芸を教授研究し、芸術的感性豊かな社会人の育成を以って、我国芸術文化の復興と発展に寄与することを目的とする。 — 「京都芸術大学学則」第1条—

京都芸術大学大学院は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、広い視野に立って精深な学識を授け、芸術文化における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。 — 「京都芸術大学大学院学則」第1条—

京都芸術大学通信教育部は、学校教育法第84条に基づき、主として通信教育の方法による教育の機会均等を目的とし、芸術学、デザイン諸学、造形芸術に関する専門の学芸を教授研究し、人間形成の可能性の追究と専門的知識・技術の調和をはかり幅広い芸術教養を身につけ、自己と社会のなかにそれを生かした新しい創造を生み出すことができる人材を育成することを目的とする。

— 「京都芸術大学通信教育課程規程 [学部]」第1条—

京都芸術大学大学院芸術研究科（通信教育）は、教育基本法、学校教育法及び京都芸術大学大学院学則第45条の規定に基づき、主として通信教育の方法による正規の課程として開設し、芸術文化に関する精深な学識を究めて高度の専門性を有する研究・制作を行い、実社会においてその成果を還元するための実践的手法を研鑽する人材の育成を目的とする。 — 「京都芸術大学通信教育課程規程 [大学院]」第1条—

「藝術立国—平和を希求する大学をめざして」

平成19（2007）年1月

学園設立30周年に際してこれまでの歩みを検証し、次の新たな30年の展望と目標を明示

「京都文藝復興」

平成12（2000）年4月

総合芸術大学への改組を機に、京都に立地することの意味を再確認し、新しい世紀に向けたビジョンを明示

「通信による芸術教育の開学にあたって」

平成10（1998）年6月

通信教育の開学にあたって、理念を明示

「まだ見ぬわかものたち—瓜生山学園設立の趣旨—」

昭和51（1976）年秋 学園設立の理念を明示

集い来る若者達に向かって、学園が目指す大学像が語られている
平成3（1991）年に起草された「大学設立の宣言」を冒頭に掲載

3. 大学の個性・特色等

本学は開学以来、芸術による教育研究活動に取り組んできた。そのなかで特に次の2点に本学の強い個性と特色が現れている。

(1) 社会と結びつく芸術大学

本学の個性・特色の一つは、学部、研究科ともに通信教育課程を設置し、世代を越えて社会人にも広く芸術の学修機会を提供している点にある。本学の建学の理念、使命・目的を実現するためには、世代や地域を超えて1人でも多くの方に芸術の本質を学んで頂くことが重要であり、平成10(1998)年の通信教育課程の開設は、本学の芸術運動を日本全国へと行き渡らせる効果を生んでいる。

また、平成26年(2014)年に三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)を定め、芸術学部及び通信教育部芸術学部のディプロマ・ポリシーに、「社会の変革を牽引することのできる人材の育成を目的として、「人間力」と「創造力」を身につけた学生に学位を授与する」ことを明記し、学生が身に付けるべき力とそれを構成する能力要素を明確化した。特に、芸術学部においては進路決定率((就職者+進学者)/卒業者)90%を目標に掲げ、教育改革を推進している。

社会からの人材要請に応えるため、職業としての芸術家養成だけでなく、芸術を通して得た「人間力」と「創造力」を活かして、広く社会に参画できる学生を育成する芸術大学として、本学の使命・目的の実現に取り組んでいる。

(2) 国際的歴史文化都市 京都に立地する地域・世代を超えた交流拠点

本学は、京都という国際的歴史文化都市の風土と文化を基盤に、芸術文化の探究と実践を通じて芸術教育を推進してきた。京都の豊かな自然と多くの歴史・文化遺産を教材として専門教育を行うと共に、教養教育(共通科目)においてもそれらを最大限に活かす教育活動を展開している。

平成12(2000)年に発表した「京都文藝復興」では、国際的歴史文化都市である京都を基盤とした21世紀の文化環境の保全と創造、ひいては芸術文化による日本の再生を提言し、芸術文化を通じて一人ひとりが創造力を発揮できる社会へ変革するためのプラットフォームとしての役割を果たすべく、芸術文化の普及と教育活動に取り組んでいる。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

- 昭和 52 (1977) 年 4 月 京都芸術短期大学造形芸術学科設置 (入学定員 175 人)
- 昭和 54 (1979) 年 4 月 京都芸術短期大学専攻科設置
- 昭和 56 (1981) 年 4 月 京都芸術短期大学造形芸術学科収容定員変更 (絵画・工芸専攻入学定員 100 人、デザイン専攻入学定員 180 人)
- 昭和 58 (1983) 年 4 月 京都芸術短期大学専攻科を 2 年制に変更
- 昭和 60 (1985) 年 4 月 京都芸術短期大学造形芸術学科映像専攻設置、デザイン専攻定員変更 (映像専攻 30 人、デザイン専攻入学定員 180 人→150 人)
- 昭和 62 (1987) 年 4 月 京都芸術短期大学専攻科映像専攻設置、専攻名称変更 (映像専攻 10 人、絵画・工芸専攻→美術専攻)
- 平成 3 (1991) 年 4 月 京都造形芸術大学芸術学部設置 (入学定員 100 人)
京都芸術短期大学造形芸術学科定員変更 (入学定員 490 人→440 人)
- 平成 5 (1993) 年 4 月 京都芸術短期大学専攻科が学位授与機構の認定校となる
- 平成 7 (1995) 年 4 月 京都造形芸術大学芸術学部定員変更 (入学定員 100 人→130 人、編入学定員 15 人)
京都芸術短期大学造形芸術学科定員変更 (入学定員 440 人→410 人)
- 平成 8 (1996) 年 4 月 京都造形芸術大学大学院芸術研究科 (修士課程) 設置 (入学定員 15 人)
- 平成 10 (1998) 年 4 月 京都造形芸術大学通信教育部芸術学部設置 (入学定員 300 人)
- 平成 12 (2000) 年 4 月 京都造形芸術大学大学院芸術研究科芸術専攻 (修士課程) を募集停止し、芸術文化研究専攻 (修士課程、入学定員 8 人)、芸術表現専攻 (修士課程、入学定員 17 人) を設置
京都造形芸術大学大学院芸術研究科芸術専攻 (博士課程、入学定員 7 人) 設置
京都造形芸術大学芸術学部芸術学科、美術科、デザイン科及び京都芸術短期大学を募集停止し、芸術学部に芸術文化学科、歴史遺産学科、映像・舞台芸術学科、美術・工芸学科、空間演出デザイン学科、情報デザイン学科、環境デザイン学科を設置 (入学定員 521 人、編入学定員 50 人)
- 平成 13 (2001) 年 12 月 京都芸術短期大学の廃止認可
- 平成 16 (2004) 年 4 月 京都造形芸術大学芸術学部芸術文化学科を廃止、芸術表現・アートプロデュース学科を設置
大学院修士課程入学定員変更 (芸術文化研究専攻入学定員 8 人→12 人、芸術表現専攻入学定員 17 人→38 人)
- 平成 18 (2006) 年 3 月 京都造形芸術大学芸術学部芸術学科、美術科、デザイン科を廃止
- 平成 19 (2007) 年 4 月 京都造形芸術大学芸術学部に映画学科、舞台芸術学科、こども芸術学科、キャラクターデザイン学科を設置
映像・舞台芸術学科の学生募集停止
美術・工芸学科を美術工芸学科に名称変更
芸術学部定員変更 (入学定員 445 人→655 人、編入学定員を 2 年次と 3 年

京都芸術大学

- 次に分け、50人→53人)
通信教育部芸術学部定員変更（入学定員300人→650人、編入学定員を2年次と3年次に700人）
京都造形芸術大学大学院芸術研究科（通信教育）芸術環境専攻（修士課程、入学定員80人）を設置
- 平成23（2011）年4月 京都造形芸術大学芸術学部に文芸表現学科、プロダクトデザイン学科、マンガ学科を設置
芸術学部定員変更（入学定員655人→694人、編入学定員2年次20人→10人、3年次33人→26人）
- 平成24（2012）年4月 京都造形芸術大学大学院芸術研究科修士課程入学定員変更（芸術表現専攻38人→48人）
- 平成25（2013）年3月 京都造形芸術大学芸術学部映像・舞台芸術学科を廃止
平成25（2013）年4月 通信教育部芸術学部芸術教養学科を設置（入学定員230人）
- 平成26（2014）年4月 京都造形芸術大学芸術学部定員変更（入学定員694人→718人）
芸術表現アートプロデュース学科をアートプロデュース学科に名称変更
- 平成27（2015）年4月 京都造形芸術大学大学院芸術研究科芸術文化研究専攻（修士課程）、芸術表現専攻（修士課程）を募集停止し、芸術専攻（修士課程、入学定員63人）を設置
- 平成28（2016）年4月 芸術学部定員変更（入学定員718人→732人、編入学定員2年次10人→0人、3年次26人→13人）
通信教育部芸術学部定員変更（入学定員710人→650人、編入学定員2年次220人→30人、3年次275人→930人）
- 平成30（2018）年4月 芸術学部定員変更（入学定員732人→910人）
- 令和元（2019）年4月 京都造形芸術大学附属高等学校設置
認可保育園こども芸術大学設置
- 令和元（2019）年8月 大学名称の変更届出（京都造形芸術大学→京都芸術大学）
- 令和2（2020）年4月 京都造形芸術大学を京都芸術大学に名称変更
京都造形芸術大学附属高等学校を京都芸術大学附属高等学校に名称変更
- 令和5（2023）年4月 芸術学部定員変更（入学定員910人→975人）
芸術学部マンガ学科の学生募集停止
通信教育部芸術学部定員変更（入学定員650人→1,410人）
大学院芸術研究科芸術環境専攻（修士課程）設置（入学定員180人）
大学院芸術研究科（通信教育）専攻名称変更（芸術環境専攻→芸術専攻）
大学院芸術研究科（通信教育）芸術専攻（修士課程）定員変更（入学定員80人→450人）
- 令和6（2024）年4月 芸術学部定員変更（入学定員975人→1,050人）
芸術学部歴史遺産学科及びアートプロデュース学科の学生募集停止

2. 本学の現況

・大学名

京都芸術大学

・所在地

京都府京都市左京区北白川瓜生山 2-116 (瓜生山キャンパス)

京都府京都市左京区北白川上終町 4 (上終キャンパス)

京都府京都市左京区田中高原町 25 (高原キャンパス)

京都府京都市左京区岩倉花園町 608-1 (岩倉グラウンド)

東京都港区北青山 1-7-15 (外苑キャンパス)

大阪府大阪市北区小松原町 2-4 大阪富国生命ビル 5 階 (大阪サテライトキャンパス)

・学部、研究科の構成

芸術学部 美術工芸学科／マンガ学科／キャラクターデザイン学科／情報デザイン学科／ プロダクトデザイン学科／空間演出デザイン学科／環境デザイン学科／映画学科／ 舞台芸術学科／文芸表現学科／アートプロデュース学科／こども芸術学科／ 歴史遺産学科
大学院芸術研究科 芸術専攻 (博士課程) 芸術専攻 (修士課程)／芸術環境専攻 (修士課程)
通信教育部芸術学部 芸術学科／美術科／デザイン科／芸術教養学科
大学院芸術研究科 (通信教育) 芸術専攻 (修士課程)

※芸術学部の改組により、マンガ学科は令和 5 (2023) 年度から学生募集を停止。アートプロデュース学科及び歴史遺産学科は、令和 6 (2024) 年度から学生募集を停止。

・学生数、教員数、職員数 [令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在]

(1) 芸術学部の学生数

学科名	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	備考
美術工芸学科	246	185	182	188	801	
マンガ学科	0	5	50	48	103	※1
キャラクターデザイン学科	219	212	91	102	624	
情報デザイン学科	194	196	187	189	766	
プロダクトデザイン学科	79	49	50	45	223	
空間演出デザイン学科	60	63	60	56	239	
環境デザイン学科	80	62	61	71	274	
映画学科	96	77	82	73	328	

京都芸術大学

舞台芸術学科	91	62	58	52	263	
文芸表現学科	50	47	44	47	188	
アートプロデュース学科	0	28	22	37	87	※2
こども芸術学科	30	29	27	27	113	
歴史遺産学科	2	36	32	35	105	※2
合計	1,147	1,051	946	970	4,114	

※1 改組に伴い、令和5(2023)年度から学生募集を停止

※2 改組に伴い、令和6(2024)年度から学生募集を停止

(2) 大学院芸術研究科の学生数

専攻名	1年次	2年次	3年次	計
芸術専攻(博士課程)	8	7	16	31
芸術専攻(修士課程)	53	49		102
芸術環境専攻(修士課程)	205	190		395
合計	266	246	16	528

(3) 通信教育部芸術学部の学生数

学科名	1年次	2年次	3年次	4年次	計
芸術学科	232	186	527	1,240	2,185
美術科	261	259	723	1,429	2,672
デザイン科	1,439	1,141	2,492	3,629	8,701
芸術教養学科	290	356	826	1,876	3,348
合計	2,222	1,942	4,568	8,174	16,906

(4) 大学院芸術研究科(通信教育)の学生数

専攻名	1年次	2年次	計
芸術専攻(修士課程)	357	355	712

(5) 教員数

学部・学科等の名称		基幹教員					助手	基幹教員 以外の教員
		教授	准教授	講師	助教	計		
芸術 学部	美術工芸学科	11	8	15	0	34	0	82
	マンガ学科	3	1	2	0	6	0	17
	キャラクターデザイン学科	5	3	6	0	14	0	28
	情報デザイン学科	7	12	11	0	30	1	57
	プロダクトデザイン学科	7	2	1	0	10	0	49
	空間演出デザイン学科	4	1	6	0	11	0	25

京都芸術大学

	環境デザイン学科	4	4	6	0	14	0	63
	映画学科	4	4	2	0	10	0	37
	舞台芸術学科	4	1	5	0	10	0	25
	文芸表現学科	5	3	2	0	10	0	26
	アートプロデュース学科	3	3	2	0	8	0	12
	こども芸術学科	3	1	2	0	6	0	23
	歴史遺産学科	5	1	3	0	9	0	13
	その他の組織（芸術教養センター）	7	4	4	0	15	0	134
	その他の組織 （芸術教養資格支援センター）	0	2	2	1	5	0	31
	その他の組織（学生支援センター）	0	0	0	0	0	0	2
	小計	72	50	69	1	192	1	624
通信 教育 部 芸術 学部	芸術学科	0	0	0	0	0	0	107
	美術科	0	0	0	0	0	0	163
	デザイン科	0	0	0	0	0	0	581
	芸術教養学科	3	2	1	0	6	0	23
	その他の組織 （リベラルアーツセンター）	0	0	0	0	0	0	230
	その他の組織 （芸術教養資格支援センター（通信））	0	0	0	0	0	0	70
	小計	3	2	1	0	6	0	1,174
合計	75	52	70	1	198	1	1,798	

研究科・専攻等の名称		研究指導 教員		研究指導 補助教員	計	助手	非常勤 教員
			うち 教授				
芸術研究科	芸術専攻（修士課程）	16	13	7	23	0	21
	芸術環境専攻（修士課程）	38	32	9	47	0	12
	芸術専攻（博士課程）	4	4	2	6	0	0
	小計	58	49	18	76	0	33
芸術研究科 （通信教育）	芸術専攻（修士課程）	46	34	23	69	0	16
	小計	46	34	23	69	0	16
合計		104	83	41	145	0	49

(6) 職員数

専任職員	契約職員	派遣職員	その他	合計
98	80	33	115	326

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、昭和 52（1977）年の開学以来、創設者が起草した「まだ見ぬわかものたちに—瓜生山学園設立の趣旨—」「通信による芸術教育の開学にあたって」「京都文藝復興」「藝術立国—平和を希求する大学をめざして—」【資料 1-1-1】に掲げる高い理想と志をもって、芸術による教育研究活動に取り組んできた。設置者である学校法人瓜生山学園の寄附行為【資料 1-1-2】第 3 条において法人の目的を、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、芸術立国の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成を目的とする」と定めている。

本学の使命・目的は、「京都芸術大学学則」「京都芸術大学大学院学則」「京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕」「京都芸術大学通信教育課程規程〔大学院〕」のそれぞれ第 1 条に定めている【資料 1-1-3】。

また、教育目的については、学部の学科及び研究科の専攻毎に「人材の養成に関する目的」として明文化し、学則等の別表【資料 1-1-4】に定めている。

1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的及び教育目的は、それぞれ、平易な文章を用いてその意味や内容について具体的且つ簡潔に文章化され、学則に定めている。また、本学のウェブサイトに掲載【資料 1-1-5】し、広く社会へ周知している。

1-1-③ 個性・特色の明示

京都という日本を代表する国際的歴史文化都市に立地する芸術大学として、京都の地から芸術文化活動を発信する「京都文藝復興」を提唱し、芸術による日本の立国「藝術立国」に寄与することを使命としており、現代文明の矛盾に対する深い反省を根底におき、芸術的創造力と哲学的思索によって新しい人間観や世界観を創造しようとするところに本学の独自性がある。

本学の使命・目的及び教育目的は、芸術教育を通じて社会の変革と平和創造への寄与をめざす点において独自のものであり、京都に立地する芸術大学としての特色を明確に示している。

1-1-④ 変化への対応

建学の理念、使命・目的及び教育目的は、令和元（2019）年に、京都芸術大学学長会【資料 1-1-6】で見直しの必要性について検討を行った。社会情勢の変化を見据えつつも、本学の建学の理念、使命・目的は、人類が抱える普遍的な課題の解決を目的とするものであり、大幅な見直しの必要性は無いとの結論に至ったが、本学のステークホルダーへの理解を深め、さらなる浸透を図ることを目的に、建学の理念並びに使命・目的の表現を、より平易でわかり易い内容に見直した【資料 1-1-7】。

また、通学課程では、急速に進む高度情報化や人工知能（AI）・ロボティクス等のテクノロジーの進化やグローバル化の進展等による社会や産業構造の変化を見据え、令和 6（2024）年度から芸術学部の三つのポリシー及び各学科の人材養成に関する目的を改訂し、密度の高い主体的な学修への転換を目的とした新カリキュラムを導入している。このように、社会の情勢などに対応し、必要に応じて建学の理念、使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学はこれまで、建学の理念に基づき、使命・目的に大学の個性・特色を反映し、明示してきた。今後も、社会の変革に寄与できる大学であり続けるために、時代の情勢を見据えながら、建学の理念、使命・目的の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的は、教育活動はもとより大学が行う全ての事業の根幹をなしている。そのため、役員及び教職員への十分な浸透をはかり、理解と支持を得ることを目的に、学則及び本学のウェブサイトで公開し、周知している。加えて、本学の建学の理念、使命・目的及び教育目的のもととなる、本学が掲げる理想と志をまとめた冊子【資料 1-2-1】を全教職員に配付して共有をはかっている。

また、4月、9月、1月の年3回、教職員総会を開催して学長、副学長、理事長等が所信を述べる機会を設けており、その中で建学の理念、使命・目的及び教育目的の共有をはかっている【資料 1-2-2】。

建学の理念、使命・目的及び教育目的、並びに教育研究に関する重要な方針等の見直しについては、教育研究に係る中期計画の策定に関する事項として、学長を議長とし、副学

長、研究科長、学部長、理事長、事務総局長、事務局長等で構成する「京都芸術大学学長会」【資料 1-2-3】で審議・決定しており、本学の役員が直接的に関与・参画する仕組みとなっている。また、教職員については、教員に加え事務局各課の課長が出席する代表教授会において意見を聞く事により、理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

建学の理念、使命・目的及び教育目的は、本学のウェブサイトに掲載【資料 1-2-4】し、広く社会に周知している。

学生に向けては、在学生専用ウェブサイトに掲載【資料 1-2-5】するとともに、毎年行われる新年度ガイダンスで周知している。

また、通学課程では、本学への入学を検討する全ての資料請求者に対して、本学の建学の理念、使命・目的及び教育目的のもととなる、本学が掲げる理想と志をまとめた冊子を送付することに加え、初年次生全員に「京都芸術大学を学ぶ（自校教育教材）」【資料 1-2-6】を配付し、授業の副教材として使用することを通して周知・浸透をはかっている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

学校法人瓜生山学園の目的である「芸術立国の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成」に則り、平成 19（2007）年にこれからの 30 年後の将来を視野に入れた長期的なビジョンとして「芸術立国」がまとめられた。

この「芸術立国」を実質化していくことを目的に、平成 29（2017）年度に、令和 3（2021）年度までの 5 ヶ年計画「学校法人瓜生山学園中期計画 Vision2021」【資料 1-2-7】を策定し、令和 4（2022）年度に、令和 8（2026）年度までの 5 ヶ年の計画として「学校法人瓜生山学園中期計画 Vision2026」【資料 1-2-8】を策定のうえ、建学の理念、使命・目的を中期的な計画に反映させている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の建学の理念、使命・目的及び教育目的に基づき、通学課程及び通信教育課程の学部及び研究科のそれぞれに、三つのポリシーを定め、本学のウェブサイト公開している。

芸術学部及び通信教育部芸術学部では、三つのポリシーの起点となるディプロマ・ポリシーの前文に、「京都芸術大学学士課程は、「芸術立国」を基本使命とし、社会の変革を牽引することのできる人材の育成を目的として、「人間力」と「創造力」を身につけた学生に学位を授与します。」と定めている。身に付けるべき能力要素として、「人間力」は自立した一人の人間として生きるための「知識・情報収集力」「コミュニケーション力」「倫理観」と定め、「創造力」は芸術の力を社会に活かすための「論理的思考力」「発想・構想力」「表現力」と定めており、建学の理念、使命・目的及び教育目的が明確に反映されている。このディプロマ・ポリシーに定める 2 つの力とそれを構成する 6 つの能力要素をバランス良く修得するためのカリキュラム・ポリシーを定め、求める人材像としてアドミッション・ポリシーを定めている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織【資料 1-2-9】は、建学の理念、使命・目的及び教育目的を達成するために、以下のとおり通学課程に芸術学部（13 学科）と大学院芸術研究科（3 専攻）を設置し、通信教育課程には、通信教育部芸術学部（4 学科）と大学院芸術研究科（通信教育）（1 専攻）を設置することにより、芸術分野を広範に網羅している。

芸術学部 美術工芸学科／マンガ学科／キャラクターデザイン学科／情報デザイン学科／ プロダクトデザイン学科／空間演出デザイン学科／環境デザイン学科／映画学科／ 舞台芸術学科／文芸表現学科／アートプロデュース学科／こども芸術学科／ 歴史遺産学科
大学院芸術研究科 芸術専攻（博士課程） 芸術専攻（修士課程）／芸術環境専攻（修士課程）
通信教育部芸術学部 芸術学科／美術科／デザイン科／芸術教養学科
大学院芸術研究科（通信教育） 芸術専攻（修士課程）

また、建学の理念、使命・目的及び教育目的を達成するためには、社会の変革を牽引する人材の育成とともに社会的課題に向き合う研究機能も重要であるため、その研究組織として「アート・コミュニケーション研究センター」「京都伝統文化イノベーション研究センター」「京都国際平和構築センター」「文明哲学研究所」「日本庭園・歴史遺産研究センター」「舞台芸術研究センター」【資料 1-2-10】等の附置機関を設置している。

いずれも本学の理念、使命・目的及び教育目的の実現に寄与するため、その研究活動は学生の教育とも密接に連携している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5（2023）年度に、本学の建学の理念、使命・目的及び教育目的の実現に向け、内部質保証の責任体系及び推進組織などに関する「京都芸術大学内部質保証方針」【資料 1-2-11】を学長会で定めた。今後も、この方針に則って使命・目的及び教育目的の点検・評価を行い、必要に応じて改善を行う。

【基準 1 の自己評価】

建学の理念、使命・目的及び教育目的は、わかりやすく簡潔な文章で学則等に具体的に明文化され、本学の個性・特色を反映している。また、社会情勢などを見据え、必要に応じて役員及び教職員が参画のうえ、使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

また、建学の理念、使命・目的及び教育目的の理解と支持を得るため、毎年、教職員総会を開催し、役員及び教職員と共有する機会を設けていることに加え、本学のウェブサイト等への掲載を通して広く社会に周知している。中期計画及び三つのポリシーにも適切に反映し、建学の理念、使命・目的及び教育目的の達成に必要な教育研究組織を整備している。

以上のことから、「基準 1. 使命・目的等」を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

通学課程

建学の理念、使命・目的及び教育目的を踏まえ、芸術学部及び芸術研究科の専攻毎にアドミッション・ポリシーを下記のとおり定めている【図表 2-1-1】。芸術学部のアドミッション・ポリシーは「京都芸術大学学生募集要項」【資料 2-1-1】に掲載し、芸術研究科の専攻毎のアドミッション・ポリシーは、「京都芸術大学大学院入学案内」【資料 2-1-2】に掲載している。アドミッション・ポリシーの周知については、本学のウェブサイトを通じて公表【資料 2-1-3】し、学内外に広く周知している。

【図表 2-1-1】 アドミッション・ポリシー

芸術学部	<p>京都芸術大学芸術学部は、「藝術立国」の基本使命に基づき、芸術による社会の変革をめざしていくために、ディプロマ・ポリシーに掲げる「人間力」と「創造力」、およびそれらを構成する「6つの能力」を身につけた人材を育成します。</p> <p>そのための入学者受け入れ方針として、本学の基本使命や教育目標に共感し、芸術を学び、芸術を社会に活かそうとする意欲を有していることに加え、以下のような資質・能力がある者を求めます。また、入学者選抜方法としては、入学者に求める資質・能力をより適切に評価するために、多様な選抜方法を実施し、多面的・総合的な評価を行います。</p> <p>【入学者に求める資質・能力】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯を通じて学び続けるための基盤となる、基礎的・基本的な知識・技能を有している。 2. 知識・技能を活用して、答えが一つに定まらない課題も解決できる思考力・判断力・表現力を有している。 3. 主体性を持って行動し、多様な人々と協働して学ぶ態度を身につけている。 <p>【入学者選抜方針】</p> <p>体験授業型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 授業に臨む姿勢に、授業を通して新しいことを学びとろうとする探究心が見られるか。 2. 初めて取り組む課題であっても、積極的に挑戦しようとする行動力が見られるか。
------	---

	<p>3. 出された課題に対して、様々な可能性を比較検討した上で自らの答えを導き出す思考力、発想・構想力が見られるか。</p> <p>4. 授業を通して、教員のアドバイスや他の学生の考え方に耳を傾け、相互に理解しようとする努力が見られるか。</p> <p>科目選択型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）</p> <p>1. 高校までの基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力が見られるか。</p> <p>2. （鉛筆デッサン）芸術を学ぶ上で必要な基礎力としての「観察力・構成力・表現力」が身についているか。</p> <p>3. （小論文）芸術を学ぶ上での基礎力としての「読解力・論理的思考力・文章表現力」が身についているか。</p> <p>4. （国語・英語）高校までの基礎学力「基本的知識・文章読解力等」が正しく身についているか。</p> <p>面接型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）</p> <p>1. 高校までの基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力が見られるか。</p> <p>2. 芸術に限らず、部活動、ボランティアなど情熱を持って打ち込んだものがあるか。</p> <p>3. 本学で自分を成長させようとする意欲があるか。</p> <p>大学入学共通テスト利用型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）</p> <p>1. 高校までの基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力が見られるか。</p> <p>2. 芸術を学ぶ上での基礎力としての「基本的知識・文章読解力・論理的思考力」が各教科において身についているか。</p> <p>外国人留学生選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）</p> <p>1. 高校までの基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力が見られるか。</p> <p>2. 芸術に関わる知識や技術を身につけてきたか。</p> <p>3. 就学するための十分な日本語能力およびコミュニケーション能力があるか。</p> <p>4. 本学で自分を成長させようとする意欲があるか。</p> <p>外国人留学生 日本留学試験利用型選抜</p> <p>1. 高校までの基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力が見られるか。</p> <p>2. 芸術を学ぶ上での基礎力としての「基本的知識・文章読解力・論理的思考力」が各教科において身についているか。</p> <p>3. 就学するための十分な日本語能力があるか。</p>
<p>大学院 芸術研究科</p>	<p>芸術専攻（修士課程）</p> <p>求める学生像および入学者選抜の基本方針は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな感性と柔軟な思考を有し、学士課程の基礎をふまえ、各自の専門領域

	<p>を構築して造形思想を深めるための能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術に関する基礎的な教養を有し、的確で論理的な思考とコミュニケーションの能力を有していること。 <p>※日本語と英語の読解力・表現力を有していること。</p>
	<p>芸術環境専攻（修士課程）</p> <p>求める学生像および入学選抜の基本方針は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の課題に真摯に向き合い、みずからの力で解決をはかろうとする意欲を持っていること。 ・芸術に関する基礎的な教養を有し、柔軟な思考とコミュニケーションの能力を有していること。 ・各自の専門分野に応じて、修士研究・修士制作を遂行しうる基礎的な能力を有していること。 <p>※日本語と英語の読解力・表現力を有していること。</p>
	<p>芸術専攻（博士課程）</p> <p>求める学生像および入学選抜の基本方針は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門領域における広範かつ深淵な知見を有し、かつ新たな価値観の構築にむけて真摯に取り組む姿勢を有していること。 ・基本的には3年間で日本語による博士論文を完成させうる研究計画と遂行力を有していること。 ・外国語(基本的に英語)による専門的語学力を有していること。

通信教育課程

建学の理念、使命・目的及び教育目的を踏まえ、通信教育部芸術学部の各学科及び、大学院芸術研究科（通信教育）にアドミッション・ポリシーを下記のとおり定め【図表 2-1-2】、「学生募集要項」【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】及び通信教育課程のウェブサイトに公表【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】し、広く周知している。また、入学説明会や高校訪問時、SNS（Social networking service）を活用した情報発信等においても、本学の教育目的及び特色とともにアドミッション・ポリシーを説明し、周知を図っている。

【図表 2-1-2】 アドミッション・ポリシー

<p>通信教育部 芸術学部</p>	<p>芸術学部通信教育部では、芸術やデザインに関心を持ち、それぞれの生きる場でありながら、柔軟な思考をもって他者と協力して社会に貢献しようとする志と意欲を持つ人を受け入れています。入学志望者には特に以下の点を期待しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代の人間・自然・社会の諸現象について問題意識を持つこと。 ・他者の理解を得ながら学ぼうとする真摯な姿勢を持つこと。 ・必要な知識や技術を自ら学び身につけること。 <p><芸術教養学科></p> <p>人類の芸術遺産とそれに関わる学術的営みに敬虔であり、かつ文化芸術の当事者たらんとする意思を備えた人の入学を期待しています。</p>
-----------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・専門分野の学びはもちろん、人間・自然・社会の諸事象についての学びをおろそかにしない人 ・みずから学ぶ手段を身につける意欲を持ち、基礎的な修練をいとわない人 ・自分が生活する地域から学び、学びの成果を地域に返していこうとする人 ・インターネットを通じた日本語による意思疎通が可能である人 <p><芸術学科></p> <p>文化芸術という行為に関心を持ち、それぞれの生きる場にありながら他者と協力して問題を考えていく人の入学を期待しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代の文化芸術環境に問題意識を持っている人 ・他者の理解を得ながらそれを探求しようという真摯な姿勢を持つ人 ・必要な知識や技術をみずから学び身につけることのできる人 <p><美術科></p> <p>美術工芸の各専門分野に関心があり、地域、年齢、職業を超えた交流を積極的に推進する人材を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制作することの意味を問い、実践していく人 ・構想力と表現力を身につけ意欲を持って制作を続けられる人 ・みずから学ぶという積極的な学習意欲がある人 <p><デザイン科></p> <p>ものづくりやデザインに関心を持ち、柔軟な思考で未来を切り開く意欲のある人の入学を期待しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代の生活環境を取り巻くモノのカタチやデザインに問題意識を持っている人 ・他者の理解を得ながらそれを探究しようという真摯な姿勢を持つ人 ・必要な知識や技術をみずから学び身につけることのできる人
<p>通信教育課程 芸術研究科 芸術専攻</p>	<p>修士課程（通信教育）では、さまざまな職業、経験を持ちながら、本学で芸術に関わる専門性を深め、社会で活動してゆく意欲を持った方の入学を期待しています。そのため入学者の選考にあたっては特に以下の点を重視します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自他を尊重しつつ意見を交わしながら制作研究を続けられること。 ・芸術に関し修了研究・修了制作を遂行するのに必要な専門的な能力を身につけていること。 ・修士課程（通信教育）の教育目標や授業形態を十分に理解していること。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

通学課程

通学課程では、以下の入学試験を設け、アドミッション・ポリシーに定める入学者選抜方針に則り実施している。

<芸術学部の入学試験>

○体験授業型入試

各学科の教員が、4年間の教育内容をもとに設計した1日体験授業を行い、その中で受験生の「探究心」「行動力」「思考力」「発想・構想力」「相互理解力」などを総合的に評価

する。この入学試験は、本学の教育内容を深く実体験できる内容となっている。

入学者選抜方針

1. 授業に臨む姿勢に、授業を通して新しいことを学びとろうとする探究心が見られるか。
2. 初めて取り組む課題であっても、積極的に挑戦しようとする行動力が見られるか。
3. 出された課題に対して、様々な可能性を比較検討した上で自らの答えを導き出す思考力、発想・構想力が見られるか。
4. 授業を通して、教員のアドバイスや他の学生の考え方に耳を傾け、相互に理解しようとする努力が見られるか。

○面接型入試

面接等を通して、受験生がこれまで取り組んできた正課での学習、課外活動や表現活動、取得した資格などを総合的に評価する。多様な能力を持った学生を選抜するため、「課外活動型」「表現型（ポートフォリオ）」「表現型（デジタルクリエイション）」「英語外部試験利用型」「離島在住者対象型」の5種類を設定し、面接形式で行う。

入学者選抜方針

1. 高校までの基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力が見られるか。
2. 芸術に限らず、部活動、ボランティアなど情熱を持って打ち込んだものがあるか。
3. 本学で自分を成長させようとする意欲があるか。

○科目選択型入試

大学が自ら作成する3つの科目（鉛筆デッサン、小論文、教科科目（国語・英語））を設定し、高等学校までの学習で培われた基本的な知識や能力が備わっているかを評価する。

入学者選抜方針

1. 高校までの基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力が見られるか。
2. （鉛筆デッサン）芸術を学ぶ上で必要な基礎力としての「観察力・構成力・表現力」が身についているか。
3. （小論文）芸術を学ぶ上での基礎力としての「読解力・論理的思考力・文章表現力」が身についているか。
4. （国語・英語）高校までの基礎学力「基本的知識・文章読解力等」が正しく身についているか。

○大学入学共通テスト利用型入試

各教科において、以下の能力等を総合的に評価する。

入学者選抜方針

1. 高校までの基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力が見られるか。
2. 芸術を学ぶ上での基礎力としての「基本的知識・文章読解力・論理的思考力」が各教科において身についているか。

○外国人留学生入試

志望理由書等の書類、ポートフォリオ、面接により以下の能力等を総合的に評価する。

入学者選抜方針

1. 高校までの基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力が見られるか。
2. 芸術に関わる知識や技術を身につけてきたか。

3. 就学するための十分な日本語能力およびコミュニケーション能力があるか。
4. 本学で自分を成長させようとする意欲があるか。

○外国人留学生日本留学試験利用型入試

各教科において、以下の能力等を総合的に評価する。

1. 高校までの基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力が見られるか。
2. 芸術を学ぶ上での基礎力としての「基本的知識・文章読解力・論理的思考力」が各教科において身につけているか。
3. 就学するための十分な日本語能力があるか。

○その他の入学試験

上記の入学試験以外に、多様な学生を受け入れる事を目的として、連携協定を締結した高校を中心に、「指定校推薦入試」【資料 2-1-8】、「海外帰国生徒入試」【資料 2-1-9】、「編入学試験（2年次、3年次）」【資料 2-1-10】を実施している。

<大学院芸術研究科の入学試験>

研究計画書、研究計画書英語要旨、論文またはポートフォリオの3つの指定提出物と、対面による口述試験の評価に基づき総合的に判定している。

<入学者選抜の方法と体制>

公平で適切に入学試験を実施するため、「学校法人瓜生山学園管理運営規程」【資料 2-1-11】第 18 条に則り、学長のもと入試部長を責任者とし、事務局のアドミッション・オフィスが所管部署として入学試験を実施している。大学が作成する科目の入試問題は、教員により構成された「入試出題委員会」【資料 2-1-12】が作成及び採点を行う。

芸術学部の入学試験の合否判定は、学科毎の評価結果をもとに、「代表教授会」【資料 2-1-13】の議を経て学長が合格者を決定し、芸術研究科の合否判定は、研究科委員会【資料 2-1-14】の議を経て学長が合格者を決定している。

また、それぞれの選抜方法によって、アドミッション・ポリシーに則した入学者選抜が実施できたかを検証するため、アドミッション・オフィスが入試毎の GPA や単位修得状況に関する分析【資料 2-1-15】【資料 2-1-16】を行い、学長、副学長、学部長等で組織される「京都芸術大学学長会」【資料 2-1-17】等に報告し、改善の必要性等について検討している。

このように、入学者の受入れについては、アドミッション・ポリシーに沿って、公正かつ適切な方法と体制のもと運用している。

通信教育課程

通信教育部芸術学部では、芸術の研究制作の場を限られた人々（学修に専念できる若年層）にのみ提供するのではなく、日常的に仕事や家事に勤しむ層にも開放し、社会人のニーズ（居住地域、世代、職業に関係なく）に応じた教育内容を展開している【資料 2-1-18】。

入学志願者に対しては、芸術に対する学修意欲、自ら主体的に学ぼうとする姿勢を確認する目的で、出願の際に志望動機の記述を求めている【資料 2-1-19】。その上で、アドミッション・ポリシーに掲げる「志と意欲」を選抜基準とし、書類選考を行っている。

入学志願者の受入れにあたっては、「代表教授会」の議を経て、学長が合格者を決定している。また、入学者選抜に関する改善施策については、「教育推進会議（通信教育）」【資料 2-1-20】にて実施している。

芸術研究科（通信教育）では、入学志願者より提出された経歴書、志望理由書、研究計画書、これまでの代表的な研究業績（著書、論文、レポート、作品）やポートフォリオ（作品資料集）等の指定提出物【資料 2-1-21】の書類審査により、アドミッション・ポリシーに適した人物かどうかを評価している。入学者の受入にあたっては「京都芸術大学大学院研究科委員会規程（通信教育）」【資料 2-1-22】及び「京都芸術大学大学院芸術研究科（通信教育）入学選考運営規程」【資料 2-1-23】に則り、領域毎に評価を行い、学長、研究科長、専攻長、（専攻長補佐）等で構成される研究科委員会（通信教育）の議を経て学長が合格者を決定している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

通学課程

芸術学部及び芸術研究科の過去 5 年間の学生受入れの状況は、【資料 2-1-24】の通り、入学定員に沿って適切な水準を維持している。

芸術学部では、令和 5(2023)年度に入学定員を 910 人から 975 人に変更し、令和 6(2024)年度には 1,050 人に変更した。過去 5 年間（令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度）の入学定員充足率の平均は 108%、収容定員充足率の平均は 106%となっている。芸術研究科では、令和 5（2023）年度に入学定員 180 名の芸術環境専攻（修士課程）を設置した。過去 5 年間（令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度）の入学定員充足率の平均は 119%、収容定員充足率の平均は 123%となっている。

通信教育課程

通信教育部芸術学部においては、令和 6（2024）年度の入学定員 1,410 人（1 年次入学）に対して、1 年次入学者を 2,162 人受入れており入学定員充足率は 153%、収容定員充足率は、芸術学科が 182%、美術科が 177%、デザイン科が 181%、芸術教養学科が 65%となっている【資料 2-1-25】。理由として、新型コロナウイルス感染症拡大によってオンラインでの学修が普及したことに加え、令和 6（2024）年度に映像コース・食文化デザインコースを開設したことなど、社会的需要が急増したことに応えたことが挙げられる。

令和 5（2023）年度に、専任教員を 36 名から 54 名へと増員しており、教員数は学生数 16,906 名に対する、大学通信教育設置基準 28 名を充たす基幹教員を配置している。

印刷教材による授業の添削担当教員配置として、令和 4（2022）年度は、レポート・作品の提出が年間 39,977 件に対して 785 人の教員が担当しており、年 4 度のレポート提出期間において、各期、教員 1 人あたり平均 12.7 件の課題添削を担当した。令和 5(2023)年度は、年間 44,222 件に対して 929 人の教員が担当し、各期では教員 1 人あたり平均 11.9 件と、ほぼ同等の添削指導態勢を整えた。

メディアを利用した授業においては、成績評価のためにレポートまたは課題作品の提出があり、提出件数に応じて採点・添削を担当する教員を配している。令和 4（2022）年度の提出件数 32,230 件に対して 262 人の教員が担当し、四半期では 1 人あたり 30.8 件を担当

した。令和5(2023)年度は、35,816件に対して277人の教員が担当し、四半期では1人あたり32.3件とほぼ同等の採点・添削態勢を整えた。また、必修科目の面接授業(スクーリング)においては、令和4(2022)年度は受講者延べ数29,775人に対して、延べ524人の教員で829講座を開講(1開講あたり平均35.9人)し、令和5(2023)年度では受講者延べ数27,617人に対して、延べ532人の教員で833講座を開講(1開講あたり平均33.1人)しており、授業担当教員及び開講数を増やすことで1開講あたり30~35人規模の面接授業(スクーリング)を実施した。

芸術研究科(通信教育)では、令和5(2023)年度から芸術環境専攻を芸術専攻に名称を変更した。全ての領域において完全オンライン型の学修環境を整備することにより、入学定員を80人から450人に変更し、学びの門戸を広げることが可能となった。令和6(2024)年度は入学定員450人に対して357人の入学者を受入れ、入学定員充足率は79%、収容定員充足率は79%となっている。

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

通学課程

芸術学部及び芸術研究科は、入学志願者の大幅な増加に伴い、令和3(2023)年度と令和4(2024)年度に収容定員の変更を行った。芸術学部については、入学志願者の増加により入学試験の実施体制を拡充する必要があるため、令和6(2024)年度より試験日程を追加し、入学者選抜を適切に実施できる体制を整備する。

芸術研究科についても、令和5(2023)年度に芸術環境専攻を設置したことにより、入学志願者が増加していることから、オンラインを活用した面接試験の実施や、対応する教員を増員することにより、適切な体制を整備する。

通信教育課程

通信教育部芸術学部は、令和5(2023)年度に収容定員の増加を行ったが、それでもなお、全ての学科の収容定員充足率の超過が高いため、令和6(2024)年度に、令和7(2025)年度からの収容定員に係る学則変更(収容定員の総数の増加)の認可申請を行った。また、令和7(2025)年度より、適切な入学者選抜の実施を通じた入学定員の管理を行うことにより、収容定員超過の改善に努める。

入学者の約半数が3年次編入学生であることや、社会人学生の割合が多いことから、学修のペースに個人差があり、卒業までの学修期間も異なっている点を踏まえ、休学や復学にも柔軟に対応するとともに、授業運営の適切な環境を整えている。今後も教育環境をきめ細かく整備し、新規学修機会の創出や履修支援を通じた学部教育の充実と生涯芸術学習の普及に継続的に取り組む。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

通学課程

芸術学部では、カリキュラム・ポリシーに学修支援の方針を定め【資料 2-2-1】、学生一人ひとりに担当教員を配置するほか、教職員が学生個々の学修目標や学修計画を把握できるよう学修管理システムを整備するとともに、新年度ガイダンスや教職員との面談等を通じて、学修指導を行っている。

担当教員については、新年度ガイダンス等で学生に知らせるとともに、学修ポータル「A-Portal」からも確認できる仕組みを設けている。学生は担当教員が明確化されることにより、学修や学生生活に関する相談がしやすくなるため、学修不振等が深刻化する前にケアを行うことが可能な体制となっている。担当教員による面談等の内容・所見は、「A-Portal」の「学生サポートメモ」【資料 2-2-2】に記録することにより、教職員は、その所属や権限に応じていつでも閲覧することができ、担当教員間の引き継ぎや、学生状況の共有、事務局各課と連携する際に活用し、個々の学生に対する継続的な支援に役立てている。

教職協働による学修支援を行うため、事務局に、教学支援課（一課、二課、三課）及びキャリア支援課を置き【資料 2-2-3】、教務、学生生活、厚生補導、国際交流、進路・就職に関する支援を行っている。各学科及び芸術教養センター、芸術教育資格支援センター、研究科（以下、「学科等」という。）の研究室には、教学支援二課・三課の職員を学科担当職員として配置し、教職協働による研究室運営及び学修支援を行える体制としている。学科担当職員は、担当教員や学生からの相談窓口となり、学科等と事務局の連絡・調整を行うことで、学生支援を円滑に行う役割を担っている。

通信教育課程

通信教育課程においては、学修管理システム「airU」を整備し、学生と教職員が絶えず学修の進捗を把握できるシステムを構築しており、学修支援等に活用している。学部、学科単位での学修状況の把握はBI（Business Intelligence）ツールで管理しており、「京都芸術大学学長会」の下に設置されている「教育推進会議（通信教育）」【資料 2-2-4】において、教職協働で学修支援を統括している。さらに、教育推進会議の諮問機関として「教務委員会」【資料 2-2-5】、「FD 委員会」【資料 2-2-6】、「学生委員会」【資料 2-2-7】を各委員会規程に基づき設置しており、学修支援について、教員と職員が相互に意見を述べるができる体制を整備している。

学修支援に関する事務局組織としては、学務課、教務課、教学運営一・二課を設置している。学修支援に関連する主要業務として、学務課は主に学習会などの課外活動の支援や、奨学金や学費などに関する相談、心身の健康といった学生の厚生補導に関する支援を行っている。また、通学課程のキャリア支援課と連携し、進路に関する継続的な相談とサポートを行っている。教務課は、主に履修や成績に関する総合的な相談窓口として学生の学修がスムーズに進むようにサポートを行っている。教学運営一・二課の職員を学科・コース担当職員として配置し、教職協働による研究室運営及び学修支援を行える体制としている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

通学課程

<TA等の活用>

学修支援及び教育研究の補助を目的として、ティーチング・アシスタント (TA) 制度【資料 2-2-8】を整備している。令和 5 (2023) 年度は、25 人の大学院生 (博士課程 8 人、修士課程 17 人) が TA として活動した。TA の任用にあたっては、TA 研修への参加を義務付けており、令和 5 (2023) 年度は全ての TA が参加し、TA の役割や心構え、留意点等について研修を行った。令和 6 (2024) 年度からは、学部生によるスチューデント・アシスタント (SA) 制度【資料 2-2-9】も整備し、授業担当教員の監督・指示のもと、学部 (学科) における講義、演習、実習等の補助などの学修支援を行える体制を整備している。

<副手・技術職員>

教育研究を補助する者として、学科等の研究室に副手を配置するほか、必要に応じて技術職員を配置している。副手は、学科担当職員の指示のもと、授業準備や授業運営に係るサポート、教室・機材管理等の役割を担っている。技術職員は、劇場や工房等の特殊施設の維持・安全管理のほか、演習や実習における教員補助業務、さらには課外活動に関する施設・備品貸出等の学修支援を担っている。

<オフィスアワー制度>

学修支援の一貫として、基幹教員が学生の質問や相談等に個別に応じる時間帯を設定する「オフィスアワー」を設けている。教員別のオフィスアワー一覧【資料 2-2-10】は、在学生専用ウェブサイトに掲載し、学生に公開している。オフィスアワー以外の時間でも、学生からの学修相談に対応するため、Google Classroom を通じて各科目の担当教員に質問できるようにしているほか、学科等の研究室を通して学修に関する相談は随時受け付けており、学生から教員に対して授業内容に関する質問や相談をしやすい体制を整えている。

<障がいのある学生への配慮>

障がいのある学生が適切な支援を受けることができるよう、平成 30 (2018) 年度に「障がい学生支援室」を立ち上げた。その後、学生数の増加とともに、心身に不調を抱える学生や障がいを持つ学生も増加していることから、令和 6 (2024) 年 4 月に、「健康支援室」「学生相談室」「UDL (Universal Design for Learning) 推進室 (旧：障がい学生支援室)」から構成される「学生支援センター」【資料 2-2-11】を設置した。UDL 推進室では、学生からの合理的配慮に関する相談に加え、関連情報や知識の収集・蓄積、本学の障がいのある学生の実態調査や教職員を対象とした研修などを行っている。また、事務局に担当職員を配置し、学生相談のカウンセラーや学科担当職員と密な情報交換を行い合理的配慮への対応を行っている【資料 2-2-12】。

聴覚障害のある学生が履修する授業においては、「学生サポートスタッフ」の制度を導入し、教員が話す音声情報を文字で伝達する支援を行っている。学生サポートスタッフは学生からの応募に基づき任命され、オンライン授業における文字通訳システムによって生成された文章の修正作業や、対面授業における授業内容の書き起こしであるノートテイクを

行っている。

<中途退学への対応策の実施>

中途退学への対応は、学修目標の設定によるモチベーションの維持向上、所属学科からの出席促進による学修習慣の確立、個人面談による状況の把握、個別指導や成績不振に至った学生に対する「修学指導面談」を中心として実施している。

学修目標の設定では、入学後すぐのタイミングで学生自身が4年間の学生生活を通じたビジョン・目標設定を学修管理システム「DPA (DP 達成度評価)」に入力【資料 2-2-13】し、担当教員との面談によるフィードバックを通して学生自身の学修目標を明確化している。

また、学生の出席状況は、学修ポータル「A-Portal」で管理しており、学生の自己確認はもちろん、教員は「休みがち検索」や「アラートメール」機能を利用して、出席不振の学生を早期に把握することができる。欠席が連続する学生へは、担当教員による早期の支援を実施するほか、欠席要因のアセスメントを行い、保護者や学生支援センター等の支援関係者と適切に連携することで中途退学の抑制に取り組んでいる【資料 2-2-14】。

学期ごとに GPA (Grade Point Average) が 1.0 を下回る学生に対しては、成績不振の状態にあると判断し、学修目標の再確認及び成績不振に至ったボトルネックの把握に加え、今後の改善に向けた対応策の立案と共有を目的とした指導を行う「修学指導面談」の制度を設けている【資料 2-2-15】。

<ウルトラファクトリー（共通工房）>

学生の創作活動を広く支援するため、全学生が利用できる共通の制作工房として、「ウルトラファクトリー」【資料 2-2-16】を設置している。工房内には簡易工作、塗装、撮影、印刷、シルクスクリーン、銅版画ドライポイント、金属加工、溶接、プラスチック成型、塗装、大型造形、木材加工、製材、CNC 加工、木彫といった創作活動に関連する広範な機材・設備を揃えており、専門の技術員（テクニカルスタッフ）が常駐し、加工方法や機械の使い方などの技術的なサポートを行うとともに、適切な機材・設備の選択をはじめとする制作に係る助言を行っている。設置する機材・設備を安全に利用するため、ライセンス制を採用しており、各機材・設備に対応したライセンスを取得するには、ウルトラファクトリーが実施する「ライセンス講習」の受講を必須としている。

<国際交流プログラム>

海外への進学や就職、グローバルな作家活動等を希望する学生を支援するため、教学支援二課に国際交流に関する窓口を置き、各種国際交流プログラムの企画・運営を行っている。具体的には、「交換留学プログラム」「海外研修ツアー」【資料 2-2-17】の運営のほか、国際意識向上のためのイベントやプログラム等の企画・運営、語学力向上を目的としたオンライン英語教材を提供（DMM 英会話・Really English）している【資料 2-2-18】。

交換留学については世界 12 ヶ国と地域に所在する 22 大学と交換留学協定を締結している。令和 5（2023）年度は前期 4 人、後期 2 人の学生を派遣し、前期 17 人、後期 16 人の学生を受入れた。海外研修ツアーについては、通学課程の芸術学部及び芸術研究科の全学生を対象に参加者を募り、夏季及び春季に海外研修ツアーを実施しており、令和 5（2023）

年度は 15 人が参加した。

通信教育課程

<TA 等の活用>

面接授業（スクーリング）に、授業運営を円滑に行うために補助職員（スクーリング・アシスタント）【資料 2-2-19】を配置している。受講者 25 人に対して補助職員を 1 人配置し、演習系科目では対面スクーリングだけでなく、オンラインスクーリングでも配置することにより、円滑な授業運営に努めている。メディアを利用して行う授業及び一部の印刷教材等による授業においても、補助職員（チューター）【資料 2-2-20】を配置している。また、一部の学科では卒業生による支援体制を構築し、学内専用 SNS 上において一般的な学修に関することや学生生活面での質問や相談に対応しており、令和 6（2024）年度から全学科コースで卒業生による支援体制（卒業生コーチ制度）【資料 2-2-21】を導入している。

<オフィスアワー制度>

学生からの質問は、メールやチャットボットでいつでも受け付けできる体制を整えており、メールについては 1 週間以内をめどに回答できるようにしている。加えて、全学科・コースで定期的に研究室主催の学習相談会を開催し、面接授業（スクーリング）時以外も学生が直接教員に学修に関する相談ができる体制を整備している。令和 5（2023）年度は延べ 300 回の学習相談会を開催した【資料 2-2-22】。

<障がいのある学生への配慮>

障がいのある学生への配慮・支援については、「障がい学生対応相談窓口」を設け、障がいのある学生が適切な支援を受けられるよう、ガイドラインの作成【資料 2-2-23】や教職員を対象とする研修に取り組んでいる。配慮・支援を求める学生については「修学に関する支援申請書」【資料 2-2-24】の提出を受け付け、主に大学で面接授業（スクーリング）を受講する際に、合理的配慮やその他の学修支援を行っている。

<中途退学への対応策の実施>

3 年次編入生や社会人学生の割合が多いことから、休学や復学には柔軟に対応しているが、中途退学への対策として、「学習継続率（＝前年度の在籍者数に対して、今年度も引き続き学籍更新（休学除く）を行った学生数の割合）」の向上に取り組んでいる。令和 5（2023）年度と令和 6（2024）年度の「通信教育部芸術学部方針」【資料 2-2-25】の中で、「学習継続率の向上＝入学 1 年目、2 年目学生のテキスト科目修得単位数の向上」を目標に掲げ、数値目標として、テキスト科目未修得率 1 年目 25%未満、2 年目 30%未満を設定し、各学科・コースで改善施策を実施している【資料 2-2-26】。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

芸術学部

令和 6（2024）年度より、芸術学部では主体的な学修への転換を主眼に置いた新カリキュラム【資料 2-2-27】を導入した。新カリキュラムの実質化にあたっては学修支援体制の

拡充が必要不可欠と考え、教職協働によるアカデミック・アドバイジング機能を拡充し、学生個々の学修状況に合わせた学修支援を行う。また、TAに加え、新たな学修支援の枠組みとしてSA制度を令和6（2024）年度より導入する。加えて、令和6（2024）年度に開設した、「学生支援センター」では、学生のメンタルヘルスケア及び障がいを持つ学生への支援拡充を目的として、ピアサポート体制（学生支援組織）の構築に取り組む。

通信教育課程

授業を含め学生からの質問や要望、学修相談等については、テキストベースのコミュニケーションが中心となるため、その受領返信等を事務局が一元管理し、内容に応じて教員及び事務局各課と連携のうえ、適切に対応していく。また、寄せられた質問や相談等については翌年度のシラバスや「学習ガイド」に反映させることに加え、オンラインでの学習相談会を行うなど、学修支援の拡充に取り組む。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

通学課程

「人類が直面する困難な課題を克服するために、自らの「人間力」と「創造力」を鍛え、社会の変革を牽引することのできる人材を育成する」という目標掲げる本学にとって、キャリア教育は重要な柱であり、カリキュラム・ポリシーにも明確に定めている。令和8（2026）年度までの5年間の計画を示す「学校法人瓜生山学園中期計画 Vision2026」においても、「進路決定率（（就職者+進学者）÷卒業者数）90%を前提とした出口戦略の強化」を掲げ、進路決定率90%を維持しながら進路の質向上に取り組んでいる。これらの方針のもと、教職協働による組織的なキャリア支援体制を整備している。

<正課科目の充実>

芸術教養科目として、本学で学んだことを社会で活かせるよう、自己理解や職業理解を深める授業を、1年次後期から3年次前期まで継続して設置している【資料2-3-1】。1年次後期の「キャリア研究基礎」では、1年次前期の学修成果や身に付けた力を振り返りながら、キャリア形成をスタートさせる。2年次後期の「キャリア研究実践」では、3年次から始まるインターンシップに向けて、内定を得た上級生や卒業生の体験談、業界・職種研究や自己分析等を通して、大学での学びと将来の進路を結びつけることを目的とした内容になっている。3年次前期の「就職対策特講」は、夏のインターンシップへの参加をはじめとして、選考試験本番に向けて必要となる知識や技術に関する総合的な内容となっている【資料2-3-2】。また、社会に出て働くことの意義や自身の専門性を踏まえたキャリアプランの形成を目的に、全学科の専門科目の中でもキャリア教育を導入するなど、多面的なキャリア教育を展開している。

<インターンシップへの参加促進>

3年次夏のインターンシップへの参加を目標に、3年次前期に「就職対策特講」を11クラス開講している。令和5(2023)年度は在学生の74.5%が履修し、3年次夏のインターンシップの参加状況は、令和4(2022)年度の53.0%から、令和5(2023)年度は62.3%に増加した。また、遠方の企業へのインターンシップへの参加を支援するため、大人数のインターンシップ受け入れが可能な企業と連携し、東京へのチャーターバスの導入も行っている。なお、インターンシップの単位認定については、必要な事前・事後学修を行ったうえで実働40時間以上(原則として1日8時間以内)の参加実績がある場合に、所定の審査を経て単位の認定を行っている【資料2-3-3】。

<キャリアデザインセンターによる支援>

進路・就職に関する支援及び指導を担う全学的な組織として、事務局に「キャリアデザインセンター(キャリア支援課)」を設置している。キャリアデザインセンターには10人の職員を配置し、8人がキャリアコンサルタントの資格を有している。

令和5(2023)年度の学生相談件数は3,968件あった。卒業生878人のうち669人(76.2%)が1回以上相談に訪れ、1人あたりの平均面談回数は5.82回となっている【資料2-3-4】。あわせて、様々な就職支援講座やガイダンス、企業説明会も年間を通じて開催【資料2-3-5】するほか、学生が活用できる「就活手帳」や保護者向け就職情報ウェブサイトも運用している。また、保護者を含めた三者面談も8~9月にかけて開催しており、令和5(2023)年度は58件実施した【資料2-3-6】。

令和2(2020)年度の新型コロナウイルス感染拡大以降、キャリア支援においても非対面での対応が必要となり、学生面談や就活対策講座のオンライン化に加え、オンライン面接用のブースも設置するなど、デジタル化に対応した支援にも力を入れている。

<本学独自のスカウト制度の運用>

学生の自己PRや作品を、本学のウェブサイト上で企業に向けて公開し、企業が本学の学生をスカウトすることができる「京都芸術大学ART STUDENT スカウト」【資料2-3-7】を運用している。企業から学生へのスカウトについては、キャリアデザインセンターが間に立ち、学生へのスカウト連絡や学生の意思確認、企業への回答を行っている。学生及び企業の登録は無料であり、作品の更新や追加も随時可能となっている。令和5(2023)年度の4年生に対しては、延べ291件のオファーが届き、5人の学生が就職した。

<その他の活動支援>

令和5(2023)年度は、学内合同企業説明会を12月に4日間(オンライン:3日、対面:1日)開催し、合計55社の企業を招聘した。延べ1,329人の学生が参加し、就職を希望する学生のうち、約7割の学生が参加した【資料2-3-8】。また、3月にもオンラインで2日間開催(招聘企業数:21社)し、延べ330人の学生が参加した。

その他、「蒼山会(保護者会)」の協力により、インターンシップや会社説明会、各種採用選考などの就職活動や進学試験、オーディションなどの活動において、一定条件下で交通費・宿泊費の補助等【資料2-3-9】も行っており、令和5(2023)年度は、419件の支援

を行った。また、芸術大学ならではの取り組みとして、学生が就職活動において内定先に提出したポートフォリオの複製買取りも行っており、業界・業種に応じたポートフォリオ制作に役立てられるよう、冊子・デジタルの両方でポートフォリオの実物を公開している。

<担当教員制とキャリア委員会の運営>

「京都芸術大学キャリア委員会規程」【資料 2-3-10】に基づき、毎月 1 回「キャリア委員会」を開催し、学部全体でのキャリア支援に取り組んでいる。4 年生の進路活動状況を学科毎に報告し、進捗確認及び指導方法等の共有を行うことにより、各教員が学生に対してタイムリーな進路指導を行えるようにしている。また、早期化する就職活動への対応として、3 年生夏のインターンシップ及び秋冬インターンシップへの応募・参加状況についても調査を行い、活動状況の確認と指導方法の共有等を行っている。加えて、学年ごとのキャリアデザインセンター主催の各種イベントや講座情報等を共有し、各学科から参加促進をはかっている。

<進路決定状況>

本学では、進路決定率（（就職者＋進学者）÷卒業生数）90%を恒常的に維持し、進路の質を高めることを目標に掲げている。過去5年間（令和元（2019）年度から令和5（2023）年度）の進路決定率は、【図表2-3-1】のとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和2（2020）年度は87.6%とやや減少したが、令和3（2021）年度は90.3%、令和4（2022）年度は91.1%、令和5（2023）年度は90.8%と3年連続で目標とする90%を超えた。また、4年次9月末時点での就職内定率（就職内定者÷（在学生-就職希望でない者）70%以上を学部全体の目標に掲げ、令和4（2022）年度は74.7%、令和5（2023）年度も79.3%となっている。

【図表 2-3-1】芸術学部過去 5 年間の進路決定率

	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
本学学部全体	89.9%	87.6%	90.3%	91.1%	90.8%
全国の大学平均	90.7%	87.7%	88.6%	90.1%	-
全国の芸術学部 系統の大学平均	75.6%	70.8%	73.3%	75.8%	-

※進路決定率＝（就職決定者＋進学決定者）÷卒業生

※全国の大学平均及び全国の芸術学部系統進路決定率は、学校基本調査より算出

芸術研究科においては、芸術学部と同様に、キャリアデザインセンターにおいて、進路・就職に関する支援及び指導を行っている。令和 5（2023）年度の進路決定率（（就職者＋進学者）÷修了者数）は 40.4%であり、フリーランスでの作家を志望する学生や本国に帰国して就職活動を行う留学生が一定割合存在することから、現状の進路決定率に留まっている。また、令和 5（2023）年度のキャリアデザインセンターにおける学生相談件数は 130 件であった。様々な就職支援講座やガイダンス、企業説明会についても、年間を通じ開催し

ており、学部生と同様に支援を行っている。

通信教育課程

すでに就業されている社会人だけでなく、定年によりすでに退職している学生も在籍することから、社会的・職業的自立に対する支援については一律の指導は困難である。ただし、新卒採用のキャリア支援を希望する学生を前期・後期の2回募集し、通学課程事務局に設置しているキャリアデザインセンターに「キャリア支援者登録」を行うことで、各種の支援を行っている【資料 2-3-11】。

具体的には、ウェブ上での求人閲覧、「業界研究セミナー」「インターンシップガイダンス」をオンデマンド講座として実施、オンラインでのキャリアカウンセラーによる個別面談やエントリーシート作成指導など、全国各地で学習する学生のために遠隔で受けられる支援を中心に実施している。また、希望者は学内で開催される企業説明会、合同企業説明会、各種就活セミナーへの参加が可能となっている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

通学課程

インターンシップを通じた業界・職業研究と採用選考への応募は、早期化する昨今の就職活動においてますます重要な位置づけとなっているため、3年次夏のインターンシップへ繋げる2年次後期「キャリア研究実践」の履修促進を行うとともに、専門教育を通じた低年次からの職業意識の醸成をはかっていく。加えて、日本での就職を希望する留学生の進路支援を目的とした施策の拡充と組織的支援体制の整備を行う。

また、産業界が求める人材像も年々変化するため、企業との緊密な連携のもと産業界の人材養成の意向をタイムリーに把握し、キャリア教育の充実を図る。

通信教育課程

新卒に相応する学生には、引き続きキャリア支援相談窓口や登録方法の周知を行い、キャリアデザインセンターに通信教育課程専属キャリアカウンセラーを配置するなど、学生一人ひとりが目的や目標にあわせたキャリア形成を行えるよう支援体制の整備を図る。

また総合教育科目として、キャリアデザイン科目を設置する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

通学課程

学生生活を支援する組織として、事務局に教学支援一課を置いている。学生生活に関する総合窓口として、奨学金申込や学費納入についての相談、学生会やクラブ活動等の課外

活動の支援、留学生への支援（在留資格・奨学金・学生生活全般）等を行っている。学生生活上のトラブルが発生した場合には、内容や状況に応じて学生が所属する学科の担当教員及び、学科に配置されている教学支援三課の学科担当職員と連携し、速やかに適切な対応ができる体制を整備している。

また、学生の学生生活支援及び厚生補導を充実させることを目的として、「教育推進会議」【資料 2-4-1】の下に「学生生活委員会」を設置している。委員会は、委員の任命を受けた教員と教学支援一課職員による教職協働により運営し、「京都芸術大学学生生活委員会規程」【資料 2-4-2】に定められた事項を審議している。令和 4（2022）及び令和 5（2023）年度は、学生の自死防止対策を重要課題とし、教職員研修の実施や体制構築に関する協議・検討を行った【資料 2-4-3】。

さらに、令和 6（2024）年 4 月に、「健康支援室」「学生相談室」「UDL（Universal Design for Learning）推進室（旧：障がい学生支援室）」から構成される「学生支援センター」を設置した。「学生支援センター」には、「健康支援室」「学生相談室」「UDL 推進室」の 3 つのセクションを設け、学生の心身に関する健康相談、体調不良時の対応、ケガの応急処置や、心身の問題や様々な悩みに対する相談、心身の障がいに関する相談に対応している。人員体制を、「健康支援室：2 人（保健師・看護師）、校医 3 人（内科・精神科）」、「学生相談室：基幹教員以外の教員（臨床心理士）1 人、専任カウンセラー（臨床心理士）1 人、非常勤カウンセラー（臨床心理士）3 人」、「UDL 推進室：基幹教員以外の教員（支援コーディネーター）1 人」に拡充したほか、施設設備においても相談室を 2 室から 3 室に増やし、フリースペースや多目的室を新たに設置し、学生生活の安定のための支援を行っている【資料 2-4-4】。

<奨学金>

奨学金の手続きにかかる案内、説明動画（オンデマンド）の配信、書類作成方法等の指導を行っている。日本学生支援機構の奨学金のほかに、各種団体、地方自治体等からの学外奨学金の告知を学修ポータル「A-Portal」で行っている【資料 2-4-5】。

芸術研究科においては、日本学生支援機構、学外の奨学金のほかに、大学独自の奨学金制度として、成績優秀者に対し年間授業料の半額が免除される「大学院特待生制度（修士課程・博士課程）」【資料 2-4-6】や、京都芸術大学芸術学部から大学院修士課程に内部進学する優秀な学生に対して 2 年間の授業料等納付金相当額が給付される「長谷川記念奨学金（修士課程）」【資料 2-4-7】を設けている。また、全大学院生を対象として、研究・制作・発表などの活動に対する助成を行う制度「大学院研究・制作・発表助成制度」【資料 2-4-8】を設けている。

<表彰制度>

学部 3 年生時点の成績や課外活動など、研究・創作活動において秀でた 4 年生に対し、奨励金として 5 万円を授与する「優秀学生賞」を設けている。受賞者に対しては表彰式を行うとともに、活動内容をパネル掲示し学内に周知している【資料 2-4-9】。

<課外活動の支援>

○学生会

芸術学部の全学生を会員とする学生組織「学生会」【資料 2-4-10】を設立している。運営は、各学科から選出された代表学生「代議員」を中心に行われ、学生一人あたり年間 5,000 円の会費を徴収し、学園祭や新入生歓迎イベント、学生有志による展覧会などの活動を行っている。学生会の担当部署として、教学支援一課が運営をサポートしている。

○公認クラブ・サークル

約 30 の公認クラブ・サークル団体があり【資料 2-4-11】、これらの団体には顧問として教職員を置き、活動の相談を受けることができる体制にしている。入学式後にクラブ紹介イベントを開催し、活動内容に関する説明の機会を設けている。公認クラブ・サークルに対する支援として、「京都芸術大学クラブ連盟規約」【資料 2-4-12】に基づき、活動費用の一部を支援している。また、共用備品の購入、運動系サークルの保険加入などの支援も行っている。

○創作活動補助制度

芸術学部生の保護者会（蒼山会）では、年間 1 万円の会費を徴収し、学生の福利厚生、課外活動支援、就職支援、会報誌の発行等を行っており、学生の課外活動を支援するため、以下の制度を設けている。

1) 「蒼山会 創作・研究補助制度」

芸術学部の学生を対象に、自主的な創作・研究活動に対する助成制度を設けている【資料 2-4-13】。書類選考及び面接選考を経て採用された学生（グループ）は、中間報告書の作成及び最終報告会での発表を行う。

2) 「蒼山会 対外文化活動補助制度」

芸術学部の学生を対象に、授業以外での学生の自主的な活動（個展、グループ展、公演等）を支援し、活動費用の一部を補助する制度を設けている【資料 2-4-14】。補助の対象は、会場の使用料、DM 印刷費用、作品の運搬費（業者に依頼した場合）とし、費用の 5 割（上限 5 万円）を助成している。

<健康支援・学生相談の利用状況>

学生支援センターの「健康支援室」では、学生の健康管理をサポートするために、健康診断の実施及び健康に関する相談やケガの応急処置等を行っており、令和 5（2023）年度は、3,533 件の来室対応を行った。「学生相談室」では、来室が困難な場合には Zoom や電話での相談にも応じており、学生本人だけでなく、学生に関わる問題に関して教職員からの相談にも対応している。「UDL 推進室（旧：障がい学生支援室）」では、支援・配慮すべき点を協議したうえで、学生の所属学科や芸術教養センター及び芸術教育資格支援センターに対して配慮依頼文書を発行するなど、合理的配慮の調整を行っており、令和 5（2023）年度は、「学生相談室」及び「UDL 推進室」で延べ 1,559 件の相談対応を行った。

<ハラスメントの防止と対応>

ハラスメント問題への相談対応や学生の人間関係問題に対処する組織として「人間関係委員会」【資料 2-4-15】を設け、教職員によるハラスメント相談員を配置し、迅速に対応できる体制を整えている。学生に対しては、ハラスメントに関する相談窓口等の情報を掲載した「学生手帳」を配付し、新年度ガイダンスで説明を行っている。

また、「在学生専用ウェブサイト」に「学校法人瓜生山学園京都芸術大学ハラスメント防止に関するガイドライン」【資料 2-4-16】及び「STOP HARASSMENT ハラスメントのないキャンパスを」【資料 2-4-17】を掲載し、広く周知している。

通信教育課程

<学生サービス、厚生補導のための支援体制>

学生サービス、厚生補導の方針は、学部長、研究科長の方針に則り学生委員会で審議し策定される。また、学生サービス施策の立案及び支援状況を把握するため、学生委員会の下、ワーキンググループを組織している。

<学生サービス、社会人学生を含む課外活動への支援状況>

学生の健康相談及びメンタルヘルスケアについては、「こころとからだの相談室 24」【資料 2-4-18】として外部機関のサービスを提供し、専門家による電話やオンラインでの相談受けやカウンセリング対応を実施している。令和 5（2023）年度は、延べ 681 件の利用があった。障がい学生の支援については、障がい学生対応ガイドライン【資料 2-4-19】を策定し、合理的配慮等の支援を行っている。

学生の課外活動については、「学生委員会」のもとに設置されるワーキンググループを中心として、全国各地で開催される課外活動や学内展覧会、研究助成金制度等の企画運営を行っている。また学生主催の学習会を支援し、地域で開催される学習会への教員派遣制度を設けている【資料 2-4-20】。

<奨学金等経済的支援の現況>

学生の経済的な支援として、日本学生支援機構の奨学金制度、大学独自の支援制度、学外の奨学金制度の運営を行っている。日本学生支援機構の奨学金においては、令和 5（2023）年度は、貸与型奨学金は学部生 6 人（前年 5 人）、大学院生 2 人（前年 1 人）の受給となった。また、給付奨学金は、139 人（前年 133 人）が受給した【資料 2-4-21】。

大学独自の経済的支援制度としては、通信教育課程では生涯学修を奨励するため独自の修学支援制度を設けて学生を支援している。学部において同コースでの学習が 5 年目以上となる場合に授業料を減免する「学習支援奨学金」制度【資料 2-4-22】は、令和 5（2023）年度は、634 人（前年 641 人）が対象となった。また、在籍年限終了の翌年度に同一コースに入学した場合、在籍期間を通じて授業料を減免する「年限退学時再入学奨学金」制度を設けており、218 人（前年 207 人）が利用した。大学院において学習が通算 3 年目以上となる場合に学費を減免する「学習支援奨学金」は、2 人（前年 4 人）が利用した。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

通学課程

新たに設置した「学生支援センター」において、これまで行ってきた個別の支援に加え、「健康支援室」「学生相談室」「UDL 推進室」のそれぞれが連携し、心理教育、居場所支援、ピアサポーター養成に関する支援の拡充を図る。

通信教育課程

通信教育課程の特性として、学生の居住地が全国各地に及んでいることから、学生サービスにおいても大学キャンパス内に留まらず、地域やネットワーク環境におけるサービスや情報交流が求められている。学生、卒業生、大学が、より交流を深められる手段として、本学独自の SNS や「airU コミュニティ」を立ち上げ運用しており、物理的な距離を超えてリアルタイムで学びを交流し深め合える手段として、さらに活用を拡大していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎等の学修環境は、大学設置基準に沿って適切に整備されている。施設・設備の維持管理は施設課が担当し、各種法令（建築基準法、消防法、フロン排出抑制法等）に基づき保守管理を行い、法定点検結果に基づき不備箇所の修繕や設備更新を行い、学修環境の安全と向上に努めている。

校地面積は、専用に敷地総面積 69,175 m²、屋外運動場敷地が 18,501 m²であり、校地総面積は合計 87,676 m²で、大学設置基準上必要とされる 39,240 m²の約 2.2 倍を有している

【資料 2-5-1】。また、体育館、厚生補導施設を除く校舎面積は専用に 62,126 m²であり、大学設置基準上必要とされる 32,456 m²の約 1.9 倍と基準を充たしている【資料 2-5-2】。

【図表 2-5-1】校地、校舎面積

収容定員	校地		校舎	
	基準面積※1	現有面積	基準面積※2	現有面積
3,924 人	39,240 m ²	87,676 m ²	32,456 m ²	62,126 m ²

※1 基準校地面積 収容定員 3,924×10 m²=39,240 m²

※2 基準校舎面積 (収容定員 3,924-800) ×3,140÷400+7,933=32,456 m²

<図書館>

図書館（芸術文化情報センター）【資料 2-5-3】は、教育活動の基盤施設として平成 13（2001）年 4 月に整備された。総延面積 2,158 m²、閲覧席数 344 席の図書館は、本館である大学図書館とこども図書館「ピッコリー」より構成されている。また、外苑キャンパスにも 15 m²の図書スペースがあり、蔵書は大学図書として登録されている。

<学内展示施設及び附属施設>

美術、デザイン、映画、舞台芸術など多様な教育に対応するため、学内にギャラリーや博物館相当施設を完備し【図表 2-5-2】、また大学総体として制作・研究活動を活性化する観点から、学生ラウンジや実習室、廊下等に展示用器具（照明やワイヤーレール）を整えている。

【図表 2-5-2】学内展示施設及び附属施設一覧

京都芸術劇場春秋座 (大劇場) 7,460㎡	本格的な歌舞伎公演が実施できる舞台機構と852席の観客席を擁し、現代劇やオペラ等の上演、映画上映にも対応した劇場。
studio21 (小劇場) 349㎡	現代演劇やダンス、パフォーマンスなど、舞台表現の実験を行う、汎用性ある劇場。
芸術館 401㎡	京都芸術大学所蔵品を展示する博物館相当施設。縄文土器類のコレクション約280点、シルクロード工芸品約170点（寄贈）、豊原国周の浮世絵作品約360点（寄贈）及び同データベースを所蔵・管理している。また、常設展、企画展のほか、学芸員課程の博物館実習に活用している。
Galerie Aube (ギャラリー・オーブ) 482㎡	多目的ギャラリーとして、学生・教員作品展、作家の展覧会などを開催している。教育実践の場として、企画から展示まで学生が関わるプログラムも展開している。
黒田村アートビレッジ (京都市右京区) 509㎡	学生、教職員のための宿泊研修施設。陶芸の登り窯、電気窯、ろくろの設備を備え、ゼミ、課外活動、クラブなどの合宿に活用している。
康耀堂美術館 (長野県茅野市) 敷地面積18,725㎡ 床面積1,308㎡	蓼科高原入口に位置する附属美術館。近現代の日本画・洋画作品・ガラス工芸作品など400点あまりを収蔵し、学生の美術研修や学芸員課程の博物館実習に活用している。

<共通工房 ULTRA FACTORY (ウルトラファクトリー) >

共通工房として、「ULTRA FACTORY (ウルトラファクトリー) (1,311㎡)」を設置している。エリアは大きく4つに分かれており、至誠館2階は金属加工及び樹脂成型のための工房となっており、各種溶接機や旋盤等が備えられている。また、塗装や大型造形物の制作も行えるスペースとなっている。3階はシルクスクリーン、銅版画の工房となっており、製版機やプレス機等が備えられている。4階はデジタルファブリケーションの工房となっており、2D/3Dモデリングのための専用PC、3Dプリンター、3軸モデリングマシン、UVプリンター、大型印刷機等を備えている。人間館地下2階は、木工のための工房となっており、各種木工機械やCNCミリングマシンが備えられている。

工房では、教員や第一線で活躍するアーティストやデザイナーの指導のもと、プロジェクト型授業も実施しており、クリエイターと学生が共同制作した作品は、芸術祭など国内

外で発表されている。運営面では安全に配慮し、技術員を6人配置している。

<体育・スポーツ施設>

体育館は980㎡で、バスケットボールコートとバレーボールコート2面を有しており、体育の授業に加え、初年次教育におけるワークショップ、学生のクラブ活動、大学行事にも使用されている。運動場は18,501㎡で、本部キャンパス北方約4kmに位置し、テニスコート1面とフットサルコート1面を有している。

<情報処理施設>

学内のICT（情報通信技術）環境の整備と学生及び教職員からの相談対応を行うため、事務局に「情報システム室」を設置し、専門スタッフを配置している。学生には入学時にノートパソコンの所持を義務付けており、学生及び教職員からのパソコンの利用やネットワークに関する相談を受け付けている。

<学生食堂>

学生食堂（672㎡）の運営を委託する業者と連携し、令和5（2023）年にメニューを刷新するとともに、厨房機器を更新し、システムで注文を受けた後に調理する方式に改め、作り立ての料理を提供している。また、現金精算レジを廃止し、券売機を導入することによりキャッシュレス決済も可能となっている。券売機は厨房の注文伝達システムとも連動しており、注文した料理が完成した際には自動呼出しがされる仕組みとなっている。

<学生厚生施設>

学生の厚生施設として、以下を設けている。

【図表 2-5-3】学内厚生施設一覧

カフェ 36㎡	人間館 NA 棟 1F の学生ラウンジ中央に位置し、コーヒー、パン、ケーキ等の軽食を販売している。
売店 30㎡	多種の飲食物等を販売している。
購買部 326㎡	文房具や授業で必要となる画材全般を割引価格で販売している。
学生支援センター 181㎡	「健康支援室」「学生相談室」「UDL 推進室」の3つのセクションから構成され、学生の健康管理、傷病対応に加え、メンタルヘルスや障がいを持つ学生の支援を行っている。
学生ラウンジ 1,083㎡	人間館1階に位置し、学生の休憩、食事、サークル活動、自習空間及び制作発表の場（学科展、卒業制作展など）として活用している。
クラブボックス 355㎡	一棟28室のクラブボックスを整備し、部活・サークル団体が利用している。

<施設・設備の安全性>

耐震対策として、各所の非構造物の耐震化や吊り天井の落下防止工事、旧耐震基準建築

物の耐震工事、改築工事を行い、キャンパス建物の耐震化率は100%となっている。

防火対策としては、消火・消防設備について、京都市左京消防署に随時指導を仰ぎながら年2回の法定定期点検を専門業者により実施している。

防災対策としては、年1回の専門業者による防災点検を受けるとともに、防災訓練としてビデオ教材を制作し、新年度ガイダンスの際に視聴している。ガイダンス欠席者には、YouTubeにアップしている同教材を視聴するよう指導している。

また、災害時に対応できるよう飲料水、食料、簡易トイレや災害用毛布等の備蓄を行い、京都の瓜生山キャンパスでは4,440人、東京の外苑キャンパスでは200人が帰宅困難になることを想定し、各キャンパスで1日間過ごすことができる数量を備蓄している。

建築物、建築設備については、京都市の条例に基づき専門業者による点検を行い、不備箇所改善、補修を実施している。施設の維持については、建築、電気、機械設備の専門業者が学内に常駐し、故障やメンテナンスの対応を行っている。瓜生山キャンパス敷地の過半が山林となっているため、年間を通じ専門業者による森林整備を行い、倒木等による人的被害を防いでいる。各実習棟において導入している様々な特殊機械、工具、工作機械については、担当教員による安全教育を実施し、専門の技術員を配することで安全を確保している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

<実習施設>

絵画の授業に適した天井の高い教室や、舞台芸術の授業に適した床や鏡を備えた教室、また、映画制作に適した天井照明を備えた教室や防音仕様のスタジオなど、各学科の専門教育に対応した演習室を205室備えている。学生は20時まで使用することができ、授業期間中であれば、延長申請をすることにより最大22時まで使用可能となっている。薬品等のある教室は教員の立ち合いを必要とし、事前の講習を受けた者にのみ使用を許可するライセンス制を導入し、安全確保に配慮している。

<図書館>

図書館の1日平均利用者数約300人に対し、閲覧スペース・席数ともに充足している。令和5(2023)年度の総入館者数は72,600人、年間貸出冊数は34,780冊であった。年間平均開館日数は307日となっており、通学課程及び通信教育課程の全開講日に対応している。開館時間は平常9:00~20:00/土曜:10:00~19:00、日祝:10:00~18:00としており、通常開館中は一般利用者も利用可能となっている。芸術系大学の特色に基づいた資料、映像メディア資料に加え、学生生活参考資料、大学での学びのための基礎資料、教養系基礎資料、進路研究資料の充実を推進しており、図書174,605冊、視聴覚資料10,616点、学術データベース5種、電子ジャーナル213タイトルを保有している。館内には蔵書検索端末9台、データベース専用端末4台、スキャナ等の周辺機器、印刷用パソコン、プリンター、コピー機、学内LAN環境を整備しており、日常の学習支援に加え、自主的な学びや研究の支援を行っている。なお、教職員と学生には個人アカウントが付与され、学内外から図書館サービスを活用できる「マイライブラリ」機能を利用することが可能となっている。

<情報サービス等>

学生への情報発信は、学生専用のポータルサイトを用いて、学習に関する内容に加え、就職、奨学金、学生生活、展覧会やイベント情報などを集約し、随時発信している。

情報設備は、一般講義室、各学科の主要教室及び演習室のほかに学生ラウンジ・図書館・食堂に無線 LAN アクセスポイントを設置し、全学生が学内 LAN 接続サービスを利用している。また、インターネット主要回線は学術情報ネットワーク SINET (10GB) の高速インターネット環境を利用し、ファイアウォールなどのセキュリティ対策とあわせ安定稼動を担保している。学修ツールについては、Google の各種サービスに加え、Microsoft やアドビシステムズ、Zoom 等と包括契約を締結することで、MicrosoftOffice 製品やデジタルコンテンツ制作・編集用ソフトウェア等の利用環境を整備している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設・設備については、主要な建物にエレベーターを設置するとともに、スロープの勾配や段差を解消する工事を実施することにより、大学前の道路から最上部付近の校舎まで、エレベーターを乗り継ぐことができるよう整備している。トイレについては、洋式化、温水便座化の工事に併せて多目的トイレを増設し、オストメイト対応を行っている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

通学課程

令和 5 (2023) 年度の芸術学部の学科専門科目は、講義科目を前期 201 科目、後期は 156 科目を開講し、演習科目は前期 461 科目、後期は 463 科目を開講した。そのうち、講義科目は履修者数 100 人以下の授業科目が 94.9%、演習科目は 50 人未満の授業科目が 87.3% を占めており、講義・演習のいずれにおいても少人数授業を中心としている【図表 2-5-1】。

【図表 2-5-1】令和 5 (2023) 年度 履修者数別開講授業数・構成比 (学科専門科目)

履修者数 (人)	講義科目						演習科目					
	前期		後期		計	構成比	前期		後期		計	構成比
	遠隔	対面	遠隔	対面			遠隔	対面	遠隔	対面		
1~50	1	143	4	106	254	71.1%	2	398	2	405	807	87.3%
51~100	1	45	13	26	85	23.8%	0	60	2	52	114	12.3%
101~150	3	1	2	2	8	2.2%	0	1	0	1	2	0.2%
151~200	4	2	1	1	8	2.2%	0	0	0	1	1	0.1%
201~250	1	0	1	0	2	0.6%	0	0	0	0	0	0.0%
251 以上	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%
計	10	191	21	135	357	100.0%	2	459	4	459	924	100.0%

芸術教養科目においては、講義科目を前期に 183 科目、後期に 166 科目開講し、演習科目は前期に 84 科目、後期に 67 科目開講している。履修者数 100 人以下の科目が講義科目においては 65.3%、演習科目においては 98.1% となっている。加えて、講義科目については履修者数 101 人以上の 121 科目中、112 科目 (92.6%) については、遠隔授業を導入し

ている【図表 2-5-2】。

【図表 2-5-2】令和 5（2023）年度 履修者数別開講授業数・構成比（芸術教養科目）

履修者数 (人)	講義科目						演習科目					
	前期		後期		計	構成比	前期		後期		計	構成比
	遠隔	対面	遠隔	対面			遠隔	対面	遠隔	対面		
1～50	32	58	29	41	160	45.8%	0	75	0	64	139	92.1%
51～100	19	14	30	5	68	19.5%	0	8	0	1	9	6.0%
101～150	14	2	15	3	34	9.7%	0	1	0	2	3	2.0%
151～200	14	2	14	2	32	9.2%	0	0	0	0	0	0.0%
201～250	8	0	8	0	16	4.6%	0	0	0	0	0	0.0%
251 以上	20	0	19	0	39	11.2%	0	0	0	0	0	0.0%
計	107	76	115	51	349	100.0%	0	84	0	67	151	100.0%

芸術研究科においては、修士課程及び博士課程ともに個別または 15 人以下での研究指導を中心とする演習・研究科目が、博士課程においては修了要件単位数 16 単位中 12 単位、修士課程においては修了要件単位数 32 単位中 16 単位となっており、授業を行う学生数を適切に管理している。

通信教育課程

通信教育部芸術学部の必修科目の面接授業（スクーリング）は、令和 5（2023）年度に 894 講座を開講している。対面を伴う授業では、履修者数 50 人以下が 95%以上を占めており、遠隔の場合においても、履修者数 100 人以下の授業が 96.4%を占めている。50 人を超える授業においては、教員を複数人配置するほか、スクーリング・アシスタントを配置するなど、対面時と同等の教育効果が得られるよう体制を整備している。

【図表 2-5-3】令和 5（2023）年度 履修者数別開講授業数・構成比（必修科目）

履修者数 (人)	遠隔				遠隔+対面				対面			
	演習	講義	計	構成比	演習	講義	計	構成比	演習	講義	計	構成比
1-50	263	52	315	76.1%	18	20	38	100.0%	378	44	422	95.5%
51-100	45	39	84	20.3%	0	0	0	0.0%	17	3	20	4.5%
101-150	9	1	10	2.4%	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%
151-200	4	0	4	1.0%	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%
201-250	1	0	1	0.2%	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%
計	322	92	414	100.0%	18	20	38	100.0%	395	47	442	100.0%

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

キャンパスは斜面地に立地しており、直ちに完全なバリアフリー化を実施するには困難であるが、施設整備を計画的に行い、利便性を向上させていく。また、施設の経年劣化の

進行を防ぐために、年度毎の改修計画を立案し、漏水予防の為の外壁改修及びトイレの更新、空調の更新、インフラ整備を順次行っていく。危機管理については、「学園事業継続計画（BCP）」に基づき、蓄電池を導入し、万が一の停電時には教室の一室を災害対策本部として機能させられるよう整備していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

通学課程

「学生生活・学習アンケート（年1回）」及び「授業改善アンケート（授業終了時）」を実施している。「学生生活・学習アンケート」は、教育や学修支援の内容に加え、施設・設備に関する学生の意見や要望を収集し、学生生活や健康に関する学生状況の把握に活用している。学生からの意見・要望については、事務局各部署に共有のうえ改善を行い、その結果を掲示板や学修ポータル「A-Portal」を通じて学生にフィードバックしている【資料 2-6-1】。令和 5（2023）年度には、学生からの改善要望が多かった学修ポータル「manaBe」に替えて、新しく「A-Portal」を導入することを決定したほか、施設予約や備品利用申請を行うシステム「KUALA」のリニューアルを実施した。アンケート結果【資料 2-6-2】及び改善の状況は、学部全体、学科・コース別に経年で比較し、「学長会」「教育推進会議」「代表教授会」において報告している【資料 2-6-3】。

また、学修について、どこに相談したらいいのかわからないという学生に対しては、「なんでも相談メール（匿名での相談可）」【資料 2-6-4】を設け、寄せられた相談に対して、問題の整理や解決に向けたアドバイスの返信、相談内容に応じた適切な相談窓口を紹介している。

「授業改善アンケート」は、学期毎に開講している全ての授業科目に対して、以下の事項を目的に、実施している。

- 学生の意見・視点を授業改善に反映させ、授業満足度（成長実感）の向上に活用する
- 主体的学修の充実度を把握し、組織的な点検・検証及び改善活動に活用する
- 授業毎の学修成果を明らかにし、組織的な点検・検証及び改善活動に活用する

主体的学修の推進と、教育内容・手法のさらなる高度化を推進するため、令和 5（2023）年度からアンケートの改訂【資料 2-6-5】を行い、あわせて「組織的改善活動」【資料 2-6-6】についても改訂を行った。その改善活動の取り組みの一つとして、令和 4（2022）年度より、学生参画型による FD（Faculty Development）研修「授業カイゼン研修」を実施し

ている。全学科、各学年から教員推薦または公募により参加した学生と教職員が、授業改善に関するテーマに沿った意見交換を行い、令和5（2023）年度に実施した研修における学生からの提案「シラバスに視覚的情報を加えられるようシステムを修正する」を実際に採用するなど、改善に活用している【資料2-6-7】。また、「授業改善アンケート」は教員と学生が相互に協力し、よりよい授業をつくるためのツールとして位置づけているため、アンケートの結果を「在学生ウェブ専用サイト」へ公開するだけでなく、学生からの意見に対する教員の回答や改善に向けた取り組みなどを、コメントとして学生にフィードバックしている【資料2-6-8】。

通信教育課程

学修支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムとして、全科目で行う「授業アンケート」のほか、全学生対象のウェブ問合せ窓口「コンシェルジュ」からの質問や、電話・メール・FAX等における問い合わせを受け付けている。改善事項については、「教育推進会議」や「代表教授会」のほか、各種委員会で諮り、シラバス及び学習ガイド等に反映している。また、ウェブ上の学修システム「airU」では、学生ポータル画面上に「ご意見箱」を常設し、常に意見・要望を把握し、改修要望については教職員で組織される「airU改修連絡会議」で共有し反映している。大学からの情報発信と学生・卒業生・教職員間での交流を目的として開設しているソーシャルネットワークサービス「airU コミュニティ」では、常時、要望に関する投稿を受け付けるとともに、年1回アンケートを実施し、教職員で組織される「airU コミュニティ活用ワーキンググループ」で共有・分析し、学生の意見をシステム改修に反映している【資料2-6-9】。このように、整備された複数のシステムを通じて得られた意見や知見は、それぞれの担当セクション及び会議体から「教育推進会議」を通じて「代表教授会」に報告され、学修支援体制の改善に繋げている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

通学課程

令和5（2023）年度、「保健センター」に臨床心理士の資格を有する心理専門の教員を配置し、学生の個別カウンセリングの実施とあわせて、各学科へのヒアリング、学生アンケートによる本学学生の心身の健康状態の把握、教職員研修、近隣大学の学生支援体制の視察等を行い、本学の学生支援体制の現状と課題、及び新たな学生支援体制について「学長会」において提案し、令和6（2024）年度に「学生支援センター」を開設した。また、近年の学生数の増加とともに、心身に不調を抱える学生や障がいを持つ学生が増加している【資料2-6-10】ことから、令和6（2024）年度から、メンタルヘル스에不調を抱える者の早期発見、早期支援に繋げる事を目的に、心理スクリーニング検査を導入し、新入生全員に実施している【資料2-6-11】。

経済的支援については、学費の延納や分納を希望する相談には、状況に応じて期限の延長や、奨学金制度の案内を行っている【資料2-6-12】。また、学生生活を送る中で、どこに相談したらいいのかわからないという学生に対しては、「なんでも相談メール（匿名での相談可）」を設け、寄せられた相談に対して、問題の整理や解決に向けたアドバイスの返信や、

相談内容に応じた適切な相談窓口を紹介している。

通信教育課程

学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムとして、ウェブ問合せ窓口「コンシェルジュ」を設けている。コンシェルジュに届いた意見のほか、電話・メール・FAX等に寄せられた、学生からの心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する要望は、学務課が集約し分析を行っている。そして必要なものは「学生委員会」に報告され、「代表教授会」で審議の上、改善につなげている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

通学課程

施設・設備等の学修環境に関する学生の意見・要望は、「学生生活・学習アンケート」で把握し、事務局各部署に共有のうえ改善を行い、その結果を掲示板や学修ポータル「A-Portal」を通じて学生にフィードバックしている。令和5(2023)年度は、学生食堂のリニューアル、食堂・購買等の営業時間の見直し、無線LANの増強、空調設備の設置が困難な施設内のミスト扇風機の導入を行い、在学生専用ウェブサイトで学生に周知している。

通信教育部

施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムとして、各面接授業時に行う授業アンケートを活用している。集約された意見は「教務委員会」を通じて「代表教授会」で審議が行われ、改善に反映させている【資料 2-6-13】【資料 2-6-14】【資料 2-6-15】【資料 2-6-16】。また、卒業生・修了生向けに学修環境に関するアンケートを実施しており、ここに挙げた施設・設備に関する意見も同様の手続きで、改善に反映している。

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

通学課程

学生の意見・要望は、引き続き「学生生活・学習アンケート」「授業改善アンケート」等で把握し、学修支援や学修環境の向上に活用していく。特に、令和6(2024)年度に新たに導入した学修ポータル「A-Portal」や「学生支援センター」の利用状況及び満足度、改善要望を検証し、学生支援体制の一層の改善・充実を目指す。

通信教育課程

学生の意見・要望への対応として、学修支援・健康支援・経済支援について、その業務・役割を担う組織は適切に機能している。「コンシェルジュ」「ご意見箱」「airU コミュニティ」でのアンケート、授業アンケートに加え、「学生生活・学習アンケート」の実施を図ることにより、学生支援体制の一層の改善・充実を目指す。

【基準2の自己評価】

学生の受け入れに関しては、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定、本学のウェブサイト、募集要項等にて周知し、それに基づき、通学課程、通信教育課程それ

それぞれの性質にあわせて厳正かつ公正な入学者の選抜を行っている。その結果については、アドミッション・オフィスが分析を行い学長会、教育推進会議等で検証を行っている。収容定員充足率は、通学課程は学部・研究科ともに適切な水準で推移しており、超過がみられた通信教育課程においても十分な教員を配置し教育の質を担保している。

学修支援に関しては、教職員双方をメンバーとする教育推進会議、各委員会での計画立案を行うほか、各学科・コース専任の職員を配置し、教職協働で学生支援を進めている。また TA・SA、スクリーニング・アシスタントによる授業支援、オフィスアワー、チャットボット、学内 SNS などによる学生サポート、学生支援センターによる健康支援、学生相談、障がい学生支援に加え、通学課程では成績不振学生への修学指導面談を通じて中途退学、留年等の低減に努めている。

キャリア支援においては、全学学生が利用できるキャリアデザインセンターに加えて、通学課程においてはカリキュラムの重要な要素としてキャリア教育を実践、直近3年では90%を超える高い進路決定率（(就職+進学) / 全卒業者）を維持しており、さらなる進路の質の向上に取り組んでいる。

学生サービスについては、学生支援センターやコンシェルジュ、学内奨学金、研究・制作補助等などの諸制度を整備しているほか、アンケート等をもとにさらなる充実に取り組んでいる。

学修環境については、教室、図書館等大学に必要な設備はもちろんのこと、ウルトラファクトリー（共通工房）をはじめとする芸術大学に必要な最先端の環境を整備し、学生の利用を促している。

以上のことから、「基準2. 学生」を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

通学課程

芸術学部及び芸術研究科の教育目的及び人材養成の目的を踏まえ、芸術学部及び芸術研究科の専攻毎にディプロマ・ポリシーを定めている【図表 3-1-1】。

【図表 3-1-1】 芸術学部及び大学院芸術研究科のディプロマ・ポリシー

芸術学部	京都芸術大学学士課程は、「藝術立国」を基本使命とし、教育目標に定める社会の変革を牽引することのできる人材の育成を目的として、「人間力」と「創造力」を身につけた学生に学位を授与します。「人間力」はおもに、自立した一人の人間として生きるための「知識・情報収集力」「コミュニケーション力」「倫理観」から成り立っています。「創造力」は、芸術の力を社会に活かすための「論理的思考力」「発想・構想力」「表現力」から成り立っています。 「人間力」 知識・情報収集力 自分を取りまく人間、社会、自然に対して開かれた好奇心をもち、自身の学修や企画に必要な知識と情報を、主体的かつ体系的に収集し理解することができる コミュニケーション力 人間の多様性を理解し、異なる価値観をもつ他者との間に相互理解を形成し、協働することができる 倫理観 自身の良心と社会の多元的な理解に基づき、社会のために芸術の力を活かすことができる 「創造力」 論理的思考力 所与の情報を基に、物事を分析的且つ論理的に考えることができる 発想・構想力 感性的な直観と理性的な分析や思考から得られた発想を統合し、具体的な研究・制作へと結びつくテーマや仮説として構想することができる
------	--

京都芸術大学

	<p>表現力</p> <p>テーマや仮説を、適切な媒体・形式によってモノ・コトとして可視化し提示することができる</p>
<p>芸術研究科 芸術専攻 (修士課程)</p>	<p>修士課程芸術専攻では、芸術・文化に関する広範で清新な知識を基礎にして、社会や自然における芸術の意義と役割を認識するとともに、個別の専門領域において発見した独自のテーマを柔軟かつ論理的な思考によって展開し、高度な成果物として表現できる人材を育成します。さらに、学位の種別に応じて、次の能力の獲得を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己と他者、芸術と社会、個と全体の関わりについて真摯に向き合い、高度な意志疎通能力と呈示能力を備え、作家、研究者などの専門的職業人や芸術的手法を駆使する社会人として、芸術分野の将来的発展に寄与する能力(「修士(芸術)」授与の場合)。 ・既存の価値観にとらわれることなく、新たな視点による学際的研究に取り組み、その成果を学術論文としての確にまとめる能力(「修士(学術)」授与の場合)。
<p>芸術研究科 芸術環境専攻 (修士課程)</p>	<p>修士課程芸術環境専攻では、芸術的洗練と哲学的思索によって人類の福祉や生活環境の向上に資するための研究遂行を目的とし、国際的視野をもちつつ、地域や組織のなかでその研究成果を活かすことのできる人材を育成します。</p> <p>本専攻で修了時に学生が身につけるべき能力を以下のように定め、所定単位を修得し、学位申請提出物の審査に合格することで、これらの能力を獲得したものとみなし、修士の学位を授与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や組織の問題をとまげし、みずからの任務を見定める理解力 ・着想のひらめきを具体的な空間に展開できるしなやかな構想力 ・他者と協力して現実に向き合い、たくましく計画を遂行する制作力
<p>芸術研究科 芸術専攻 (博士課程)</p>	<p>博士課程では、人類の叡智を発展的に継承し、芸術・文化に関する優れた理論研究または研究・制作に邁進し、その成果を国際社会に広く発信することによって、芸術による平和創造の礎を築く人材を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理論研究においては、芸術による平和創造に寄与する価値観の構築をめざし、既存の学問分野にとらわれることなく、幅広い視野と斬新な視点によって芸術文化の神髄に迫る能力の獲得を目指します。 ・芸術表現・制作においては、柔軟な思考と斬新な技術によって創造の地平を切り開き、真に現代的な芸術表現に挑み続ける能力の獲得を目指します。

以上の内容については、本学のウェブサイトに掲載し、学内外に対して明示すると共に、在学生専用ウェブサイト内の「学修ガイド」【資料 3-1-1】や「大学院ハンドブック」【資料 3-1-2】に掲載し、新年度ガイダンスで学生に周知している。

通信教育課程

平成 29 (2017) 年 4 月より、芸術学部と通信教育部芸術学部のディプロマ・ポリシーを一本化【図表 3-1-2】し、学生の履修方法を記した「学習ガイド」や本学のウェブサイト等

【資料 3-1-3】で明示している。

【図表 3-1-2】通信教育部芸術学部及び大学院芸術研究科のディプロマ・ポリシー

<p>通信教育部 芸術学部</p>	<p>京都芸術大学学士課程は、「藝術立国」を基本使命とし、教育目標に定める社会の変革を牽引することのできる人材の育成を目的として、「人間力」と「創造力」を身につけた学生に学位を授与します。「人間力」はおもに、自立した一人の人間として生きるための「知識・情報収集力」「コミュニケーション力」「倫理観」から成り立っています。「創造力」は、芸術の力を社会に活かすための「論理的思考力」「発想・構想力」「表現力」から成り立っています。</p> <p>「人間力」</p> <p>知識・情報収集力 自分を取りまく人間、社会、自然に対して開かれた好奇心をもち、自身の学修や企図に必要な知識と情報を、主体的かつ体系的に収集し理解することができる</p> <p>コミュニケーション力 人間の多様性を理解し、異なる価値観をもつ他者との間に相互理解を形成し、協働することができる</p> <p>倫理観 自身の良心と社会の多角的な理解に基づき、社会のために芸術の力を活かすことができる</p> <p>「創造力」</p> <p>論理的思考力 所与の情報を基に、物事を分析的且つ論理的に考えることができる</p> <p>発想・構想力 感性的な直観と理性的な分析や思考から得られた発想を統合し、具体的な研究・制作へと結びつくテーマや仮説として構想することができる</p> <p>表現力 テーマや仮説を、適切な媒体・形式によってモノ・コトとして可視化し提示することができる</p>
<p>芸術研究科 (通信教育) 芸術専攻 (修士課程)</p>	<p>修士課程では、芸術・文化に関する広範で清新な知識を基礎にして、社会や自然における芸術の意義と役割を認識するとともに、個別の専門領域において発見した独自のテーマを柔軟かつ論理的な思考によって展開し、高度な成果物として表現できる人材を育成します。さらに、学位の種別に応じて次の能力の獲得を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の価値観にとらわれることなく新たな視点による学際的研究に取り組み、その成果を学術論文としての的確にまとめる能力（「修士（学術）」授与の場合）。 ・自己と他者、芸術と社会、個と全体の関わりについて真摯に向き合い、高度な意思疎通能力と呈示能力を備え、作家、研究者などの専門的職業人や芸術的手法を駆使する社会人として、芸術分野の将来的発展に寄与

	する能力（「修士（芸術）」授与の場合）。
--	----------------------

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

通学課程

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準及び修了認定基準等については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ以下のとおり策定し、周知している。

<単位認定基準とその周知>

単位の認定については、「京都芸術大学学則」（第12条、第17条、第18条）【資料3-1-4】及び「京都芸術大学大学院学則」（第13条、第15条、第16条）【資料3-1-5】において規定するとともに、詳細を学部においては「京都芸術大学芸術学部履修規程」【資料3-1-6】に定め、在学生専用ウェブサイトにて、周知している。

成績評価については、【図表3-1-3】【図表3-1-4】に示す成績評価基準に則り、60点以上を合格として単位を認定している。また、ディプロマ・ポリシーとの関連性をシラバスに示すとともに、到達目標とそれに基づく評価基準や評価方法を明示し、課題評価、筆記試験等の方法により成績評価を行っている。

なお、入学前の既修得単位や他大学等における既修得単位については、「京都芸術大学学則」第12条の2及び第12条の3に、60単位を上限とすると定めている。

【図表3-1-3】成績評価基準（芸術学部）

評定	評点	評価基準	判定
S	90～100	学修目標を達成し、めざましい学修成果がみられる (outstanding)	合格
A	80～89	学修目標を達成し、優れた学修成果がみられる (excellent)	合格
B	70～79	到達目標を達成し、一定の学修成果がみられる (good)	合格
C	60～69	到達目標を概ね達成しているが、さらなる努力が必要である (pass)	合格
D	0～59	到達目標を達成していない (fail)	不合格
F	—	評価対象外	不合格
P	—	合格基準に達している (pass)	合格
NP	—	合格基準に達していない (not pass)	不合格

【図表3-1-4】成績評価基準（芸術研究科）

評定	評点	評価基準	判定
S	90～100	特に優れている	合格
A	80～89	優れている	合格
B	70～79	標準である	合格
C	60～69	合格と認められる最低限の成績である	合格
D	0～59	不合格	不合格
F	—	評価対象外	不合格

成績発表後一定期間を「成績確認期間」とし、学生からの成績に関する問い合わせを受

け付けている。成績修正の可否判断は科目責任教員の確認を経て、センター長または学科長（学部）が決裁している。

<進級基準とその周知>

進級基準は、「京都芸術大学芸術学部履修規程」第 27 条【図表 3-1-5】に定め、「学修ガイド」に掲載【資料 3-1-7】し、新年度ガイダンスで学生に周知している。

【図表 3-1-5】進級要件

	2 年次への進級	3 年次への進級	4 年次への進級
1 年次 入学生	「進級研究・制作 1」を修得済みであること。 卒業合計 28 単位以上を修得済みであること。 GPA（通算）1.3 以上であること。 在学期間が 12 ヶ月以上あること。	1 年次必修科目および「進級研究・制作 2」を修得済みであること。 卒業合計 56 単位以上を修得済みであること。 GPA（通算）1.4 以上であること。 在学期間が 24 ヶ月以上あること。	2 年次必修科目および「進級研究・制作 3」を修得済みであること。 卒業合計 90 単位以上を修得済みであること。 GPA（通算）1.5 以上であること。 在学期間が 36 ヶ月以上あること。
2 年次 編入生 転学科生		「進級研究・制作 2」を修得済みであること。 卒業合計 56 単位以上を修得済みであること。 GPA（通算）1.4 以上であること。 在学期間が 12 ヶ月以上あること。	2 年次必修科目および「進級研究・制作 3」を修得済みであること。 卒業合計 90 単位以上を修得済みであること。 GPA（通算）1.5 以上であること。 在学期間が 24 ヶ月以上あること。
3 年次 編入生 転学科生			「進級研究・制作 3」を修得済みであること。 卒業合計 90 単位以上を修得済みであること。 GPA（通算）1.5 以上であること。 在学期間が 12 ヶ月以上あること。

<卒業認定基準とその周知>

卒業認定の基準は「京都芸術大学学則」（第 19 条、第 20 条）において規定するとともに、「学修ガイド」【資料 3-1-8】に記載し、周知を行っている。

芸術学部においては休学期間を除いて本学に 4 年以上在籍し、「芸術教養科目」「専門科目」「自由選択科目」から必要な単位数及び必修科目の修得によって合計 124 単位以上修得することが卒業要件となるほか、令和 6（2024）年度の入学生からは GPA（Grade Point Average）を卒業要件に加えている。

<修了認定基準とその周知>

大学院の修了要件については、「京都芸術大学大学院学則」（第 36 条、第 36 条の 2）において規定するとともに、詳細を「大学院ハンドブック」に記載し周知している。また、修士課程及び博士課程の両課程に共通して、学位審査における審査の基準を「京都芸術大

学大学院学位規程」【資料 3-1-9】に定め、「大学院ハンドブック」に掲載し、学生に周知している。

博士課程は、必修科目 4 単位、「研究 I～VI」より 1 科目 12 単位（3 年間継続履修）、合計 16 単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び試験に合格することを修了の要件としている。なお、特に優れた業績を挙げた者については、別途「学位（博士）授与に関する内規」において、「在学期間 2 年以上で足りるものとする」と定めており、「大学院ハンドブック」【資料 3-1-10】に記載し、学生に周知している。

修士課程は、必修科目（「芸術文化論特論 1・2」「芸術文化原論」）から 1 科目、「芸術分野特論」から研究領域に関する指定 1 科目を含む講義科目 16 単位以上と、演習科目 8 単位（「演習 1」「演習 2」、各 4 単位）、研究科目 8 単位（「研究 1」「研究 2」、各 4 単位）の合計 32 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で「修士論文」または「修士論文及び修士制作」の審査及び試験に合格することを修了の要件としている。修士課程における在籍一年間での学位取得については別途「大学院ハンドブック」【資料 3-1-11】に記載し学生に周知している。

通信教育課程

< 単位認定基準とその周知 >

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準及び修了認定基準等については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ以下のとおり策定し、周知している。

単位の認定については「京都芸術大学通信教育課程規程 [学部]」（第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 25 条）【資料 3-1-12】及び「京都芸術大学通信教育課程規程 [大学院]」（第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 25 条）【資料 3-1-13】において規定するとともに、詳細を学部においては「学習ガイド」、研究科においては「大学院ハンドブック」に記載し周知している。

成績評価については【図表 3-1-6】に示す成績評価基準を「京都芸術大学通信教育課程規程 [学部]」（第 26 条）及び「京都芸術大学通信教育課程規程 [大学院]」（第 25 条）に定め、60 点以上を合格として、単位を認定している。また、全ての科目のシラバスに到達目標とそれに基づく評価基準や評価方法を明示し、課題評価、筆記試験等の方法により成績評価を行っている。

【図表 3-1-6】成績評価基準

素点	評語	基準
90-100	秀	授業内容を十分理解して、到達目標を極めて優れた水準で達成している。
80-89	優	授業内容を十分理解して、到達目標を十分に達成している。
70-79	良	授業内容を概ね理解して、到達目標を相応に達成している。
60-69	可	授業内容の理解は十分ではないが、到達目標の最低限に達している。
0-59	不可	授業内容の理解が不十分であり、到達目標に達していない。

なお、入学前の既修得単位や他大学等における既修得単位については、「京都芸術大学通信教育課程規程 [学部]」第 14 条の 1 及び第 14 条の 2 に、30 単位を上限とすること

を定めている。

<進級基準とその周知>

進級基準については、3年次末時点で卒業（修了）研究・制作の着手要件を満たしていない場合に4年次での卒業が認められないことから、事実上の留年制度を設定している。

卒業（修了）研究・制作の着手要件については、各学科及びコースが作成する「コースガイド」【資料3-1-14】に掲載している。

<卒業認定基準とその周知>

卒業要件については、「京都芸術大学通信教育課程規程 [学部]」（第29条、第30条）に規定している。専門教育科目の選択科目から60単位以上修得のうえ、合計124単位（内面接授業・メディア授業30単位以上）以上修得することを前提としており、必修・選択必修科目については、コースにおける学修の進め方、専門教育科目、カリキュラム・マップ等を掲載している「コースガイド」にて明示している。

<修了認定基準とその周知>

大学院の修了要件については、「京都芸術大学通信教育課程規程 [大学院]」（第28条、第29条）に規定している。必修・選択必修科目については「大学院ハンドブック」に明示している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

通学課程

<単位認定基準の厳正な適用>

「京都芸術大学学則」第18条及び「京都芸術大学大学院学則」第16条に定める通り、講義及び演習については15時間から30時間の授業をもって1単位、実習、実験、実技については30時間から45時間の授業をもって1単位としている。授業は100分授業を7週または14週で実施しており、これを15時間または30時間相当の学修時間とみなし、必ず事前事後学修を行うものとして、シラバスには授業計画とあわせて事前事後学修の内容を明記している。成績評価は、全ての授業に出席することを前提とし、出席が全授業時間数の2/3に満たない場合は、原則成績評価の対象外としている。

また、成績評価の厳正な運用を目的として「京都芸術大学芸術学部成績評価ガイドライン」【資料3-1-15】を策定し、「京都芸術大学通学課程シラバス作成の手引き」【資料3-1-16】を用いて教員に周知している。

成績評価ガイドラインでは、【図表3-1-3】に示した5段階評価の分布の目安を示し、その目安をもとに授業科目の到達目標等を設計している。また、学期毎に5段階評価の分布を集計し、成績評価ガイドラインに定める分布の目安に基づき検証を行い、翌年度の授業科目の到達目標等の見直しを行っている。

芸術学部における4年間の集大成となる「卒業研究・制作」の単位認定においては、令和2（2020）年度よりルーブリック評価を導入しているほか、成績評価基準の厳正化及び学生の主体的学修を促すことを目的として、令和6（2024）年度カリキュラムからは全科

目でルーブリック評価を導入し、シラバスに明示している。

また、芸術学部では、成績評価による GPA (Grade Point Average) を導入し、その基準については、学修ガイド【資料 3-1-17】で周知している。

<進級基準の厳正な適用>

芸術学部においては学生個々の単位修得状況に基づき、事務局が進級判定案を作成のうえ、学科長の確認のもと、学長が認定している。

<卒業認定基準の厳正な適用>

「京都芸術大学学則」第 19 条に定める卒業要件に基づき、事務局が卒業判定案を作成し、学科長による確認のもと、「代表教授会」の議を経て学長が認定している。

<修了認定基準の厳正な適用>

「京都芸術大学大学院学則」第 36 条及び第 36 条の 2 に基づき、博士課程及び修士課程それぞれの修了判定案を事務局が作成し、専攻長による確認のもと、研究科委員会の議を経て学長が認定している。

博士課程においては、修了要件単位の充足に加えて博士論文の審査及び試験に合格することを修了の要件としている。学位申請を行うにあたっては、各年次に 1 本以上の査読付き論文を執筆し、本学が発行する研究論文集「大学院紀要」をはじめとした学術誌に掲載、もしくは学会で発表することを要し、3 年次においてそれまでに執筆した 3 本の論文（研究成果）を基礎として学位申請論文を修了要件としている。

学位申請は、修了年度の 7 月に「学位論文等予備審査（確認）願」を提出し、10 月に学位申請論文等と併せて「学位論文等審査願」を提出することとしている。審査については、「京都芸術大学大学院学位規程」第 3 条に定められた基準に照らして行われ、翌年 1 月の「公開口頭試問期間」を経て合否案が決定され、研究科委員会の議を経て、学長が修了の認定を行っている。

修士課程においては、修了要件単位の充足に加えて修士論文等の研究成果物の審査、及び試験に合格することを修了の要件としている。学位申請は、修了年度の 9 月に「学位論文等題目届」を提出し、翌年 1 月に「学位論文等審査願」及び修士論文等の研究成果物を提出することとしている。修士論文等の研究成果物は「京都芸術大学大学院学位規程」第 3 条に定められた基準に照らして審査が行われ、同月の「公開口頭試問期間」を経て合否案が決定され、研究科委員会の議を経て、学長が修了の認定を行っている。

通信教育課程

<単位認定基準の厳正な適用>

1 単位の授業は予習・復習を含めて 45 時間の学修を前提とし、面接授業（スクーリング）は、講義科目が 7.5 講時 1 単位、演習科目が 15 講時 1 単位としている。印刷教材による授業は、A5 版テキスト 100 ページの教材を 1 単位相当として指定し、1 単位 1,600 字相当のレポート（作品）課題の提出と単位修得試験を課している。メディア等を利用した遠隔授業についても、これら両形式の授業での時間数や教材ボリュームを基準として、1 単位あ

たり 45 時間をかけた学修を進められるよう授業を設計している。

試験及び最終試験における成績評価は 100 点を満点とし、60 点以上を合格としており、試験もしくは最終試験に合格した授業科目については、その授業科目所定の単位を認定している【資料 3-1-18】。カリキュラム・ポリシーを踏まえた各授業の到達目標や成績評価方法・基準を「シラバス」に明記し、それらに従い、厳正に単位認定を行っている。また、「シラバス」において科目毎に単位数を明記し、「学習ガイド」に示された成績評価の方法に基づいて評価を行っている。

通信教育課程では、100 点満点に標準化した素点から直接 Grade Point を算出する

「functional GPA」を採用しており、Grade Point は「(100 点満点から-54.5) /10」で算出している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

通学課程

芸術学部では、令和 6（2024）年度に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを改訂し、新しいカリキュラムを導入した。新しいカリキュラムでは、ディプロマ・ポリシーの達成に加え、主体的学修者の養成及び教育の質保証を推進するため、学部共通必修科目の設置や、卒業認定基準に GPA を加える等の改革を行った。今後は、単位認定や成績評価の基準が厳正に適用されているかどうかを定期的に点検・検証するとともに、シラバスやルーブリックの改善・向上に取り組む。

大学院芸術研究科においては、令和 5（2023）年度に開設した芸術環境専攻の学位審査体制を整備し、審査のプロセスをデジタル化することによって、審査の作業を円滑化するとともにその透明性を確保し、修了認定基準の厳正な適用を行う。

通信教育課程

全ての科目のシラバスにディプロマ・ポリシーとの関連性を示すなど、単位認定基準をさらに精緻にしていく。シラバス、ウェブサイト、ガイダンス等で単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準を学生へ周知する機会を十分に設け、厳正な運営を行っていく。また、新たに成績評価に関するガイドライン【資料 3-1-19】を策定し、GPA の活用を開始している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

通学課程

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、芸術学部及び大学院芸術研究科の専攻毎に、カリキュラム・ポリシーを次のとおり定めている【図表 3-2-1】。

【図表 3-2-1】 芸術学部及び大学院芸術研究科のカリキュラム・ポリシー

芸術学部	<p>《教育課程編成》</p> <p>京都芸術大学芸術学部は、教育目標およびディプロマ・ポリシーを達成するため、以下の方針に基づきカリキュラムを編成します。</p> <p>カリキュラムは、学部共通の「芸術教養科目」と学科毎に開設する「専門科目」から構成され、両者が有機的に連動することにより、ディプロマ・ポリシーに定める6つの能力を体系的に修得できるようになっています。芸術教養科目は選択科目を中心に構成され、学生が自らの学修目的に応じて選択できるようになっています。専門科目はコア・カリキュラムとして精選された必修科目を中心に構成されています。</p> <p>芸術教養科目</p> <p>芸術教養科目は、大学の基本使命である「芸術立国」を理解し、芸術を未来社会に活かすうえで必要なリテラシーを身につける事を目的とした7つの科目群から構成されます。教養としての知識・技術を修得することに加え、さまざまな専門領域を学ぶ学生が協働して取り組むプロジェクト型授業や、専門の垣根を超えて学ぶ副専攻を通じて、領域横断的に学修します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教養科目群 <p style="margin-left: 20px;">広く世界や人間を知り、芸術立国の理念を社会で実現するための教養を身につける</p> 2. 芸術科目群 <p style="margin-left: 20px;">自身の興味に応じて、芸術に関する理解をさらに深める</p> 3. コミュニケーション科目群 <p style="margin-left: 20px;">芸術を社会につなぎ、多文化共生の礎を創る</p> 4. プロジェクト科目群 <p style="margin-left: 20px;">学科横断的な環境のなかで、芸術の学びを社会で実践する</p> 5. 日本文化科目群 <p style="margin-left: 20px;">芸術立国の理念に基づき、国際社会における日本の伝統文化について理解を深める</p> 6. キャリアデザイン科目群 <p style="margin-left: 20px;">自己と社会に対する理解を深め、自身のキャリア形成を考える</p> 7. 副専攻科目群 <p style="margin-left: 20px;">領域横断的な学びを通じて、主専攻での学びをさらに発展させる</p> <p>副専攻は、新しい未来を芸術で切り開き、社会変革を行える人材を育成するため、専門科目（主専攻）での学びを主軸としながら、分野横断での体系的な</p>
------	---

学びを通じて、さらなる強み（知識・能力）を獲得し、主専攻での学びを応用・活用するために開設するものです。

専門科目

専門科目は、専門的な知識や理論、表現方法を、入門・基礎・応用・発展と段階的に身につけ、自身の研究・制作テーマを探求することを目的としたコア・カリキュラムから構成されます。すべての学科で地域社会や産業界と連携した社会実装型授業を導入し、芸術を社会に活かすことを実践的に学びます。各学年末には、それまでに学んだ知識や技術を統合し、高次の能力を発揮することを求める統合科目を設置し、1年を通じての学修到達度を測ります。「卒業研究・制作」において、4年間の学修成果として学位プログラムの達成度を測るとともに、その成果を広く社会に発信します。

《教育内容・方法》

初年次教育

芸術教養科目では、とくに「人間力」の基盤を形成し、芸術大学での基本的な学び方を身につけます。学科混成の少人数クラスで課題に挑む「マンデイ・プロジェクト1・2」や、言語的思考を通じて他者の価値観を尊重することを学ぶ「クリエイティブ・プロジェクト」など、これまでの学びを芸術大学での学びへとスムーズに接続するための入門科目を開講します。

専門科目では、とくに「創造力」の基盤を形成し、各専門領域で求められる知識と技術を獲得するための入門・基礎科目や、4年間の学修目標を理解し、自身で学修計画を立て主体的に学ぶための素養・能力を涵養するための入門科目を開講します。

進路教育

進路教育は、社会の変革を牽引することのできる人材の育成を教育目標に掲げる本学にとって、きわめて重要な教育です。

芸術教養科目に開設するキャリア科目を通じて、本学での学びと社会の繋がりを理解するとともに、専門科目全体を通じて、自身が学んだ知識や技術を、自らの人生および社会のためにどう活かすかを考えます。また、キャリアデザインセンターが開講する正課外のプログラムや担当教員による定期面談など、きめ細やかな進路支援を行います。

教育方法および学修支援

授業の到達目標や評価基準、授業計画、事前・事後学修の内容などはシラバスに明記し、学生に提示します。授業は、グループワークやディスカッション、プレゼンテーションといったアクティブ・ラーニングを多く取り入れるほか、反転学習を活用し、事前・事後学修の充実を図ることで、学生の主体的学修を

	<p>促します。</p> <p>4学期制(クォーター制)や週複数回授業を取り入れるほか、CAP制を設け学生が一度に学修する科目数を制限し、密度の高い学修を実現します。</p> <p>各学期の始まりには、学生が学修目標や学修計画を立て主体的に学ぶことを支援するために、ガイダンスや担当教員による履修指導面談を実施します。学生は、担当教員とともに、学修管理システム(DPA)を活用して自身の学修状況をふりかえり、学修目標や学修計画を更新していきます。</p> <p>さらに、一定の要件を満たした学生は、CAP上限を超えて履修登録が可能となるほか、成績不振学生には専門スタッフが学修アドバイスを行い、改善を支援します。</p> <p>《学修成果》</p> <p>成績評価は、学部共通のガイドラインおよびシラバスに記載する各授業の評価方法・基準に則り厳格に行います。学生自身が到達度を把握できるよう、一部の科目をのぞいてルーブリックを導入します。成績や単位修得状況、GPA、外部試験結果等はDPAを通じて学生に提供し、学生は自身の学修成果をいつでもふりかえり、学修計画に役立てることができます。</p>
<p>芸術研究科 芸術専攻 (修士課程)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「芸術による平和創造」という本学全体の理念の共有化を図るとともに、日本の芸術・文化の普遍性と個性を広い視野から概観することによって、学生の研究または研究・制作活動を刺激し、テーマの発見・探究・創出の糸口を提示します。 ・研究または研究・制作を進める上での基礎となる方法に関して、芸術研究の支柱である「比較論、歴史、造形史、精神史、身体論的研究」の各視座からその基底となる考え方を教示します。 ・各学生の専門的視座に特化した講義科目を開講し、新たな視点による芸術文化研究あるいは芸術表現に取り組む基礎を養います。 ・各学生に主たる指導教員を配し、個別指導を行います。1年次は、主として問題意識の啓発とその研究展開を図る方法論を指導します。2年次は、1年次からの継続性を重視しつつ、学位審査に向けた(研究または研究・制作)課題の設定と、その提示方法の研鑽に主眼を置くものとします。 ・各学年において中間発表会を開催し、主たる指導教員以外からの指導を仰ぎ、修士成果物の質的向上を図ります。
<p>芸術研究科 芸術環境専攻 (修士課程)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専攻共通科目(原論・特論)では、国際的、世界史的な視野からみずからの研究制作を反省し、その理論的基盤と芸術教養を身に着けます。 ・分野特論では、現役の専門家による特化したテーマの講義を受け、今日的な課題の理解とその具体的な解決に向けた方法論を学びます。 ・研究指導科目(演習・研究)では、専門家による定期的な指導と集中ワークショップ、それにゼミでの研究交流を通じて学生各自の研究制作を遂行します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・これらに加え、特殊演習・インターンシップ科目では、専門分野を越えた活動の機会を提供することで、学生各自の知見をさらに広げます。 <p>上記の各科目はその特性に応じ、以下のような授業形態をとります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔講義と反転学習（原論・特論） ・集中的なワークショップやプロジェクトへの参加と振り返り（分野特論と演習・研究の一部） ・遠隔通信手段を利用した継続的な研究指導とディスカッション（演習・研究）
芸術研究科 芸術専攻 (博士課程)	<ul style="list-style-type: none"> ・徹底した個別指導を基本とし、研究者／制作者としての自立を促す。 ・研究発表・展覧会での作品発表を積極的に促し、多くの視点からの批判を仰ぐことにより、研究／制作の質的向上を図る。

以上の内容については、本学のウェブサイトに掲載し、学内外に対して明示すると共に、在学生専用ウェブサイト内の「学修ガイド」【資料 3-2-1】や「大学院ハンドブック」（芸術研究科）【資料 3-2-2】に掲載し、新年度ガイダンスで学生に周知している。

通信教育課程

通信教育課程では、ディプロマ・ポリシーを策定し、これを学生の履修方法を記した「学習ガイド」や通信教育課程のウェブサイト等で明示するとともに、その体系的修得をカリキュラム・ポリシーとして定めている【図表 3-2-2】。

【図表 3-2-2】 通信教育部芸術学部及び大学院芸術研究科のカリキュラム・ポリシー

通信教育部 芸術学部	<p>京都芸術大学通信教育部学士課程のカリキュラムは、「創造力」と「人間力」を高めるために、「総合教育科目」「学部共通専門教育科目」「コース（学科）専門教育科目」で構成されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合教育科目では、教養ある市民の備えるべき基本的な知識、視点、リテラシーを学び、他者とのつながりを尊重する力を磨きます。 ・学部共通専門教育科目では、芸術を学ぶものにとって基盤となる知識、見識、技能を養い、ひとりひとりの生活環境を芸術によって充実させる力を養います。 ・コース（学科）専門教育科目では、それぞれの分野における専門性を獲得し、旧来の価値観に囚われない芸術的創造を生み出し、世界各所へ送り届ける力を身につけます。
芸術研究科 (通信教育) 芸術専攻 (修士課程)	<p>修士課程（通信教育）のカリキュラムは、ディプロマ・ポリシーを達成するために「専攻共通科目」「分野特論」「研究指導科目」で構成されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専攻共通科目では、社会や自然における芸術の意義についての認識を獲得します。 ・分野特論では、専門分野に関する知見を深め、研究制作を行うためのさまざまな技能や方法を身につけます。 ・研究指導科目では、独自性ある研究制作を自律的に遂行し、明瞭な形で呈示

する能力を身につけます。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

通学課程

芸術学部のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに定められた「人間力」と「創造力」を構成する「6つの能力」を体系的に修得できるよう策定している。また、カリキュラム・ポリシーに基づき、学科毎にカリキュラム・マップを作成し、カリキュラム・マップでは、各授業科目とディプロマ・ポリシーに定める6つの能力との関連を明示している【資料3-2-3】。また、シラバスにおいても、ディプロマ・ポリシーとの関連について明示している。

大学院芸術研究科においても、修士課程、博士課程ともにディプロマ・ポリシーに定める能力を身に付けることができるよう、カリキュラム・ポリシーに基づき、修士課程では科目群を「必修特論」「原論」「分野特論」「演習・研究」の4つに分類し、博士課程においては、科目群を「必修特論」「研究」の2つに分類し、教育課程を編成している。

通信教育課程

通信教育課程のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーをもとに策定されており、ディプロマ・ポリシーを達成するために、学部は「総合教育科目」「学部共通専門教育科目」「コース（学科）専門教育科目」、修士課程は「専攻共通科目」「分野特論」「研究指導科目」から構成されている。また、科目群ごとにカリキュラム・マップを作成し、「総合教育科目」【資料3-2-4】及び「学部共通専門教育科目」【資料3-2-5】は「学習ガイド」に、「コース（学科）専門教育科目」はそれぞれのコースガイドにディプロマ・ポリシーと各科目との関連を示している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

通学課程

芸術学部の教育課程は、学部共通の「芸術教養科目」と、学科毎に開設する「専門科目」から構成され、両者が有機的に連動することにより、ディプロマ・ポリシーに定める6つの能力を体系的に修得できるよう、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。

「芸術教養科目」は、「教養科目群」「芸術科目群」「コミュニケーション科目群」「プロジェクト科目群」「日本文化科目群」「キャリアデザイン科目群」「副専攻科目群」の7つの科目群で構成され、芸術を未来社会に活かすうえで必要なリテラシーや、教養としての知識・技術を修得できることに加え、さまざまな専門領域を学ぶ学生が協働して取り組むプロジェクト型授業や、専門の垣根を超えて学ぶ副専攻を通じて領域横断的な学修ができるよう編成されている。

「専門科目」は、それぞれの専門領域に応じた知識や理論、表現方法を、入門・基礎・応用・発展と段階的に身につけられるよう順次性をもって編成されている。自身の研究・制作テーマを探求することを目的に、必修科目を中心とするコア・カリキュラムから構成

されており、実社会で求められる実践的な能力を身に付けるため、全ての学科で産官学連携による社会実装型授業を開講している。

また、進路教育は、社会の変革を牽引することのできる人材の育成を掲げる本学にとって、きわめて重要な教育と位置付けており、芸術教養科目に開設するキャリア科目及び専門科目を通じて、本学での学びと社会との繋がりを理解し、卒業後の自身のキャリアを構想できるようにしている。

このような教育課程編成の体系性や順次性については、カリキュラム・マップ【資料 3-2-6】やカリキュラム・ツリー【資料 3-2-7】において明示するとともに、ナンバリングによってカリキュラム・マップ及びシラバスに示している【資料 3-2-8】。シラバスは、カリキュラム・マップに基づき設計されるよう、「シラバス作成の手引き」において周知するとともに、作成者自身によるセルフチェック、学科及びセンター内の教員同士によるピアチェック【資料 3-2-9】、教務委員会のメンバーを中心とした第三者チェックを行い、カリキュラム・ポリシー及びカリキュラム・マップとの整合性や、事前事後学修が適切に指示されているかを確認している。また、学生が、自学自習時間を確保したうえで、適切に授業科目を履修できるようにするため、各学期に履修登録できる単位数の上限を「京都芸術大学芸術学部履修規程」第 7 条【資料 3-2-10】に定めているほか、「学修ガイド」において入学年次毎の履修登録単位数上限を示している【資料 3-2-11】。

芸術研究科の博士課程は、芸術文化の普遍性と個性を広い視野から概観するとともに、全学生の問題意識の共有化を図ることを意図した共通必修科目として「比較芸術文化論特論」を基盤とし、1 年次から 3 年次にかけて論文指導を担当する教員の指導を受けながら、理論研究と博士論文の執筆を進める「研究」を配置している。また、制作を伴う学生に向けては「研究」のほか、博士論文執筆の過程から得られた専門的知識を生かした作品の制作を行う科目である「制作」を配置し、理論研究を反映した創作によって論文の内容の充実を図り、また、理論研究を進めることにより、作品の強度を高める相互作用を促進する。

芸術研究科の修士課程は、芸術文化の普遍性と個性を広い視野から概観するとともに、全学生の問題意識の共有化を図ることを意図した共通必修科目である「芸術文化論特論」、大学院の芸術文化研究の基底となる考え方、研究の基本的道筋を教授する「原論」、研究・制作の基礎となる専門的視座に特化した講義科目である「分野特論」を基盤としている。また、大学院における研究制作の根幹をなす「演習・研究」においては、個々の学生の問題意識の啓発とその研究展開を図る方法論の指導を行うとともに、学位審査に向けた研究課題の設定と、その提示方法の研鑽に主眼を置いている。

通信教育課程

学部では、教育目標を達成するための科目群を「総合教育科目」「学部共通専門教育科目」「学科専門教育科目」「コース専門教育科目」に区分し構成している。学科及びコース毎にカリキュラム・ポリシーを実現するためのカリキュラム・マップを作成し、それに基づいて科目設計を行い、「代表教授会」にて確認と共有を行っている。

研究科では、「専攻共通科目」のほか、所属する領域に応じた「分野特論科目」、修了研究や修了制作のための「演習科目・研究科目」を配置して学位取得までの学びを体系化している【図表 3-2-2】。

【図表 3-2-2】 学部・研究科の科目群構成

通信教育部 芸術学部	総合教育科目	知識や教養を深めるための科目群	
	専門教育科目	学部共通 専門教育科目	全学科の学生に開講されている専門教養に関する科目群。専門領域に必要な科目を選択して履修する。
		学科専門 教育科目	芸術学科および芸術教養学科にて開設している科目群。所属学科における専門的知識を修得する。
		コース専門 教育科目	より実践的な専門性の高い科目群。所属コースにおける専門的知識・技法等を修得する。
芸術研究科 (通信教育)	専攻共通科目	<p>[特論] 現代の芸術制作環境を歴史的に振り返りつつ、自らの携わる職能としての芸術制作・研究活動についての批判的考察能力を獲得する。</p> <p>[原論] 研究や制作を進めるうえで今日避けることのできない基本問題に関する最新の研究状況を学ぶ。</p>	
	分野特論科目	専門的視点に特化した講義科目として開設。研究・制作の背景となる思想および批評精神の涵養を図る。	
	演習科目	1年次配当の必修科目。各自の研究・制作内容の進化を図る。	
	研究科目	2年次配当の必修科目。1年次から継続した研究指導を行うとともに、修士論文等に必要の研究、表現手法を確立する。	

3-2-④ 教養教育の実施

通学課程

カリキュラム・ポリシーに則り、芸術教養教育を推進することを目的に「芸術教養センター」を設置【資料 3-2-12】し、学部共通の「芸術教養科目」を開設のうえ、授業を行っている。「芸術教養科目」は、「教養科目群」「芸術科目群」「コミュニケーション科目群」「プロジェクト科目群」「日本文化科目群」「キャリアデザイン科目群」「副専攻科目群」の7つの科目群で構成され、大学の基本使命である「芸術立国」を理解し、芸術を未来社会に活かすうえで必要なリテラシーを身につけることを目的としている【資料 3-2-13】。特に初年次教育では、ディプロマ・ポリシーに掲げる「人間力」の基盤を形成することに重点を置き、大学の基本使命である「芸術立国」を理解するための「芸術立国論」と、芸術大学での基本的な学び方を身につけるための「芸術教養論」を必修としている。また、学科混成の少人数クラスで課題に挑む「マンデイ・プロジェクト1・2」や、言語的思考を通じて他者の価値観を尊重することを学ぶ「クリエイティブ・プロジェクト」など、これまでの学びを芸術大学での学びへとスムーズに接続するための入門科目を開講している。

「マンデイ・プロジェクト1・2」は芸術大学として専門教育を受けるための基盤をつくり、社会の様々な領域や場面で求められる力の基礎を身につけるための科目と位置づけている。みる力・考える力・つくる力を育み、学科混成のクラスで「正解のない問い」に挑むことに主眼を置いている。「クリエイティブ・プロジェクト」は「マンデイ・プロジェク

ト1・2」で獲得した基礎力を基盤に、9月に2週間かけて与えられたテーマをもとに巨大なねぶた制作に取り組む科目となっている。学科混成のクラスが編成され、専門分野の異なる学生が力を合わせ、試行錯誤を繰り返すことで、個人では生み出すことのできない芸術作品の創作が可能となることを体験から学ぶこととなる【資料3-2-14】。

また、国際的歴史文化都市である京都の風土と文化を基盤とする本学の教育的特徴ともいえる科目として、日本文化科目群の中で「伝統文化演習 1～12」を開講している。邦楽囃子、日本舞踊・京舞、常磐津・琵琶、能・狂言・落語、華道・装花、煎茶、和装、水墨画、和太鼓、演劇、茶道といった日本特有の文化と精神性に深く根差した多様な伝統文化について学修することのできる科目となっており、一例として茶道に関する伝統文化をテーマとする「伝統文化演習 11・12」では、国内外における茶道文化の維持発展に努める裏千家が監修し、担当教員を裏千家より客員教授として招聘するなど、各分野における第一線の専門家を講師としている。

大学院生の教養教育は、芸術文化の普遍性と個性を広い視野から概観するとともに、全学生の問題意識の共有化を図ることを意図した全専攻の共通必修科目として修士課程においては「芸術文化論特論」、博士課程においては「比較芸術文化論特論」を開講している。また、修士課程においては大学院の芸術文化研究の基底となる考え方、研究の基本的道筋を教授する「芸術文化原論 1～9」「芸術環境原論 1～6」「制作行為原論 1～6」を設定しており、学生個々の広範な研究分野及び興味関心に対応した科目編成としている。

通信教育課程

通信教育部芸術学部において、教養教育科目に該当する「総合教育科目」を開講し、知識や教養を深めるための科目群として以下の3つのカテゴリーを用意している。

- ・自律的な市民として必要な表現能力や考え方を学ぶ
- ・さまざまな学問分野の概要や今日的な課題を学ぶ
- ・人間の住む場所や地域のあり方を学ぶ

以上の科目を運営するため「リベラルアーツセンター」【資料3-2-15】を置き、センター長及び基幹教員、並びに学長が必要と認めた者をもって組織している。

大学院においては、専攻共通科目として、「芸術文化論特論」「制作行為原論」「芸術環境原論」を開講している。「芸術文化論特論」では、芸術制作と地域の関わりを多角的に考察し、地域における芸術活動の実例考察を通じて、地域における芸術実践の方法論を学ぶことを目的とし、「制作行為原論」「芸術環境原論」では、研究を進める上での柱となる芸術環境の概念について、その基底となる考え方を学び、各自の具体的な研究・制作活動への起点とする科目群として開講している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

通学課程

授業は、カリキュラム・ポリシーに定めるとおり、グループワークやディスカッション、プレゼンテーションといったアクティブ・ラーニングを多く取り入れ、反転学習を活用し、事前・事後学修の充実を図ることで、学生の主体的学修を促すよう行っている。

<教授方法の工夫>

○グループワーク型授業

芸術学部では、ディプロマ・ポリシーに定める「社会の変革を担うことのできる人材」を育成するため、より実社会に近い形での教授方法としてグループワーク型授業を積極的に取り入れている。令和5（2023）年度は全開講数3,847の授業のうち、2,286（59.4%）の授業でグループワークが実施された。なかでも、本学の代表的なグループワーク型の授業である「クリエイティブ・プロジェクト1・2」は、約7割の学生が受講し、学科混成のクラスで様々なワークショップや、複数クラス合同での「ペーパーファッションショー」等を通じて、課題に対し問いを立て、方法を自ら考え答えを導き出す姿勢や他者との協働を学ぶ機会となっている。

○PBL (Project Based Learning) 型授業

「グループワーク型授業」と同様に、ディプロマ・ポリシーに定める「社会の変革を担うことのできる人材の育成」を実現するため、実社会により近い形での教授方法として学生自身が課題を発見し、その課題に対して自ら解決策を見つけ出ししていくPBL型授業を導入している。令和5（2023）年度は、全開講数3,847の授業のうち、810（21.0%）の授業でPBL型授業を実施した。代表的なPBL型授業として芸術教養科目の中に、芸術と社会の関係を学び、社会人としての基礎力を身に付けることを目的とした「社会実装プロジェクト1～4」を開講している。実社会の課題に対し、解決策としての芸術的手段を考案するフローそのものを教育プログラムとしており、学年・学科の枠を越えたグループ活動としていることに加え、企業への訪問やフィールドワークの実施、委託企業や自治体の担当者とのミーティングを行う等、学内に留まらない活動が特徴となっている。

○産学公連携授業

産業界及び行政等と密接に連携した産学公連携教育を推進している。産学公連携教育の一例として、実社会のさまざまな課題に対して解決施策を企画・実施することを通じて「社会人基礎力」を身につけることを目指した「社会実装プロジェクト」を展開している。令和5（2023）年度は、128件のプロジェクトを実施し、6,057万円の共同研究費・受託研究費を得ている【資料3-2-16】。

○オンラインを用いた授業

教育上の効果がより期待できる科目や、到達目標の達成にあたり教授法として適切であると考えられる授業については、オンライン授業としている。特に芸術教養科目における履修者数の多い講義科目（履修者数101人以上）については、令和5（2023）年度に開講した全121科目中、112科目（92.6%）でオンラインを活用した授業を行った。

また、通信教育課程を設置する本学ならではの教授方法として、通信教育課程で展開されているオンデマンド授業を「e-learning科目」として通学課程の学生も履修できるよう芸術教養科目に開設している。

<教授内容・方法の改善を進めるための組織的活動>

教授方法の工夫・開発を行うため、「グッドティーチャー参観」や学生参画型による「授業カイゼン研修」等のFD研修を実施している【資料3-2-17】。令和5（2023）年度は秋と春の2回実施し、教職員延べ72人と学生延べ97人が参加し、「シラバスについて」「授業手法・運営について」「有意義な授業とは?」「課題・評価」「オンライン授業」といったテ

ーマを中心にディスカッションを行った。

また、「授業改善アンケート結果に基づく組織的改善活動」を実施し、専任教員は全員が授業の振り返りを行い、その結果を学科会議において共有し、改善に取り組んでいる【資料 3-2-18】。

大学院芸術研究科では、学生の授業に対する姿勢と教員の授業運営に関する調査として「授業改善アンケート」を実施している。アンケート結果は傾向を分析の上、課程レベルでの改善活動に繋げるために研究科委員会内で報告を行っている。また、科目毎の結果は担当教員にフィードバックし、個々の授業運営に関する改善活動に活用している。「授業改善アンケート」の結果は本学のウェブサイトで公開するとともに、全大学院生が登録している Google Classroom において、学生からの要望等に対する研究科長のフィードバックのコメントを返している。

通信教育課程

カリキュラム・ポリシーを踏まえ、「教務委員会」にて、「印刷教材等による授業」「面接授業（スクーリング）」「メディアを利用した授業」それぞれの教育方法の工夫や開発を以下のように行っている。また、入学後にはじめて学修をはじめるときに必要な情報をまとめた「導入動画（補助教材）」をそれぞれの学科・コースごとに、作成している。

<教授方法の工夫>

○印刷教材等による授業

本学では「テキスト科目」と称し、添削指導にあたる教員のほか、その運営担当として専従の職員 12 人を配置している。「テキスト科目」ではレポートに加え、作品制作も課題として設定されており、その添削のための施設（通信教育課程専用の研究室・添削室）に、複写や撮影のための機材を整備している。

○面接授業（スクーリング）

本学では面接授業を「スクーリング科目」と称し、芸術分野の通信教育であるため、原則少人数の演習科目を中心としている。開講に当たっては、同一科目を京都と東京で開講するなど、年度内に複数回分散させて開講することにより学生の選択肢を増やし、土曜日、日曜日を中心とした開講日程とすることによって、社会人学生の利便性を高めている。

○メディアを利用した授業（インターネットによる授業を含む）

通信教育課程においては、メディアを利用した授業として主にインターネットによる授業を開講している。

動画教材の提供、学生専用の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の開発等、インターネットを通じた学修に必要なコミュニケーションの円滑化や学習スキームの定着を目指し、通信教育部学習用ウェブサイト「airU」を独自に開発し運営している。指定テキスト（教科書）を配付する、ウェブ教材や印刷教材を提供する、指定された設問に解答する単位修得試験を実施する、事前課題・事後課題を設定する等のステップを組み合わせることで、学修の具体的な方法を示している。

<教授内容・方法の改善を進めるための組織的活動>

毎年度、カリキュラム及び教育方法の点検のため、学生の履修状況、評価分布、授業ア

アンケートの分析を行っており、提出件数が少ない科目、授業アンケートの結果や成績評価に偏りがある科目を抽出し、各学科で改善計画を立案し、「代表教授会」にて確認している。また、教育推進会議（通信教育）の下に「FD委員会」を設置し、通信教育課程の学修指導に適した教員の資質・能力向上のため、独自のFD研修【資料3-2-19】を毎年2回実施している。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

通学課程

令和6（2024）年度より導入した新カリキュラムでは、以下の6つのテーマの実現を目指している。

- 1) Society5.0をリードする新たな芸術教育への転換
- 2) 主体的学修への転換
- 3) 文理融合・デジタル教育の拡充
- 4) 産官学連携による社会課題解決型授業の拡充
- 5) 学生支援の高度専門化
- 6) 進路決定率90%を前提とした出口戦略の強化

これらを実現するためには、教授方法のさらなる工夫・開発が不可欠であるため、「2024年度芸術学部方針」【資料3-2-20】に掲げるとおり、「主体性を涵養する教育内容・手法の開発（反転授業、課題の質向上等）」に取り組む。

大学院芸術研究科においては、令和7（2025）年度に向けて、芸術専攻（修士課程）の新カリキュラムの開発に取り組んでいる。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの見直しを行い、教養教育の拡充を主要なテーマとして、それらの実効性を検証し、改善を推進するための内部質保証のさらなる充実に取り組む。また、高度な論文指導をはじめとする大学院教育ならではの教授法の質的向上を実現するため、大学院独自のFD研修に取り組む。

通信教育課程

教育課程の体系的編成については年度ごとに見直しを行う。印刷教材等による授業及びメディアを利用した授業においては、引き続き充実した教材及び質の高い添削指導を実施し、学生にとっての学修環境の最適化を目指し、学習用ウェブサイトの改修を毎年度行っていく。

面接授業（スクーリング）では対面授業かオンライン授業かを選択できるハイフレックス型授業を積極的に導入・拡充し、効果的な事前・事後課題を設定するなど、今後も科目の特性に合わせた柔軟な授業形態を採用していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

通学課程

<ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の明示>

芸術学部のディプロマ・ポリシーでは、社会の変革を牽引することのできる人材の育成を目的として、「人間力」と「創造力」を身につけた学生に学位を授与することと定めており、身に付ける能力要素として、「人間力」は、自立した一人の人間として生きるための「知識・情報収集力」「コミュニケーション力」「倫理観」と定め、「創造力」は、芸術の力を社会に活かすための「論理的思考力」「発想・構想力」「表現力」と定めている。

また、芸術学部のディプロマ・ポリシーを踏まえ、各学科の専門領域に即して6の能力をより具体的な表現に置き換え、学修管理システム「DPA」上のカリキュラム・ツリーで学生に明示している【資料 3-3-1】。

<学修成果の点検・評価の尺度・指標や測定方法>

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うため、「京都芸術大学内部質保証方針」【資料 3-3-2】を定め、その方針に基づき、アセスメント・ポリシー【資料 3-3-3】及びアセスメント・プラン【資料 3-3-4】を定めている。

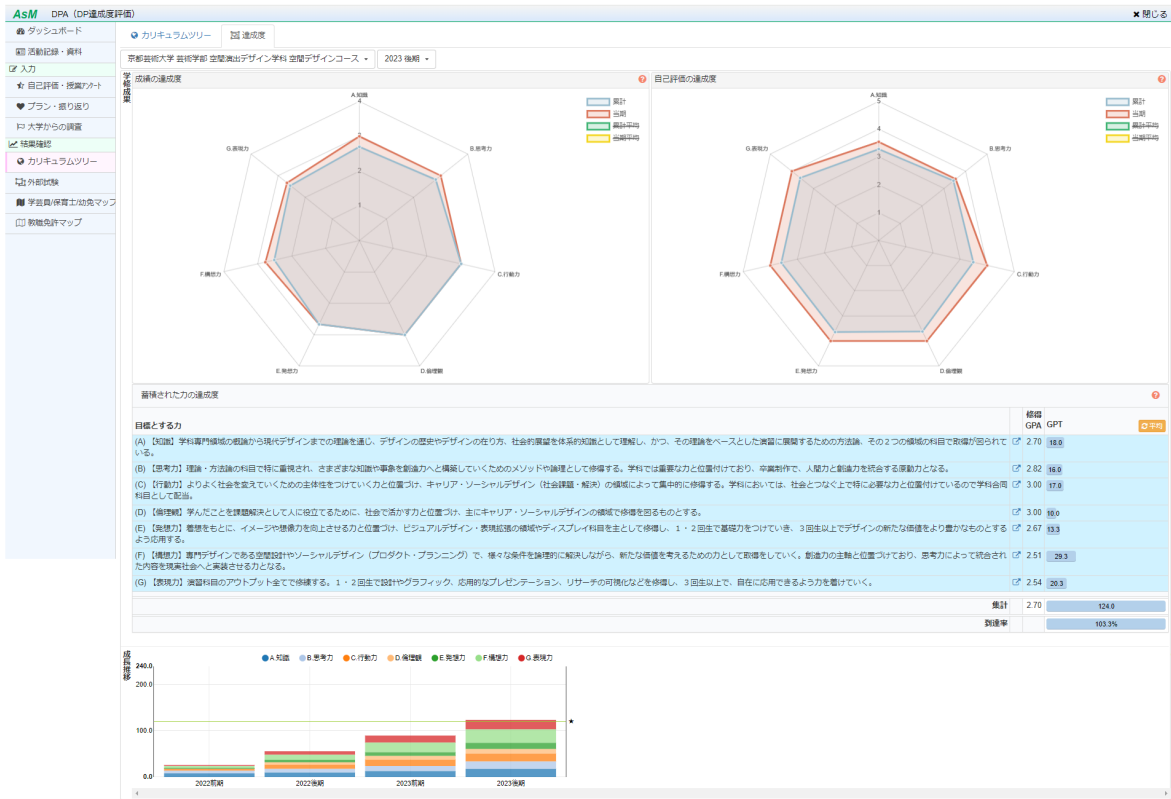
学修成果の評価にあたっては、平成 26（2014）年度の新カリキュラム導入の際から、進路決定率を重要指標に定め教育改善に取り組んできたが、令和 5（2023）年度に、進路決定率に加え、成績評価（GPA）を重要指標と定め、進路結果や他のアセスメント指標と組み合わせ、総合的かつ多面的に点検・評価を行うこととしている。

重要指標である成績評価については、評価基準や評価方法、成績分布に関するガイドライン【資料 3-3-5】を定め、その厳正な運用を図るとともに、学期毎に点検を行い、必要に応じて学部長、学科長・センター長から授業担当教員に対し、成績評価基準、評価方法などの見直しを求めるものとしている。

学修成果の点検・評価の方法は、学生レベル、授業科目レベル、プログラムレベル、大学機関レベルの各レベルと、入学前／入学時、在学中、卒業時／卒業後のそれぞれの段階毎にアセスメント指標を定め、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行っている。

学生レベルにおいては、成績評価、GPA、単位修得状況、外部アセスメントテスト結果等を「DPA」を通じて学生自身が把握できるように整備している。「DPA」では、DPに定められた各能力要素がどの程度獲得できたかが可視化されており【図表 3-3-1】、学生は、学期毎に振り返りを入力することで、学修成果の点検とさらなる向上に活用できる仕組みとしている。

【図表 3-3-1】DPA-達成度



授業科目レベル、プログラムレベルにおいては、教職員が常に達成状況を把握できるよう、BI ツールを用いた「学科ポートフォリオ」【図表 3-3-2】を導入している。

【図表 3-3-2】学科ポートフォリオ



大学機関レベルにおいては、大学が行う自己点検・評価を通じて総合的な点検・評価を行っているほか、本学でどのような力が身についたか、それらが社会で活かされているか

どうかを、「卒業生アンケート」【資料 3-3-6】や卒業生の就職先に依頼する「企業アンケート」【資料 3-3-7】を通じて把握している。

通信教育課程

学部においては、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の指標として、アセスメント・ポリシー【資料 3-3-8】を定めている。教育課程レベルとして入学時・在学時・卒業時、科目レベルとして在学時にそれぞれで学修成果を測定し、三つのポリシーの達成状況を評価している。特に、入学初年度及び在籍 2 年目における在籍率（学籍更新者数（学習・休学）／前年度の在籍者から卒業・年限退学を除いた数）と学生 1 人当たりの修得単位数を教育計画における改善の必須事項として設定し、年度ごとに振り返りを行っている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

通学課程

授業科目レベルにおいては、「授業改善アンケート結果に基づく組織的改善活動」【資料 3-3-9】を通じて、成績分布や「授業改善アンケート」の結果を「科目責任教員」にフィードバックしている。教員は、半期ごとに担当した授業科目の結果を点検し、「リフレクション・ノート」にまとめ学科長へ提出し、学科長は、各教員から提出された「リフレクション・ノート」をもとに半年毎に教育成果の点検を行い、「授業点検・評価報告書」【資料 3-3-10】を作成し、教育内容・方法の改善に取り組んでいる。

プログラムレベルにおいては、各学科から提出された「授業点検・評価報告書」をもとに、FD 委員会及び教育推進会議において点検・評価し、「代表教授会」を通じてフィードバックを行っている【資料 3-3-11】。さらには、3-3-①で述べたとおり、「アセスメント・プラン」に基づき、それぞれの学修成果の達成状況を「代表教授会」や「学科ポートフォリオ」等を通じて各学科・センターへフィードバックしている。改善が必要な項目については、次年度「芸術学部方針」【資料 3-3-12】で明らかにし、各学科・センターで「教育計画（次年度計画及び当該年度の振り返り）」【資料 3-3-13】を作成し、改善に取り組んでいる。

また、令和 3（2021）年度からは、学科毎の学修成果の点検・評価をより詳細にわたって行うことを目的に、「京都芸術大学カリキュラム評価委員会規程」【資料 3-3-14】に基づき、姉妹校である東北芸術工科大学や他大学、企業等から複数の評価委員を招聘し、学科毎に作成する自己点検評価書【資料 3-3-15】をもとに、カリキュラムの外部評価を実施している。外部評価の結果は、「カリキュラム評価結果報告書」【資料 3-3-16】として学科にフィードバックを行い、改善が必要な事項については、学科毎に「改善計画書」【資料 3-3-17】を作成のうえ、改善に取り組んでいる【資料 3-3-18】。

大学院芸術研究科では、「授業改善アンケート」の結果を受け、「研究科委員会」での共有と改善へ向けたフィードバックを行い、芸術研究科長から院生の要望に対する回答を電子掲示板に掲出するとともに、指導教員の授業運営・院生指導への反映及び次年度の教育計画策定へ繋げている。

通信教育課程

通信教育課程では、学生の履修状況、授業アンケート、学籍の更新状況等を各委員会等で毎年分析し、「代表教授会」及び「研究科委員会」において報告し、教育目的の達成状況の点検・評価を実施している。それをもとに、学部長及び研究科長が、次年度の教育方針を策定している【資料 3-3-19】。フィードバックの方法では、BI ツールを活用し、コースごとに、指標となる在籍率（学籍更新者数（学習・休学）／前年度の在籍者から卒業・年限退学を除いた数）及び学生一人当たりの修得単位数を共有している【資料 3-3-20】。また、テキスト科目においても、四半期ごとの提出データをリアルタイムに共有し、適切なタイミングで学修指導を行っている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

通学課程

「DPA」の活用を促すために、学年始めに実施する学科ガイダンスや、定期的な担当教員との面談を実施しているが、学生の利用状況にはばらつきがあるため、「2024 年度芸術学部方針」において「学生自身による学修の PDCA サイクルの確立（DPA を活用した学修指導の定着）」を目標に掲げ、学修支援の強化に組織的に取り組むこととした。

令和 5（2023）年度にアセスメント・ポリシーを改定し、「アセスメント・プラン」を定めた。これまでもアセスメント・ポリシーに基づく点検・評価を実施し、代表教授会等で随時フィードバックを行い、次年度「芸術学部方針」や「教育計画」を通じて教育内容・方法や学修指導の改善に取り組んできたが、今後、BI ツールを活用したモニタリングを充実し、さらなる教育改善を推進していく。また、令和 6（2024）年度からの新カリキュラムでは、卒業要件に GPA 水準を含めるとともに、全科目でルーブリックによるパフォーマンス評価を導入し、各学年末に PEPA（Pivotal Embedded Performance Assessment）としての「統合科目」を開設するなど、学生の学修成果の向上とさらなる教育活動の改善、学修指導の充実に取り組んでいく。

大学院芸術研究科においても、令和 6（2024）年度以降、芸術学部と同様にアセスメント・プランの策定と、プランに基づく教育研究活動の改善に取り組んでいく。

通信教育課程

現在の方法を維持するとともに、以下の点について「教務委員会」「FD 委員会」にて協議の上、実施していく。

- ・遠隔教育手法の総点検と新規形態の開発
- ・全学的な WEB 導入に伴うサポート体制の効果検証と改善
- ・生成 AI の発展に伴う学修環境の変化に対応した指針策定と授業改善に向けた検討
- ・BI ツールを活用した授業改善ポイントの抽出と共有
- ・教授方法改善のため FD 研修の立案と実施

【基準 3 の自己評価】

ディプロマ・ポリシーは、学部・研究科の教育目的をもとに策定され、カリキュラムポリシーとともに、本学のウェブサイト上で公表されるとともに、通学課程在学生専用ウェブサイト内の「学修ガイド」や「大学院ハンドブック」、通信教育課程学生専用サイト内の

「学習ガイド」（通信教育部芸術学部・芸術研究科（通信教育））などで学生に周知している。単位認定、卒業認定、修了認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価基準に基づき、厳正に適用している。

カリキュラムポリシーについては、ディプロマポリシーに掲げた「人間力」、「創造力」を身につけた人材の育成を図るため、ディプロマポリシーに連動する形で一貫性をもって策定されている。また教育課程の体系的編成について、学生や教職員の理解を促すため、学科ごとにカリキュラム・マップを作成しているほか、カリキュラム・ツリーや科目ナンバリングなどを導入し、可視化に努めている。通学課程ではシラバスにおいてディプロマ・ポリシーに定めた能力要素との関連を記載しており、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準を授業科目レベルまで落とし込んでいる。

教養教育においては、通学課程では初年次の学習意欲の形成や芸術大学における主体的学修の基礎を形成すべく、学科混成クラスによる科目を開講しているほか、本学の立地する京都の歴史、風土を理解するための伝統文化を学ぶ科目を通学課程、通信教育課程に設置している。

教授方法の工夫・開発を効果的に実施するための組織として 通学・通信教育課程においてFD委員会を設置し、教育目標についての検討や教授方法の見直しを行っている。とくに通学課程では、グループワーク型、PBL（Project Based Learning）型、産学公連携などの授業を実施するなど、積極的に教授方法の開発に努めている。また学生参画型FD研修を実施しているほか、カリキュラム評価委員会を設置し、学外の第三者による評価を実施するなどして、授業改善に取り組んでいる。

また内部質保証方針に基づいて、アセスメント・ポリシー及びアセスメント・プランを定めて、入学から卒業後までの継続した学修成果の点検・評価のプロセスを確立するよう努めている。通学課程においては、学生自身が成績評価、GPA、単位習得状況、外部アセスメントテスト結果などについて、「DPA」を通じて把握できるように整備している。通学・通信教育課程ともに教職員が授業アンケート結果をもとに教育成果を総合的に点検・評価できるように BI ツールを活用しているほか、通学課程では授業に対する教員自身の自己点検（リフレクション・ノート）等を行い、教育内容・方法の点検・改善に取り組んでいる。

以上のことから、「基準3. 教育課程」を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

「学校法人瓜生山学園理事会業務委任規程」【資料 4-1-1】第 4 条に、「理事会は、学校教育法第 92 条第 3 項に基づき、京都芸術大学の校務を大学学長に委任する。」と定め、学長の責務については、「学校法人瓜生山学園管理運営規程（以下、「管理運営規程」という。）」

【資料 4-1-2】第 12 条に、「京都芸術大学学長は、京都芸術大学の校務を掌り、これを代表する。」と定めている。また、「京都芸術大学学則」【資料 4-1-3】、「京都芸術大学大学院学則」【資料 4-1-4】、「京都芸術大学通信教育課程規程 [学部]」【資料 4-1-5】、「京都芸術大学通信教育課程 [大学院]」【資料 4-1-6】において、課程修了の認定、学位の授与、入学、再入学、編入学、転入学、転学科、転籍、休学、退学、復学、留学、除籍、表彰及び懲戒は学長が決定すると定め、校務に関する最終的な決定権は学長に委ねられていることを明確にしている。

学長が適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長を置き、「管理運営規程」第 13 条に、「京都芸術大学副学長は、学長を補佐し、学長の命を受けて校務を掌る。」と定めている。副学長は、「通学課程担当」「通信教育課程担当」「社会連携担当」の 3 人を置き、学長が定める副学長が掌る校務については、「管理運営規程」別表【図表 4-1-1】に示している。

【図表 4-1-1】 (別表) 学長が定める副学長が掌る校務 (第 13 条第 2 項関係)

通学課程担当副学長及び通信教育課程担当副学長

- (1) 中期計画の推進に関すること
- (2) 3つのポリシー及びアセスメントプランに基づく教育研究活動の点検・評価に関すること
- (3) 教育課程編成に関すること
- (4) 国際交流の推進に関すること
- (5) 学生の入学、修学、学生生活及び進路に関すること
- (6) その他学長会からの諮問事項

社会連携担当副学長

- (1) 産学公連携に関すること

- (2) 地域連携・地域貢献に関すること
- (3) 広報に関すること

また、研究科には、京都芸術大学大学院芸術研究科長、芸術研究科（通信教育）長を置き、「管理運営規程」第14条に「京都芸術大学大学院芸術研究科長ならびに芸術研究科（通信教育）長は、学長の命を受け、研究科の校務を掌る。」と定めているほか、学部長、学科長、専攻長、各部長、センター長についても、学長の命を受け、それぞれの校務または要務を掌ると「管理運営規程」第17条から第28条に定めている。

学長が校務を掌り、教育研究活動に関する事項を恒常的に審議するために、「学長会」を置き、学長が議長となりリーダーシップを発揮できる体制を構築している。「学長会」では、「京都芸術大学学長会規程」【資料 4-1-7】第2条に掲げる次の事項について審議・決定している。

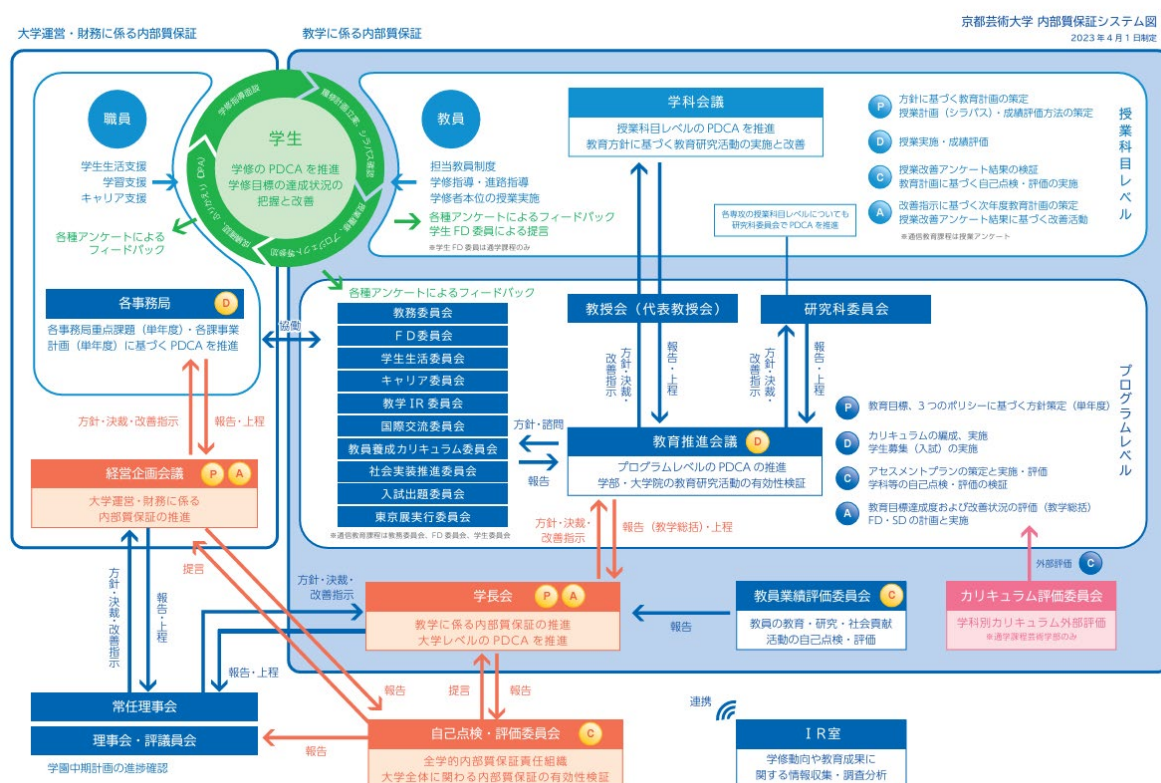
- (1) 教育研究に係る中期計画の策定に関すること
- (2) 3つのポリシーの改訂に関すること
- (3) 学部及び研究科の方針に関すること
- (4) 教学に係る内部質保証に関すること
- (5) 学生の入学、修学、学生生活及び進路に関すること
- (6) その他学長が必要と認める事項

「学長会」は、学長、副学長、研究科長、学部長、理事長、財務担当理事、事務総局長、事務局長を構成員とし、原則毎週定例にて開催している。構成員以外の教職員にも適宜出席を求め、説明や意見を聴取することで、学長が教育研究に関する諸課題を速やかに把握し、学長会での意見を踏まえたうえで、本学の教育研究に関する最終決定を行える体制となっている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の基本使命、建学の理念に基づく教育目的及び各種方針を実現するために、「京都芸術大学内部質保証方針」【資料 4-1-8】及び「京都芸術大学内部質保証システム図」【図表 4-1-2】【資料 4-1-9】を定め、権限の適切な分散と責任の明確化を行っている。

【図表 4-1-2】 京都芸術大学内部質保証システム図



教学に係る内部質保証の推進は、「学長会」が責任を担い、通学課程担当及び通信教育課程担当の副学長が議長を務める「教育推進会議」に対し、方針・改善指示を行う体制としている。

「教育推進会議」は、「京都芸術大学教育推進会議規程」【資料 4-1-10】第 2 条、「京都芸術大学教育推進会議規程（通信教育）」【資料 4-1-11】に定めるとおり、以下の事項について審議し、基本方針及び改善施策を策定し、学長会に上程する役割を担う。

- (1) 中期計画の推進に関すること
- (2) 3つのポリシーに基づく教育研究活動の点検・評価に関すること
- (3) アセスメントプランに基づく教育研究活動の点検・評価に関すること
- (4) 教育課程編成に関すること
- (5) 教育計画、教育総括に関すること
- (6) 入学試験に関すること
- (7) 学生支援に関すること
- (8) 進路教育に関すること
- (9) 社会実装教育に関すること
- (10) 国際交流に関すること
- (11) その他学長会からの諮問事項

また、通学課程、通信教育課程それぞれにおいて、学部及び研究科の教育研究活動に関する自己点検・評価を行い、「教学総括」としてまとめ学長会へ報告するほか、次年度改善施策を含む学部方針及び研究科方針を策定し、学長会へ上程することとしている。

さらに、教育推進会議の下に、教育開発・FD、学生支援、進路教育、社会実装教育、国

京都芸術大学

際交流等を推進するための下部組織を設置し、教育目標の達成に向けた教育制度・具体的施策の策定、当該組織の自己点検・評価を受けた改善指示を行う体制としている【図表 4-1-3】。

【図表 4-1-3】 京都芸術大学委員会組織

課程	委員会名 (事務局所管部署)	審議事項／役割等
通学	教務委員会 (教学支援三課)	(1) 教務に関する全学的な取組みの企画立案及び実施に関すること (2) 教務に関する全学的な制度に関すること (3) その他教務に関し必要な事項
通学	FD委員会 (教学支援三課)	(1) 組織的かつ体系的なFD活動の企画、運営 (2) 各部署が実施するFD活動に対する支援 (3) FDに関する他大学やコンソーシアム等との連携 (4) FDに関する調査、資料収集及び分析 (5) その他FDに関連する事項
通学	学生生活委員会 (教学支援一課)	(1) 学生の自治組織の支援に関すること (2) クラブ活動など学生の課外活動の支援に関すること (3) 学生の健康、保健衛生に関すること (4) 学生の福利厚生に関すること (5) 学生生活の支援に関するFD・SD活動の企画・運営 (6) その他学生の課外活動及び厚生補導に必要な事項
通学	キャリア委員会 (キャリア支援課)	(1) 学生のキャリア教育に関すること (2) 学生の就職・進路支援に関すること (3) 学生の各種資格取得等、キャリア形成支援に関すること (4) キャリア支援に関するFD・SD活動の企画・運営 (5) その他、学部長が必要と認めた事項
通学	教学IR委員会 (教学支援二課)	(1) アセスメント・ポリシーに関する事項の調査・分析及び報告 (2) IRに関するFD・SD活動の企画・運営 (3) 他大学及びコンソーシアム等学外との連携 (4) その他教学IRに関連する事項
通学	国際交流委員会 (教学支援二課)	(1) 教育活動全般における国際化の推進に関すること (1) 海外の大学・研究機関との学術交流及びその協定の締結・更新に関すること (2) 海外の大学・研究機関との交換留学及びその協定の締結・更新に関すること (3) 海外研修・交換留学等に係る単位認定に関すること (4) 海外での教育及び研究に係る本学教職員の派遣に関すること (5) その他国際交流に関する運営に必要な事項
通学	教員養成 カリキュラム委員会 (教学支援三課)	(1) 全学的な教員養成の目標及び目標達成に関すること (2) 教職課程のカリキュラム編成および教員組織に関すること (3) 教育実習に関すること (4) 教員養成のIRに関すること (5) 教員養成に関するFD・SD活動の企画・運営 (6) 教職課程の自己点検・評価に関すること (7) その他教職課程に関する重要事項
通学	社会実装推進委員会 (社会実装支援課)	(1) 審議が必要な産学連携案件に関すること (2) その他産学連携に関し必要な事項
通学	入試出題委員会 (アドミッション・オフィス)	(1) 入学試験の問題作成に関すること (2) 入学試験の運営及び監督に関すること (3) 入学試験の採点に関すること (4) その他入学試験の実施に必要な事項
通学	東京展実行委員会 (教学支援三課)	(1) 東京展の企画・実施に関すること (2) 東京展に参加する学生の制作指導に関すること (3) その他東京展の運営に必要な事項に関すること
通信	教務委員会 (教務課)	(1) 教務に関する取組みの企画立案及び実施に関すること (2) 教務に関する制度に関すること

		(3) その他教務に関し必要な事項
通信	FD委員会 (教務課)	(1) 組織的かつ体系的なFD活動の企画、運営 (2) 各部署が実施するFD活動に対する支援 (3) FDに関する他大学やコンソーシアム等との連携 (4) FDに関する調査、資料収集及び分析 (5) その他FDに関連する事項
通信	学生委員会 (学務課)	(1) 学習会など学生の課外活動の支援に関すること (2) 学生および卒業生の生涯学習活動の支援に関すること (3) 学生の健康、保健衛生に関すること (4) 学生の福利厚生に関すること (5) 学生生活の支援に関するFD・SD活動の企画・運営 (6) その他学生生活支援及び厚生補導に必要な事項

教授会は、学部及び研究科にそれぞれ置き（研究科にあつては「研究科委員会」。以下同じ。）、学長が意思決定を行うために必要な次の重要事項について、審議し、意見を述べている。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの【資料4-1-12】

また、「京都芸術大学教授会規程」【資料4-1-13】第7条において、「教授会は、その運営を円滑に行うため、教授会に属する教員のうちの一部の者をもって構成される代議員会（以下、「代表教授会」という。）を置くことができる。」と定め、毎月定例にて開催している。代表教授会は、学長、副学長、研究科長、学部長、各学科の学科長、芸術教養センター長、芸術教育資格支援センター長、その他学長が必要と認める者が構成員となり、教授会で審議すべき重要事項について審議し、意見を述べる体制となっている。代表教授会の議長は、学部長又は研究科長がそれぞれ務め、遠隔を用いたハイブリッドで開催することにより、教授会を組織する構成員に公開している。

また、代表教授会で審議される事項については、「学科会議」【資料4-1-14】において共有され、教授会を組織する構成員は意見を述べる体制を整えている。

学生の退学、停学等の懲戒処分については、その手続きを「京都芸術大学学生懲戒規程」【資料4-1-15】に定め、処分の内容は「代表教授会」での意見聴取を経て学長が決定している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学では事務職員のほか、副手、技術職員を置き、それぞれの職務及び事務分掌を「管理運営規程」に定めている。事務職員は事務局等の職務に従事し、副手は各学科研究室等の運営を補助している。技術職員は主に共通工房である「ウルトラ・ファクトリー」において学生の制作支援を行っている。

4-1-②で述べた教学マネジメント体制を機能させるため、通学課程事務局には教学支援一課、教学支援二課、教学支援三課、キャリア支援課、アドミッション・オフィス、通信教育課程事務局には教務課、教学運営一課、教学運営二課、学務課、入学・教育開発課をそれぞれ置き、学園中期計画に掲げる目標の実現に向けた教学運営を行っている。

また、【図表4-1-3】で示した委員会組織には、所管となる部署の事務職員が参画し意見

を述べているほか、「学長会」「教育推進会議」「代表教授会」「学科会議」にもそれぞれの規程に基づき、関係部署の事務職員が参画し、教学上の課題を共有している。

大学事務局には事務局長を置き、その職務は「管理運営規程」第38条に、「事務局を統括しこれを代表する。」と定めている。事務局長は、「学長会」及び「教育推進会議」の構成員として会議に参画し、学長や副学長が行う教育研究活動の推進を補佐し、中期計画の具現化に向けた毎年度の「事務局重点課題」【資料 4-1-16】を策定し、事務局職員を統括している。

事務局の課長及び室長については、「管理運営規程」第39条に「事務局長の命を受け、所管事務を掌り、それぞれの課及び室の政策立案と目標管理をする。」と定めている。課長及び室長は、「事務局重点課題」の具現化に向け毎年度の「事業計画」を策定している。「事業計画」に掲げられた目標は、事務職員の人事制度である「育成評価制度」における個人の「目標管理」と連動しており、事務職員全員が中期計画の推進を担う仕組みとなっている。

事務職員が、大学運営・財務に係る内部質保証の推進を担いながら、各会議や委員会を通じて、教学に係る内部質保証の推進にも参画することで、大学全体の内部質保証を教職協働で推進することができる体制となっている。

事務職員・副手・技術職員の採用・昇任については、「学校法人瓜生山学園就業規則」【資料 4-1-17】、「学校法人瓜生山学園専任職員採用・昇任規程」【資料 4-1-18】、「学校法人瓜生山学園契約職員雇用規程」【資料 4-1-19】に基づき、それぞれの選考を経て理事長が行うものとしている。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

「学長会」を中心に学長のリーダーシップを適切に発揮するための体制は十分組織されている。プログラムレベルでは「教育推進会議」が委員会組織を管理し、教学マネジメントを推進する体制が整っている。教授会は代議員制とし、「代表教授会」と「学科会議」を置いているが、対面での陪席のほか遠隔で参加することも可能となっているため、多くの教員が参加できるよう、令和6（2024）年度からは、開催日時を平日午前に見直しを行っている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学では、学部及び研究科において、教育目的及び教育課程に即して、通学課程は収容定員35人につき教員1人、通信教育課程は各学科に教員1人、学習者200人につき教員1

人を置いており、専門分野・教授等の組織体制を考慮して、エビデンス集（データ編）【共通基礎様式1】に示すとおり、大学設置基準及び大学院設置基準で必要とされる基幹教員を確保し、適切に配置している。

通学課程の併設課程である通信教育部芸術学部芸術学科、美術科、デザイン科の教員40人においては通学課程との兼務が設置基準上認められていることから、通信教育課程における教学運営業務を主として担う体制をとっている。ただし、平成25（2013）年度に設置した芸術教養学科は併設課程ではないため、大学通信教育設置基準で必要とされる基幹教員を配置している。

芸術研究科及び芸術研究科（通信教育）においては、大学院教育を担当できる資格をもつ教員を置き、一部の領域では学部教員の兼任も含め、適切に配置している。

教員の任用及び昇任は、「京都芸術大学教育職員の採用及び昇任に関する規程」【資料4-2-1】に基づき実施している。採用は、公募を原則に広く適任者を求めるものとし、本学の建学の理念、使命・目的に沿って、研究業績、教授能力等を総合的に判断している。採用手続きは、求める人材像について学科・専攻・センター・研究所の意向を尊重しながら「常任理事会」で審議を行う。その後、公募を実施のうえ、学長を含む教学責任者等による書類選考及び面接審査で選ばれた候補者について、理事長が最終面接を行い、採用を決定している。

教員の昇任については、毎年11月から2月にかけて審査を行っている。審査にあたっては、学科長・専攻長・センター長・研究所長からの推薦により、学長、副学長、学部長、研究科長が協議のうえ候補者案を作成し、「常任理事会」の審議を経て候補者を決定する。その後、「教員業績評価制度」に基づく過去3年から5年間の教育研究業績をもとに面接審査を行い、その結果をもとに、「常任理事会」の議を経て学長が決定している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

<体系的FD研修>

本学では、FD委員会【資料4-2-2】を置き、年度初めに「FDの手引き」【資料4-2-3】を作成し、組織的かつ体系的なFD研修を計画的に実施している。

令和3（2021）年度にFD研修制度を見直し、「教育職員人事制度ガイドブック」【資料4-2-4】に定める「目指すべき教員像」で示された職務領域のうち「研究制作・社会貢献」を除いた「教育」「学生支援」「大学運営」の3領域に対応する研修体系に再編した。

さらに、研修内容に応じて「フェーズI（導入）」「フェーズII（実践）」「フェーズIII（支援）」の三段階に整理し、教員が自らの習熟度に応じて必要な研修を選択できるようにしている。知識習得型の研修は動画教材を作成し、ウェブサイト「FDTV」【資料4-2-5】に公開することで、必要に応じていつでも閲覧できる環境を整え、授業改善を支援している。

FD委員会が企画・実施する研修のほか、各部署が企画・実施する「学生支援」「大学運営」に関する研修をとりまとめ、年度始めに「FDのてびき」として配布している。令和5（2023）年度に実施したFD・SD研修は【図表4-2-1】の通りである。実施した研修については、年度末に「FD活動報告書」【資料4-2-6】にまとめ、教職員へ共有している。

【図表 4-2-1】 2023 年度実施 FD・SD 研修

日付	区分	フェーズ	研修名称	主催	参加教職員
2023/4/6	大学運営	I	ウェルカム研修	FD 委員会	28 人
2023/4/13	学生支援	I	進路支援虎の巻	キャリア委員会	34 人
2023/4/30	教育	II～III	全学カリキュラム・マネジメント研修	FD 委員会	127 人
2023/5/24	学生支援	I	救命講習	保健センター	6 人
2023/6/1	学生支援	I	障がい学生支援の基礎知識	学生生活委員会	37 人
2023/6/22	学生支援	I	海外の高等教育機関のあり方を学ぶ	国際交流委員会	27 人
2023/6/22	学生支援	I	コーチング	FD 委員会	25 人
2023/7/20	学生支援	I	救命講習	保健センター	6 人
2023/7/27	学生支援	I	留学生・交換留学生の受入支援	国際交流委員会	16 人
2023/6/8～7/14	教育	III	グッドティーチャー参観（対面）	FD 委員会	39 人
2023/8/1～9/20	教育	III	グッドティーチャー参観（オンライン）	FD 委員会	42 人
2023/9/20	学生支援	I	救命講習	保健センター	6 人
2023/9/29	教育	I	知財セミナー	社会実装支援課	27 人
2023/10/5	教育	II	授業カイゼン・秋（学生参画）	FD 委員会	36 人
2023/11/13	学生支援	I	救命講習	保健センター	12 人
2023/11/30	大学運営	I	ハラスメント防止のための研修	人間関係委員会	65 人
2023/3/21	教育	II	授業カイゼン・春（学生参画）	FD 委員会	36 人
ウェブサイト「FDTV」	教育	I	授業デザイン I	FD 委員会	6 人
	教育	I	授業デザイン II	FD 委員会	6 人
	教育	I	カリキュラム・マネジメント I	FD 委員会	8 人

<新任教員研修>

新任教員研修については、受講推奨として案内していたが、令和 5（2023）年度からは、必須研修としている。また、本学では実務家教員の採用が多いことから、大学教員としての能力開発を促進することを目的に、「ウェルカム研修」「カリキュラム・マネジメント I」「授業デザイン I」「授業デザイン II」「授業カイゼン」「ハラスメント防止のための研修」の受講を求めている。

なかでも、「ウェルカム研修」は着任後すぐに実施し、大学がめざす理念、教育目標や、本学の教員として求められる能力・資質について理解を促す機会としている。副学長や学部長、各部長からのレクチャーに加え、FD 委員会メンバーの教員も参加し、キャンパスツアーを通じた交流を行うことも目的としている。

<授業改善アンケート結果に基づく組織的改善活動及び教員顕彰制度>

「授業改善アンケート」については、平成 30（2018）年度に改訂を行い、学生の意見・視点を授業改善に反映させ、授業満足度の向上を図るとともに、各授業のクオリティを組織的に把握、点検し、顕彰及び改善活動に活用している。組織的改善活動では、一定の基準に満たない授業科目を「改善対象」とし、担当教員に「改善計画書」の提出と「授業カ

イゼン研修」への参加による改善活動を義務付けてきた。その結果、授業満足度（4点満点）については、3.62（2019年度前期）から3.66（2021年度後期）へと向上し、改善対象となる科目数も、42科目（2019年度）から32科目（2021年度）と減少するなど、授業改善の成果が一定程度得られていることから、令和5（2023）年度に再度アンケートの改訂【資料4-2-7】を行い、主体的学修の充実と、教育内容・手法のさらなる高度化の推進に努めている。

アンケートとあわせて改訂を行った、「授業改善アンケート結果に基づく組織的改善活動」【資料4-2-8】では、教員個人レベルでの「リフレクション・ノート」による振り返りと、学科レベルでの「授業点検・評価報告書」による振り返りを行い【資料4-2-9】、改善活動が実質化されるよう、各教員や学科の主体性を重視する制度とした。さらには、学部レベルでの総合的な点検・評価を「教育推進会議」が行い、その結果を各学科にフィードバックすることにより、大学全体で教育の質を向上させることを目指している【資料4-2-10】。令和5（2023）年度は導入初年度のため、教員個人レベルでの改善活動は専任教員のみを対象としたが、令和6（2024）年度からは非常勤講師にも対象を拡大して実施する。

また、「授業改善アンケート」は、教員と学生が相互に協力し、よりよい授業をつくるためのツールとして位置づけているため、アンケートの結果【資料4-2-11】は、在学生専用ウェブサイトへ公開し、学生からの意見に対する教員の回答や改善に向けた取り組みなどをフィードバックコメント【資料4-2-12】として掲載している。

<学生参画型による授業カイゼン研修>

令和4（2022）年度より、学生参画型によるFD研修「授業カイゼン研修」を実施している。全学科、各学年から教員推薦または公募により参加してくれた学生を、「学生FD委員」として任命し、授業改善に関するテーマに沿った意見交換を行っている。

令和5（2023）年度前期末に実施した「授業カイゼン・秋」には、教員36人と学生57人が参加し、「シラバスについて」「授業手法・運営について」「有意義な授業とは？」「課題・評価」「オンライン授業」の5つのテーマについて議論を行った。シラバスに視覚的情報を加えられるようシステムを修正するなど、学生からの具体的提案を改善に活用している【資料4-2-13】。

参加した学生の満足度は84.0%と高く、研修でのディスカッションや、研修後のアンケートを通じて活発に意見や提案がなされる研修となっている。在学生専用ウェブサイト「学生参加型FD活動について」というページを設け、研修報告を行うとともに、学生FD委員を募集している【資料4-2-14】。

<新カリキュラムに向けた全学FD研修>

令和6（2024）年度からの新カリキュラムが目指す目標の理解、カリキュラム構築のための知見獲得、及び主体性を涵養する教育内容・手法を授業に取り入れ実践することを目的として、全学FD研修を開催し、114人の教員が参加した【資料4-2-15】。講師には、京都大学大学院教育学研究科教授を招聘し、ディープアクティブラーニングに関する講義と、事前課題と当日課題による授業デザイン演習、学科ループリックに関するグループディスカッションを行った。

アンケート結果からは、教育手法に関する新しい知見を得られただけでなく、新カリキュラム策定に向け、「課題が見えた」「理解がすすんだ」という回答が複数あり、一定の効果が得られた研修であったといえる。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学設置基準、大学院設置基準及び大学通信教育設置基準を遵守することに加えて、本学の特性を踏まえた教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置に引続き努めていく。また、教員の採用及び昇格等にかかる事務手続き等については、関係規程に基づき適切に対応していく。

令和5（2023）年度に改定を行った「授業改善アンケート結果に基づく組織的改善活動」については、令和6（2024）年度から非常勤講師も対象に拡大し、大学全体で教育の質のさらなる向上を目指す。また、FD委員会が主として開催するFD研修のほかに、学科・センター毎のFD研修を計画【資料4-2-16】し、新カリキュラムで目指す「主体性を涵養する教育内容・手法の開発」にも取り組んでいく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学を取り巻く社会環境の変化、学生ニーズの多様化や質的变化など、大学経営をめぐる課題の高度化や複雑化に対応できる事務職員の育成を目指し、平成28（2016）年に職員人事制度を策定し、平成29（2017）年4月より運用を開始している。

職員人事制度は、役割等級制度、育成評価制度、処遇制度から構成され、学園の事務職員として重視すべき思考や行動、姿勢、能力を備えた人材像に近づいていくためのキャリアステップの道筋や段階を、役割等級として明示している【資料4-3-1】。また、役割等級毎に求められる業務遂行基準や能力・行動基準を定めることにより、職員それぞれが自身の配置等級で期待される役割を認識・理解したうえで、上位等級への役割拡大を目指した資質・能力の向上や、育成指導に取り組めるようにしている【資料4-3-2】。

<業務を通じた資質、能力の向上>

職員の育成評価制度では、「MBO (Management By Objectives) /CFC (Communication and Feedback about the Carrier)」といった育成評価ツールを用いた目標管理を行っている。職員一人ひとりが部署目標と連動した目標を設定し、業務を通じた目標の達成に取り組んでいる。本制度は、「育成」のための評価という基本的な考え方に立ち、成果・業績だけではなく、プロセスも重視した評価を実施し、評価の結果については面談を通じてフィードバックする仕組みとしている。

＜研修を通じた資質、能力の向上＞

職員が職務遂行に必要な知識を習得し、更なる能力開発や資質の向上に計画的かつ継続的に取り組むことができるよう「学校法人瓜生山学園事務職員研修規程」【資料 4-3-3】を定め、これに基づく研修制度を導入している。研修は、「学園が計画する研修」「学園が受講者を指名する研修」「部署及び個人が計画する研修」として体系的に組み立て、継続的に受講できる仕組みとなっている。令和 5（2023）年度は「学園が計画する研修」に延べ 121 人、「学園が受講者を指名する研修」に延べ 33 人、「部署及び個人が計画する研修」に延べ 54 人の参加者があった。

着任時の研修として新人職員研修を実施している。「設立理念・学園の歴史について」「学園の財務を読み解く、私学経営とは」等をテーマとして研修を行うことに加え、先輩職員との交流や理事長懇話会を通して、学園や大学の業務についての理解を深めるための研修を行っている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

役割等級に基づく目標管理制度の運用及び研修のさらなる充実により、職員の資質・能力の向上をはかっていく。

今後、カリキュラム・コーディネーターをはじめとする高度の専門性を有する職種やマネジメント能力を向上させるための人材育成に取り組む。

4-4. 研究支援

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

基幹教員の研究環境については、各学科及び専攻、センターごとに研究室を設置し、個々の教員が教育研究活動に使用するパソコンを一人 1 台支給している。また、全ての研究室に教員用のネットワーク環境を整備しているほか、デスク及び書架等の備品を配置し、環境整備に努めている。

各学科及び専攻、センターに係る教育研究環境の充実については、年度ごとに提出される施設改修要望及び備品要望に基づき、副学長、研究科長及び学部長、財務担当理事、事務局長による査定会議によってその適切性を判断し充実を図っている。

研究活動全般に関する助言及び事務的支援を行うリサーチ・アドミニストレーターを社会実装支援課に配置している。加えて、本学独自の研究予算である「特別研究費」及び競争的資金である科学研究費助成については、教学支援二課に専門職員を配置し、申請及び予算執行に関する助言及び事務的支援を行っている。

教職員による研究制作活動の発表及びアーカイブの媒体として、年度ごとに「京都芸術大学紀要 GENESIS」を機関リポジトリ及び印刷媒体にて発行している。「京都芸術大学紀要 GENESIS」では、「研究論文（査読付論文）」「研究ノート」「調査報告書・その他」「作品研究報告」の記事を掲載するものとしている。

編集制作は選任された教員組織で構成される「紀要委員会」【資料 4-4-1】によって行っている。査読基準【資料 4-4-2】を記事種別ごとに設けており、基準に照らした査読を経た記事を掲載するものとしている。令和 5 (2023) 年度は研究論文 4 件、研究ノート 4 件、調査報告書 3 件、史料紹介 1 件、作品研究報告 4 件を掲載する「京都芸術大学紀要 GENESIS 27」を発行した。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

社会からの信頼と負託を得るため、本学における研究活動に携わる全て者が遵守すべき事項として、令和 5 (2023) 年に「京都芸術大学における研究者の行動規範」【資料 4-4-3】を定め、「京都芸術大学研究倫理規程」【資料 4-4-4】を制定した。研究活動の不正行為の防止及び対応については、本学の行動規範及び研究倫理規程に加え、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日付文部科学大臣決定)に基づき、「京都芸術大学の研究活動における不正行為の防止及び対応等に関する規程」【資料 4-4-5】を定め、研究活動における不正行為の防止及び不正行為に対応するための体制を整備している。

また、公的研究費を適切に管理するため、「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン (実施基準)」(平成 19 年 2 月 25 日付文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正)に基づき、「京都芸術大学における公的研究費の管理等に関する規程」【資料 4-4-6】を定め、公的研究費の不正使用防止に関する基本方針【資料 4-4-7】を制定するとともに、不正使用防止計画【資料 4-4-8】を策定し組織的な運用を行っている。

研究倫理や公的研究費の不正を防止するため、毎年ガイダンスを実施し、研究不正行為や公的研究費の不正使用の実例を挙げるなど、不正防止に係る意識を高めるほか、学内ルール周知を図っている。また、毎年行う内部監査では、公的研究費の執行状況について監査を行うなど【資料 4-4-9】、研究活動における不正行為の防止に努めている。

行動規範を始めとする規程等については、本学のウェブサイト公表し広く周知するとともに、研究倫理及び公的研究費の使用に関する啓発及び教育については、ガイダンスでの周知とあわせオンデマンド教材を用いて実施している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員に対する研究支援の一環として、下記 3 区分の予算を配分している。

<個人研究手当>

基幹教員の研究を助成する目的として、一人あたり年額 30 万円の個人研究手当を「学校法人瓜生山学園個人研究手当規程」【資料 4-4-10】に基づき支給している。

<特別研究費>

本学に勤務する教職員の研究及び創作活動の充実を図るため、「京都芸術大学特別研究費運用規程」【資料 4-4-11】に基づき「特別研究費」の制度を設けている。審査は副学長、研究科長、学部長、事務局長で構成する審査会を経て学長が決定しており、採択された研究活動 1 件につき、100 万円の範囲内で特別研究費を交付している。令和 6 (2024) 年度の研究費として、19 件、900 万円を採択した【資料 4-4-12】。

<IFD (International Faculty Development) >

国際的視座の獲得、海外教育機関の教育プログラム・教授法の研究による資質向上及び学生指導力の向上を目的として、海外の高等教育機関における教育プログラムの実施及び視察を行うための渡航費、滞在費、研修費等の助成を行っている【資料 4-4-13】。

各教員からの応募に基づき書類審査を行い、学長、副学長、所属学部長、または所属研究科長、国際部長、所属学科長による面接審査によって採択者を決定している。令和 5 (2023) 年度は 2 人の教員を海外の高等教育機関に派遣【資料 4-4-14】し、研修を実施した。

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も、教育研究活動の質向上を目指し、研究環境の整備を進めるとともに、適切な資源を配分することにより、研究活動の充実を図る。また、令和 6 (2024) 年度から、一定期間研究に専従することが可能となる長期研究制作支援制度【資料 4-4-15】を導入し、研究環境の拡充を行う。研究活動に係る不正防止等については、研究倫理及びコンプライアンス教育を組織的に推進することにより、研究倫理の向上に取り組む。

[基準 4 の自己評価]

教学マネジメントの機能性については、規則等に基づき、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制を整備している。教学運営に関する意思決定機関として「学長会」を設置し、学長を補佐する体制として、通学課程と通信教育課程それぞれに副学長を置き、役割を明確に定めている。

教員配置は、大学設置基準で必要とされる基幹教員を確保し適切に配置している。教員の採用・昇任についても、使命・規程に基づき適切に運用している。

FD をはじめとする教育内容・方法等の改善についても、FD の手引きを策定し、毎年行われる FD 活動の振り返りと翌年度の FD 計画を広く学内に周知し、組織的な職能開発及び改善活動を行っている。また、職員の資質・能力の向上を図るため、体系的な SD 研修制度を設け、実施している。

研究支援については、研究環境を整備し、物的支援と人的支援を適切に配分しているほか、研究倫理等に関する規則を定め、厳正に運用している。

以上のことから、「基準 4. 教員・職員」を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

<規則などに基づく適切な運営>

「学校法人瓜生山学園寄附行為」【資料 5-1-1】第 3 条の目的において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、芸術立国の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成を目的とする」と定め、これに基づき理事長、学長ら役員が法令及び管理運営規程等の学内諸規程を遵守し、組織としての規律維持を図っている。

令和 3（2021）年 10 月に「京都芸術大学ガバナンス・コード」【資料 5-1-2】を制定し、適切なガバナンスを確保するとともに、毎年実施している点検の結果【資料 5-1-3】は本学のウェブサイトで公表している。

「学校法人瓜生山学園就業規則」【資料 5-1-4】において服務規律を定めて公正な職務を教職員に求めるとともに、「学校法人瓜生山学園コンプライアンス規程」【資料 5-1-5】「学校法人瓜生山学園ハラスメントの防止に関する規程」【資料 5-1-6】「学校法人瓜生山学園特定個人情報等取扱規程」【資料 5-1-7】「学校法人瓜生山学園公益通報者の保護に関する規程」【資料 5-1-8】「学校法人瓜生山学園危機管理規程」【資料 5-1-9】を定め、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

<法令等に基づく情報の公表>

学校教育法施行規則 172 条の 2 及び関係法令、並びに「学校法人瓜生山学園情報公開規程」【資料 5-1-10】に基づき、本学のウェブサイトで適切に情報を公開している【資料 5-1-11】。

私立学校法第 33 条の 2（寄附行為の備置き及び閲覧）、第 47 条（財産目録等の備付け及び閲覧）及び第 63 条の 2（情報の公表）に基づき、寄附行為、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書、「学校法人瓜生山学園役員及び評議員報酬規程」をウェブサイトで公開【資料 5-1-12】するとともに、請求があった場合には閲覧に供している。

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定している 6 項目について、ウェブサイトで公開【資料 5-1-13】している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人では寄附行為に基づき理事会が事業計画及び予算、事業報告及び決算のほか、法人運営に係る重要事項の審議を適正に行うことにより、法人の使命・目的を実現させるた

めの継続的努力を行っている。

中期的な使命・目的の実現のため、令和4(2022)年度から5ヵ年の「学校法人瓜生山学園中期計画 Vision2026」を策定し、令和8(2026)年度の達成目標を定めた。この中期計画は大学のみならず、学校法人として学園全体のビジョンを明確にしたもので、各設置校及び法人本部の目標を達成するために、それぞれが3つの基本方針「社会実装を実質化する取り組み」「次世代の学びと学習環境を創造する」「設置校連携強化による展開」に沿った KGI(重要目標達成指数)を定め、学園ビジョンの実現への継続的努力を行っている。中期計画の進捗状況については常任理事会で適宜確認するとともに、各年度の実施結果については事業報告書としてとりまとめている【資料 5-1-14】。平成29(2017)年から令和3(2021)年の中期計画「学校法人瓜生山学園中期計画 Vision2021」の結果報告を含む「学校法人瓜生山学園中期計画 Vision2026」【資料 5-1-15】は本学のウェブサイトで公開している。なお、各設置校及び法人事務局では、教育研究活動に関する方針【資料 5-1-16】及び事務局重点課題【資料 5-1-17】に沿って毎年、事業計画と予算案を作成している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

<環境保全>

京都市地球温暖化対策条例に従って、平成27(2015)年に「特定非営利法人 KES 環境機構」による環境マネジメントシステムを導入し、①省エネルギー、②紙ごみ分別の徹底、③各部署デスク周りの清掃を環境管理重点テーマとして環境保全活動に取り組んでいる。毎年春に行う「特定非営利法人 KES 環境機構」による現地審査では、合格判定を受けている【資料 5-1-18】。

<人権>

「学校法人瓜生山学園ハラスメントの防止に関する規程」を定め、ハラスメントなど学生、教職員の間関係問題に対処する組織として「学校法人瓜生山学園人間関係委員会」【資料 5-1-19】を設置し、教職員によるハラスメント相談員を55人配置することにより、迅速に対応できる体制を整えている。また、学園との取引や協力などを通じて関わる業務関係者に対しても相談窓口を設けている。

ハラスメントへの対応については、「学園インフォメーション」【資料 5-1-20】に「ハラスメント相談窓口(人間関係委員会)」について掲載し、ハラスメント防止研修【資料 5-1-21】を通じて教職員に周知徹底している。通学課程ではハラスメントに関する相談情報を掲載した「学生手帳」【資料 5-1-22】を全学生に配布し、在学生専用ウェブサイト「ハラスメントに関する相談」【資料 5-1-23】、相談窓口や相談方法、「学校法人瓜生山学園京都芸術大学ハラスメント防止に関するガイドライン」【資料 5-1-24】、「STOP HARASSMENT ハラスメントのないキャンパスを」【資料 5-1-25】を掲載のうえ、新年度ガイダンスでも案内している。通信教育課程では「airU 学習ガイド」で「ハラスメントの防止」【資料 5-1-26】を案内している。

<安全への配慮>

「学校法人瓜生山学園事業継続計画(BCP)」【資料 5-1-27】を制定し、物的・人的被害を

軽減するための防火・防災管理、震災対策について定めている。

災害対策については「学校法人瓜生山学園危機管理規程」を定め、施設課長を統括管理者とし、通報連絡（情報）班、初期消火班、安全防護班、避難誘導班、応急救護班、非常持ち出し班からなる災害対策本部支援要員（自衛消防隊）を組織し、災害等に対応できる体制を取っている【資料 5-1-28】。

学生に対しては、事故や災害への備えを促す資料「命を守る」【資料 5-1-29】を在学生専用ウェブサイトに掲載し、注意喚起している。また、防災訓練としてビデオ教材【資料 5-1-30】を制作し、在学生は3月、新入生は4月の新年度ガイダンスの際に視聴している。ガイダンス欠席者にはYouTubeにアップしている同教材を視聴するよう指導している。

災害時に対応できるよう飲料水、食料、簡易トイレや災害用毛布等の備蓄を行い、京都の瓜生山キャンパスでは4,440人、東京の外苑キャンパスでは200人が帰宅困難になることを想定し、各キャンパスで1日間過ごすことができる数量を備蓄している。

令和6（2024）年3月に竣工した新校舎の相照館では、新たな防災対策設備として事務室が2日間稼働できる蓄電池と断水時に利用できる井戸を設置した。また、汚水についても一時的に溜められる処理タンクを配置した。

安全管理については警備員が巡回警備を実施するとともに、教職員には目視できる位置にIDカードを着用することを義務づけ、学生には不審者や不審物等の異常を発見した場合には教職員に通報するよう、「学生手帳」に掲載するとともに、新入生向け学生生活ガイダンスなどで周知している。特に不審者については「不審者への緊急対応フロー」【資料 5-1-31】を新たに作成し、全教職員に学長会、代表教授会、事務局課長会議を通して周知している。また、教職員や学生を対象にAED（自動体外式除細動器）の取り扱い等を学ぶ救命講習【資料 5-1-32】を実施している。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

経営や教学等に関する情報についてはこれまでどおりウェブサイト等を通じて積極的に公表していく。安全管理では、防犯カメラを令和5（2023）年度に天心館アネックス、創々館、智勇館、秀徳館、青窓館、高原校舎に21台追加で設置（合計91台）するなど、不審者の抑制を図っている。本部機能を有する人間館及び望天館とは異なる相照館に、蓄電池及び井戸を新規設置し、万一の災害や停電、断水時においても、当該校舎の教室を災害対策本部として機能させる対策を講じていく。

なお、危機管理対策本部の指揮のもと、災害対策本部支援要員による避難訓練を令和6（2024）年9月に実施する。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人の最高意思決定機関である理事会のもと、戦略的意思決定ができる体制を整備し、法人部門と教学部門とで機動的な運営がなされる体制を整備している。理事会は5月に決算報告に係る理事会、3月に次年度事業計画に係る理事会を開催し、その他必要に応じ理事会を開催している。令和5（2023）年度は7回の理事会を開催し、出席状況は【図表5-2-1】のとおりであった。

【図表 5-2-1】理事会出席状況

理事会日程	理事定数	出席理事	出席率
5月29日	12人	11人	92%
6月12日	12人	11人	92%
7月3日	12人	11人	92%
9月11日	12人	12人	100%
12月13日	12人	10人	83%
1月15日	12人	12人	100%
3月25日	12人	12人	100%

理事の選任は「学校法人瓜生山学園寄附行為」【資料5-2-1】第6条に基づき、理事長及び常務理事の選任は「学校法人瓜生山学園寄附行為」第5条に基づき行っている。また、理事長を補佐し業務を執行する常務理事2人、理事長の命を受けて財務の業務を執行する財務担当理事や教育開発に関する業務を執行する理事を選任している【資料5-2-2】。法人運営に係る日常的な業務については「学校法人瓜生山学園寄附行為施行細則常任理事会規程」【資料5-2-3】に則り常任理事会を設置し、月例で審議を行い法人運営の円滑化と業務執行の迅速化をはかっている。常任理事会は理事長、学長のほか常勤の理事で構成されており、その他理事長が必要と認める者として監事、副学長、研究科長の教学組織の各責任者及び事務局長が出席している。

教育研究活動に関する事項を恒常的に審議し決定するために、「京都芸術大学学長会規程」【資料5-2-4】に則り学長会を設置している。学長会は教育研究に係る事項を審議、決定することを目的として週例で開催し、議長を務める学長が最終的な意思決定を行っている。学長は「学校法人瓜生山学園理事会業務委任規程」【資料5-2-5】に則り理事会から校務を委任され、大学の教育研究活動に関する重要事項について審議している。

また法人経営の戦略的意思決定を迅速に行うことを目的に、「学校法人瓜生山学園経営企画会議に関する規程」【資料5-2-6】に則り、理事長、事務総局長及び各設置校の事務局長が週例で出席する「経営企画会議」を設置している。この会議では、常任理事会の方針に則り、事務局各課の進捗状況確認及び改善指示等を行っている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

戦略的意思決定のための体制として、理事会機能を補佐し法人運営に係る日常的な業務については常任理事会が、大学の教育研究活動に関する業務については学長会が、法人経営に関する業務については経営企画会議がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携を図り、法人組織と教育組織が一体となり機動力を発揮している。その実効性をいっそう高め

ていくためには、各会議における審議及び協議結果、決定事項の学園全体への伝達等を迅速に行い、実行に移していく必要がある。各会議を支える補佐機能の強化を更に進め、法人全体の運営体制の維持及び向上に努めていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会には学長を含む2人の大学教員が理事に含まれており【資料5-3-1】、教学の観点からも十分な審議を行っている。法人運営に係る日常的な意思決定を行う常任理事会には「学校法人瓜生山学園寄附行為施行細則常任理事会規程」【資料5-3-2】に則り、理事長、学長、常務理事等の常勤の理事のほか、理事長が必要と認める者として副学長、研究科長が構成員として出席している。また、教育研究に係る事項を審議、決定する学長会には「京都芸術大学学長会規程」【資料5-3-3】に則り理事長、財務担当理事、事務総局長、事務局長等が構成員として出席している。このことにより、法人部門と教学部門が連携しながら合意形成ができる仕組みとなっている。

また常任理事会、学長会ともに必要に応じて関係教職員を出席させ意見を述べることができ、理事、教員、職員相互の意思疎通が図られ、管理部門と教学部門の間の密なコミュニケーションのもとに意思決定が行われている。

さらに年度初めの4月上旬、後期授業開始時期の9月下旬、年始の1月上旬の年3回、大学の教職員全員が出席する教職員総会を開催し【資料5-3-4】、理事長や学長が表明する基本方針や重要事項の共有を図っている。

「学校法人瓜生山学園寄附行為」第11条第1項に「この法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する。」と定め、理事長の職務と権限を担保している。理事長の業務を補佐する常務理事2人、財務担当理事1人、教育開発担当理事1人を配し、理事長がリーダーシップを発揮できるよう補佐している。また、法人及び大学の業務等が適正に執行されているか、理事長直轄の内部監査室【資料5-3-5】において業務を監査しており、内部統制環境を整備している。

教職員個々からの提案を受け入れる仕組みについては、教員人事制度、職員人事制度において、担当上長との1on1ミーティング【資料5-3-6】の場を定期的に設定しており、業務の状況に加え、事業計画や次年度方針などに関するヒアリングを行っている。また、「学校法人瓜生山学園中期計画 Vision2026」策定時には全教職員からパブリックコメントを募集し【資料5-3-7】、フィードバックを行った【資料5-3-8】。また、内部質保証システム図【資料5-3-9】に準拠する形で、教学マネジメントの組織体制を確立しており、学科、センター、事務局各部署から意見や提案ができる仕組みとなっている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事は「学校法人瓜生山学園寄附行為」第5条及び7条に従って2人を選任しており、職員及び評議員を兼職している監事はいない。監事は「学校法人瓜生山学園監事監査規程」【資料5-3-10】に則り監査計画書【資料5-3-11】を定め、理事会及び常任理事会に常時出席し、業務監査を行っている。

監事2人のうち1人は定例監査を月1回実施しており、報告書の提出及び対面による報告も行われている【資料5-3-12】。なお、監事の補佐役として担当事務職員を配置し、監事の職務執行の支援体制を整えている。

監事2人は令和5（2023）年度の理事会全7回全てに出席し、評議員会にも全5回全てに出席している。各会議においては適切な意見進言がなされており、決算を行うにあたり学校法人の業務執行状況や財務会計の状況を監査し、理事会及び評議員会で監査結果の報告を行い監査報告書【資料5-3-13】の提出がなされている。

理事長のもと内部監査室を設置し、「学校法人瓜生山学園内部監査規程」【資料5-3-14】に則り、各業務が法令及び本学の諸規程に従って適正に執行されているかを監査する業務監査を行っている。

評議員は「学校法人瓜生山学園寄附行為」第22条に従って25人を選任している。令和5（2023）年度は5回の評議員会を開催し、「学校法人瓜生山学園寄附行為」第20条に定める諮問事項や決算及び事業報告についてあらかじめ評議員会の意見を聴いている。25人の評議員の評議員会出席状況は【図表5-3-1】のとおりであった。

【図表5-3-1】評議員会出席状況

評議員会日程	評議員定数	出席評議員	出席率
5月29日	25人	21人	84%
9月11日	25人	23人	92%
12月13日	25人	20人	80%
1月15日	25人	23人	92%
3月25日	25人	23人	92%

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

理事会、常任理事会、学長会はその機能を果たしながら連携し意思疎通が図られている。監事も月例で常務理事と意見交換を行いながら、会計監査人や内部監査室とも連携して業務監査を行うことができている。評議員については研修などを通してその役割の重要性を再認識してもらうことにより出席率を高めていく。

今後も継続して各管理運営機関の意思決定の円滑化や相互チェックの機能を高め、内部監査の中期計画などの立案に取り組む。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園では学校法人瓜生山学園中期計画 Vision2026【資料 5-4-1】において財務の KGI として経常収入 145 億円、特定資産残高 180 億円を掲げている。KGI 達成に向けて、毎年予算編成を行うとともに、毎年決算理事会においてその達成状況を今後の学校法人瓜生山学園財務中期計画【資料 5-4-2】で確認している。経常収入は令和 4（2022）年度に 140 億円を超え、特定資産残高は令和 5（2023）年度に 160 億円となっている。

本学園の令和 5（2023）年度の財務状態は、人件費比率 31.2%（2022 年度全国大学法人平均（医療系法人除く）（以下全国平均）50.9%）や経常収支差額比率 29.8%（4.2%）など、事業活動収支計算書関係比率が全国平均と比較して良好な水準にある。一方、総負債比率 22.0%（11.7%）は全国平均と比して高くなっているが、本学園は翌年度の授業料等を前年度に受領する比率が高くなっていることから、前受金を除く負債比率（（総負債-前受金）／総資産）は 9.6%となっている。将来に備えた資金の確保を目的として、平成 26（2014）年度から特定資産の繰入に取組み、平成 29（2017）年度から 5 ヶ年の学校法人瓜生山学園中期計画 Vision2021 において、特定資産を 100 億円とすることを目標として掲げ達成した。令和 5（2023）年度の特定資産残高は 160 億円となり、運用資産余裕比率は 2.32（2.00）となった。

また、令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度の 5 ヶ年間に、施設設備に 98 億円投資している。大型設備投資見合いの資金調達をしたことから、令和 5（2023）年度の借入金残高は 41 億円と前年から 9 億 6 千万円増加している。なお、この資金調達は支払資金の平準化を目的としたものであり、かつ低廉な調達金利水準であることから適切なものと判断している。

平成 26（2014）年度より、定期預金に加え債権など金融資産を取得し資産運用に取り組んでいる。資産運用に当たっては「学校法人瓜生山学園資産運用規程」【資料 5-4-3】、および各年度に理事会で決議している「資産運用管理方針細則」【資料 5-4-4】に則り安全性を確保しながら商品選定を行っている。以上により、中期的な計画に基づく適切な財務運営を確立している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

収支バランスの確保のため、予算編成においては毎年度財務担当理事より「予算編成方針」【資料 5-4-5】が示され、各部署においてはその方針に則り予算を策定している。また、予算執行においても「学校法人瓜生山学園経理規程」【資料 5-4-6】に基づき、50 万円以上は財務担当理事の事前決裁、100 万円以上は相見積もりのうえ理事長による事前の稟議決裁を義務付けるなど厳格に管理し、結果として比較的良好的な水準の収支バランスが確保できている。また、安定した財務基盤の確立には収入の多くを占める学生生徒納付金の維持、増加が不可欠である。そのため、通学課程芸術学部においては平成 30（2018）年度と令和 5（2023）年度に収容定員増を実施、通信教育部芸術学部においては令和元（2019）年度、令和 3（2021）年度及び令和 4（2022）年度に新コースを開設するなどの取組みを行い、継

続的な学生生徒納付金の増加を図ることができている。

外部資金の獲得については、令和 5（2023）年度は受託事業収入 10,976 万円や、分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金 3,063 万円、科研費 61 件 4,744 万円に採択されるなど、継続した努力を行っている。以上により、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を実現させている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

令和 6（2024）年度の第一次補正予算において特定資産への繰入を 40 億円実施することとなり、特定資産残高が 200 億円となることから、令和 6（2024）年度に現行の中期計画財務 KGI を達成することとなった。一方で、令和 5（2023）年度に 1 棟、令和 7（2025）年度に 2 棟、新校舎が竣工することから、令和 7（2025）年度には借入金残高が 90 億円になる。現状の各収支差額比率の水準を維持しながら、計画的な借入金返済をおこない、積極的な特定資産残高の増額、必要に応じた設備投資を行うことで、財政基盤の強化と収支の安定化を目指す。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人瓜生山学園経理規程」【資料 5-5-1】、「学校法人瓜生山学園資産運用規程」【資料 5-5-2】、経理処理に関するマニュアル「経費の支払いに関する周知事項」【資料 5-5-3】、「経理業務の注意事項（FAQ）摘要・類似作成・提出先等」【資料 5-5-4】、「支払い依頼票を起票する際に（入力する際に）よく使われる会計科目」【資料 5-5-5】の学内諸規程等に基づき適切に行っている。

予算策定では「事務局重点課題」【資料 5-5-6】、「事業計画及び予算策定にあたって」【資料 5-5-7】に則り、各部署が大学全体の事業計画に沿った業務計画を立案し、その計画を実施するために必要な予算要望をしている。全部署の予算要望をもとに大学全体の収入見込み等を勘案して精査し、必要に応じ各部署と協議調整を行い、事業計画と予算を評議員会に諮問し、理事会の承認を経て予算配分を行っている。また、当該年度の学生生徒数及び教職員数が確定したのち、予算編成の精度を高めるため補正予算を編成し、その際も評議員会に諮問し、理事会で承認を経ている。

予算執行は各部署の担当者が起案し、所属長が承認する。執行予定額が 50 万円以上となる場合は財務担当理事、稟議決裁を要しない 100 万円以上については財務担当理事及び理事長による事前決裁を条件としている。また、経常的な経費支出を除き、100 万円以上となる予算執行は、事業着手前の稟議決裁事項とし原則 3 社相見積りの提出を求めている。

予算との乖離や事業計画段階で予定していなかった新規案件が生じた場合にも、事業着

手前の稟議決裁事項としている。

使用している予算執行システムには、業務ごとに予算が登録されており、各部署で予算執行状況を適宜確認するとともに、経理課においても精査することで予算管理の徹底に努めている。

会計処理に関する不明点が生じた場合は、監査法人や税理士に相談、確認のうえ実施することにより、会計処理の適正化に日々努めている。加えて、経理課の全職員を会計関連の研修会に年に1回以上参加させることで、全経理課職員及び経理課全体での専門知識の習得と向上にも努めている。

以上のことから、本学の会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人瓜生山学園経理規程」に則り、適正に実施している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、監査法人が作成した監査の年間計画に基づき実施している。毎年会計監査の開始時には、理事者と監査法人とで大学を取り巻く社会情勢、大学の経営状況、財務状況、当該年度の重要案件、内部統制等について意見交換、情報共有を行っている。

会計監査では、会計帳簿、会計データ、通帳、現預金、各関連証憑、理事会議事録、稟議書管理簿、その他監査法人が随時指定する資料を提示している。令和4(2022)年度は年間で23日間、計864時間の監査を受けた。

監査法人による指摘や指導を受けた場合は、各部署や各担当者と状況確認を行い、適正に改善、修正等を行っている。1年間の会計監査が終了した際には、理事者が監査法人から当該年度の重点事項及び前年度改善状況について直接説明を受け、監査報告書を受領している。

監事による監査は、監事の補佐役として担当事務職員を配置し、監事監査の協力体制を整えて毎月定期的実施している。監事は、監査法人の会計監査時に随時面談し、会計監査について意見交換、情報共有を行っている。

平成28(2016)年度から内部監査室を設置し、職員の中から指名した内部監査人が「学校法人瓜生山学園内部監査規程」【資料5-5-8】に基づき、業務監査及び会計監査を実施している。当該年度の指摘事項及び前年度の遵守確認の監査結果は、監事及び監査法人に報告するとともに、常任理事会にも報告しており、監査状況についての意見交換が行われている【資料5-5-9】【資料5-5-10】【資料5-5-11】。

以上のことから、会計監査の体制が整備されており、厳正に実施している。

(3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

私立学校法改正及び学校法人会計基準改正の適正な対応を目指し、外部研修参加や公認会計士との情報共有を実施し、経理課員の学校法人会計に対する知識と専門性の向上に努めている。また各部署の教職員も予算執行に直接関与することから、現在は新入教職員を対象に実施している経理業務研修に加え、学校法人会計の知識の取得を目指した研修を、教職員に対して実施し、学校法人会計の理解と予算管理の強化を図っていく。

【基準5の自己評価】

法人と大学においては法令を遵守し、寄附行為やガバナンス・コードのほか、各種規程を定めて適正に運営している。情報公開や中期計画の策定及び進捗管理、環境・人権・安全の配慮についても、規程やマニュアルに従って適切に対応している。

学校法人の最高意思決定機関である理事会も寄附行為等の規程に従って適正に運営している。また、評議員会や監事も適切に機能しており、各運営機関の相互チェックによるガバナンスも有効に機能している。

法人の日常業務を取り扱う「常任理事会」には、規程に従い理事長と学長を含む常勤の理事、監事、副学長、研究科長、大学事務局長が出席し、法人と大学との間の戦略的意思決定や重要事項の共有化が図られている。

大学の運営については、理事会から校務を委任されている学長を補佐する副学長を置き、学長、副学長、学部長、研究科長等で構成する「学長会」を設置して、役割を適切に分担しながら学長の意思決定を支える体制を整えている。

業務執行体制については、法人事務局、各設置校事務局にそれぞれ事務局長を置き、権限を分散しつつ効率的に業務を遂行する体制を整え、毎年度事業計画及び予算案を作成し適切に運営している。大学の各種会議や委員会には教員だけでなく職員も参画し、教職協働で業務を遂行している。

法人の財務状況については、事業活動収支計算書関係比率は良好な水準にある。財務状況については、教育情報と併せて法令に基づいて適正に公開している。

また、会計については学校法人会計基準のほか、規程やマニュアルに基づいて適正に処理しており、監査法人、監事、内部監査室による厳正な監査を実施している。

以上のことから、「基準 5. 経営・管理と財務」を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の、基本使命と建学の理念に基づく教育目的及び各種方針を実現するため、「京都芸術大学内部質保証方針（以下、「内部質保証方針」という。）」【資料 6-1-1】を定め、その基本方針を以下の通りとしている【図表 6-1-1】。

【図表 6-1-1】内部質保証方針（抜粋）

基本方針

- (1) 教育研究、社会貢献をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果に基づき、全学的な観点から改善・改革を推進する。大学各レベルでの PDCA サイクルを恒常的に循環させることにより、それら質の向上を実現する。
- (2) 教学的な内部質保証の推進については学長会がその責任を担い、大学運営・財務に関わる内部質保証の推進については経営企画会議がその責任を担うものとする。また、大学全体の内部質保証の推進及び内部質保証システムの検証については、自己点検・評価委員会がその責任を担うものとする。すべての教職員は、自己点検・評価結果への理解を深め、連携・協力して改善・改革に取り組む。さらには、学修者本位の内部質保証を実現するため、学生の意見を取り入れ改善・改革を行う。
- (3) 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行する。自己点検・評価の結果やその改善状況については 4 年毎に「自己点検・評価報告書」にまとめ、ホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たす。
- (4) 自己点検・評価の妥当性及び適切性について客観的な評価を得るとともに、改善の指摘及び提言を受けることを目的として、第三者による外部評価を実施する。実施にあたっては、学外有識者等の外部評価者の意見を得ることで、その客観性・社会的妥当性を担保する。

本学の内部質保証に関する組織体制は、学生を第一とし、学修者本位の内部質保証を実現するため、教職員がそれぞれ働きかけを行い、学生の学修の PDCA を推進し、学修目標の達成を目指すことを起点としている。

内部質保証方針及び「京都芸術大学内部質保証システム図（以下、「内部質保証システム

図」という。)】【資料 6-1-2】に示すとおり、大学全体の内部質保証を推進し、責任を担う組織として、「自己点検・評価委員会」【資料 6-1-3】を設置し、本学が行う自己点検・評価の結果を理事会等に報告するほか、「自己点検・評価報告書」を作成し公開している。

「自己点検・評価委員会」の下には、教学運営に係る内部質保証と大学運営・財務に係る内部質保証の2つの組織が構成され、「自己点検・評価委員会」が統括する構造となっている。

教学運営に係る内部質保証は、大学機関（全体）レベルの内部質保証を推進する組織として「学長会」【資料 6-1-4】がその責任を担い、通学課程及び通信教育課程のプログラムレベルでの内部質保証の推進は、通学課程担当及び通信教育課程担当それぞれの副学長が議長を務める「教育推進会議」【資料 6-1-5】が責任を担う体制としている。

「教育推進会議」は、毎年「学部方針」及び「芸術研究科方針」【資料 6-1-6】を策定し、「代表教授会」（研究科においては「研究科委員会」）を通じて、学科・専攻等に対して方針の提示や改善指示を行い、通学課程及び通信教育課程それぞれの単年度の教育成果の点検・評価として「教学総括」【資料 6-1-7】をまとめ、「学長会」に報告する体制としている。また、「教育推進会議」の下に、各種委員会を設置し、教育推進会議が提示する方針を踏まえた、全学的な学修支援の改善に取り組んでいる。

授業科目レベルの内部質保証の推進は、各学科・専攻等が責任を担い、教育推進会議から示された方針をもとに次年度の教育計画を策定のうえ、毎月定例で行われる「学科会議」【資料 6-1-8】を通じて、所属する基幹教員に対して方針の浸透を行い、教育研究活動の実施と改善に取り組んでいる。

大学運営・財務に係る内部質保証の推進は「経営企画会議」が責任を担う体制としており、「経営企画会議」は、理事長、事務総局長、財務担当理事、大学通学課程事務局長、大学通信教育課程事務局長他が出席し、「学校法人瓜生山学園経営企画会議に関する規程」【資料 6-1-9】第2条に定める事項について、事務局各課の進捗状況の確認及び改善指示を行っている。

「経営企画会議」は、中期計画に基づき、常任理事会での承認を経て「事務局重点課題」【資料 6-1-10】を毎年策定し、事務局各課を通じて事務職員に方針の提示や改善指示を行う。事務局各課は、「事務局重点課題」に基づき部署毎の「事業計画」を策定し、その目標達成状況を点検・評価する。年度末には「事業報告」としてまとめ、理事会に報告している。

ガバナンス・コードについては、令和3（2021）年10月に制定された「京都芸術大学ガバナンス・コード」【資料 6-1-11】をもとに毎年自己点検を行っている。ガバナンス・コードの適合状況に関する点検は「経営企画会議」が行い、点検結果については、監事との質疑応答や意見交換を経て常任理事会で審議を行い、本学のウェブサイト公開している【資料 6-1-12】。

監事監査については、「学校法人瓜生山学園監事監査規程」【資料 6-1-13】第2条に、「監事監査は、学校法人瓜生山学園の業務の執行及び財産の状況の適正性を確保し、もってこの法人の健全な経営に対する社会一般の信頼に応えることを目的とする」と定めており、第4条に定める業務及び財産の状況について監査を行い、監査結果は監査報告書にまとめて理事会・評議員会に報告している。また、「学校法人瓜生山学園内部監査規程」【資

料 6-1-14】に則り、理事長のもと内部監査室を設置し、常任理事会で実施計画【資料 6-1-15】を報告のうえ、内部監査を実施している【資料 6-1-16】。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5（2023）年度 4 月に、これまで実施してきた自己点検・評価の取り組みを整理し、「内部質保証方針」及び「内部質保証システム図」として教職員へ明示するとともに、「京都芸術大学内部質保証方針」としてまとめ、大学ウェブサイトにて公表を行った。今後は、大学全体の内部質保証体制の機能性を検証し、内部質保証の実効性を高めていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、「京都芸術大学学則」「京都芸術大学大学院学則」「京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕」「京都芸術大学通信教育課程〔大学院〕」の第 1 条に、大学の教育研究上の目的及び人材養成の目的を達成するために、「教育研究活動等の状況についての点検及び評価を行う。」と定めている。

大学が行う自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会」が統括し、その結果をもとに教育研究活動等の継続的な改善を推進することを「京都芸術大学自己点検・評価委員会規程（以下、「自己点検・評価委員会規程」という。）」第 1 条に定めている。

令和 5（2023）年度まで、毎年度、自己点検・評価委員会において、教育研究活動や管理・運営の状況等について、全学的な点検とエビデンスに基づく評価を実施し、その結果をまとめた「自己点検・評価報告書」【資料 6-2-1】を教職員へ共有するとともに本学のウェブサイトにて公開している【資料 6-2-2】。評価項目は、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める基準に基づく評価項目とし、さらに本学独自の基準として、「藝術立国の志によって世界の恒久平和に寄与するための、芸術・文化の活用による国際機関との連携強化」を加えている。

また、「自己点検・評価委員会規程」第 5 条 2 項には、「自己点検・評価の妥当性及び適切性について客観的な評価を得るとともに、改善の指摘及び提言を受けることを目的として、第三者による外部評価を実施する。」と定めており、本学は、平成 29（2017）年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、2018 年 3 月 6 日付で「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定されている。「改善を要する点」として指摘された項目については速やかに改善を行い、評価結果とあわせて「認証評価結果に対する改善報告書」を大学ウェブサイトにて公表している【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】。また、令和 5（2023）年度に作成した「令和 4(2022)年度自己点検・評価報告書」についても、一般社団法人京都経済同友会に所属する企業による外部評価を実施している【資

料 6-2-5】。

さらに、プログラムレベルの自己点検・評価として、姉妹校である東北芸術工科大学の教員や他大学の高等教育を専門とする教員、企業の代表者等を構成員とする「京都芸術大学カリキュラム評価委員会」【資料 6-2-6】を設置し、三つのポリシーに照らした教育研究活動の実施状況、学修成果の達成状況等について点検・評価を行う「学科別カリキュラム外部評価」を実施している【資料 6-2-7】。外部評価の結果【資料 6-2-8】は、大学が行う自己点検・評価とあわせて大学ウェブサイトに公表するとともに、結果に基づく改善に活用している【資料 6-2-9】【資料 6-2-10】。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

大学運営及び教育の質向上に資する自己点検・評価を実施するためには、PDCA サイクルにおいて機能する十分なデータが必要となるため、本学では全学生の入学から卒業までの学修及び学生生活の数値的なデータを収集し、定量的な評価を行っている。データ収集・分析にとどまらず、教育現場の視察やカリキュラム外部評価委員会の発足等、定性的・客観的な視座を重視した IR(Institutional Research)体制を構築している。

<IR 体制>

平成 27 (2015) 年度に全学的な IR 機能の充実を目的に「IR 室」【資料 6-2-11】を設置した。各部門・部署と連携しながら教育研究など大学の諸活動に関する情報収集とその蓄積、学生の学修動向、教育の成果に関する調査分析、進路就職支援施策の判断に必要な情報分析、情報提供及び学長の施策立案・意思決定のサポートを行っている。IR 室職員がさまざまな教育現場に赴き、活動の視察・観察に基づいたリサーチ・クエスチョンを創出し、各種アンケート結果等と組み合わせた分析を行い、各部署へフィードバックするとともに学長会等で報告している【資料 6-2-12】。

令和 4 (2022) 年度には、教育研究、学生支援に関する情報の収集と分析を行うため、教育推進会議の下に「教学 IR 委員会」【資料 6-2-13】を設置し、アセスメント・ポリシーに関する事項の調査・分析及び報告、IR に関する FD・SD 活動の企画・運営、他大学及びコンソーシアム等学外との連携、その他教学 IR に関連する事項等を審議している。

<調査・データ収集・活用>

令和元 (2019) 年度に策定したアセスメント・ポリシーに基づき、離籍率や授業改善など、重要項目についての分析結果が学長会等で報告されている。教育計画立案の際の基礎データとしては、「進路状況」「離籍状況」「卒業時アンケート」「授業改善アンケート」など学生の学修状況並びに教育活動などの数値情報を活用し、評価と改善に結びつけている。それらのデータ集計・分析結果は BI ツールによるダッシュボード化を行った上で、「学科ポートフォリオ」【資料 6-2-14】として半期ごとに更新し各学科へ共有している。

また、令和 2 (2020) 年度に導入した社会人基礎力を測ることのできるアセスメントテスト「PROG テスト」については、毎年一年次及び三年次を対象に実施しており、結果は、上述の BI ツールによるダッシュボードで教職員がいつでも参照することができるようにしている。本学における「PROG テスト」の活用の取り組みについては、「2023 年度 IR フォーラム (共催：公益財団法人大学コンソーシアム京都、株式会社リアセック)」において

事例発表を行った【資料 6-2-15】。

令和 4 (2022) 年度には、東北芸術工科大学、東北工業大学、本学との合同 IR 研修会を開催し、互いの分析結果や課題等について共有を行った。【資料 6-2-16】【資料 6-2-17】。

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

令和 5 (2023) 年度に「内部質保証方針」を定め、あわせて「自己点検・評価委員会規程」を改訂し、これまで毎年実施していた「自己点検・評価報告書」の作成を 4 年毎とした。これにより、毎年の自己点検・評価は、「教学総括」によって教育目標の達成状況を効率的にモニタリングし、「教育計画」によって改善に取り組む体制とした。「教学総括」と「教育計画」を要とした PDCA サイクルをさらに効率化させることで、プログラムレベル、授業科目レベル、学生レベルでの PDCA をさらに推進していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

通学課程及び通信教育課程のそれぞれにおいて、三つのポリシー及びアセスメント・ポリシーを策定している。三つのポリシーを起点とした教育の内部質保証は、「京都芸術大学内部質保証方針」を定め、多面的な点検・評価を行い、その結果のフィードバックを踏まえて、改善活動に取り組んでいる。

< 教学に係る内部質保証 >

○ 学生レベル

基準項目 3-3-① で述べた通り、芸術学部においては学生が自らの学修成果を把握できるようにするため、学修管理システム「DPA」を導入している。学生は、履修計画を立て、授業を履修し、その成績結果や授業を通じて身につけた能力について、DPA の振り返り機能を使用して点検し、振り返りを次の履修計画に活かせるよう「担当教員」が面談支援を行うことで、学生の学修の PDCA を確立させる仕組みとなっている。

○ 授業科目レベル

授業科目レベルの内部質保証の推進については、各学科・センター、及び研究科 (以下、「学科等」という。) がその責任を担い、授業科目レベルの PDCA を推進し、「芸術学部方針」及び「研究科方針」に基づいた教育研究活動とその改善に取り組んでいる。

授業科目については、授業計画 (シラバス) の策定、授業と成績評価の実施、「授業改善アンケート」による検証と結果に基づく組織的改善活動【資料 6-3-1】を行っている。

基準項目 3-3-② で述べた通り、「科目責任教員」が担当した授業科目の成績分布や「授業改善アンケート」の結果を踏まえ、「リフレクション・ノート」を作成し、教育内容・方

法の改善に取り組むほか、学科長または学部長、副学長が、必要に応じて改善指示を行うものとしている。

また、「授業改善アンケート」結果や学生参画型のFD研修「授業カイゼン研修」で得られた学生の意見を踏まえ、授業内容や手法の改善に取り組み、その結果を学生へフィードバックし、さらなる向上に努めている。

学科等では、毎年度提示される「芸術学部方針」「研究科方針」【資料6-3-2】を踏まえた単年度目標や、「学科別留意事項」として方針のなかで指示された事項に関する改善施策をまとめた「教育計画」を策定し、副学長及び学部長又は研究科長との面談を経て決裁された「教育計画」に基づき、翌年度の教育研究活動の実施や改善に取り組んでいる。目標の達成状況や改善状況については、翌年度に自己点検・評価として振り返りを記入し、「教育推進会議」に提出している【資料6-3-3】。「教育推進会議」では、各学科の学修成果の達成状況や自己点検・評価結果を踏まえ、次年度の方針を策定し、さらに改善が必要と考えられる事項については「学科別留意事項」として具体的に改善指示を行っている。

○プログラムレベル

プログラム別の内部質保証の推進については、通学課程及び通信教育課程のそれぞれに設置する「教育推進会議」がその責任を担っている。副学長を議長として、学科等及び研究科が行う自己点検・評価を受け、全学的観点から教育研究活動に関する自己点検・評価を行い、その結果を「教学総括」【資料6-3-4】としてまとめ「学長会」へ報告している。

「教学総括」では、学科等及び研究科が行う自己点検・評価結果だけでなく、「アセスメント・プラン」に定める各指標毎の達成状況を「教学総括モニタリング」【資料6-3-5】として可視化し、エビデンスに基づいた点検・評価を行っている。また、この「教学総括」を踏まえ、次年度目標や学科等及び研究科に対する改善指示を含めた、「芸術学部方針」及び「研究科方針」を策定している。

「教育推進会議」は原則週1回開催し、「教育計画」「教学総括」に関するもののほか、中期計画の推進や、各種ポリシー及びアセスメント・プランに基づく教育研究活動の点検・評価、教育課程編成に関する基本方針・改善施策を策定している。さらに専門的事項を諮問するため、「教育推進会議」の下に委員会組織を置き、学長の命を受けた者を議長として、中期計画の推進及び、それぞれの専門的事項に関する審議、支援等を行っている。委員会の議長は、必要に応じて教育推進会議に出席し、報告、提案を行っている。

○大学レベル

「学長会」を原則週1回開催し、通学課程の学部、研究科及び通信教育課程の学部、研究科（以下、「各部門」という。）が行う自己点検・評価に対し、全学的観点から検証を行い、方針策定や各部門の長に対し改善指示を行っている。

<大学運営・財務に係る内部質保証>

○経営企画会議

大学運営・財務に関わる内部質保証の推進については、「経営企画会議」がその責任を担い、中期計画に基づく毎年度の「事務局重点課題」【資料6-3-6】を策定している。事務局各課を通じて事務職員に方針の提示や改善指示を行い、事務局各課が「事務局重点課題」に基づき作成する「事業計画」の目標達成状況を点検・評価し、「事業報告」【資料6-3-7】

としてまとめ常任理事会に報告を行っている。

○事務局

事務局各課は、学園の中期計画を具現化するために定められた「事務局重点課題」に基づき、「事業計画」を策定している。「事業計画」に掲げられた部署毎の目標は、事務職員の人事制度である「育成評価制度」における個人の目標と連動している。「事業計画」及び事務職員個々の「MBO (Management by Objectives) シートでは、目標毎の達成基準を明確に定め、事務職員と課長・室長との1on1 ミーティングや、課長・室長と事務局長との1on1 ミーティングを定期的に行うことにより、その進捗状況を把握し、必要な改善に速やかに取り組める体制としている。

<内部質保証の機能性>

本学では、教員の「教員業績評価」における個人の目標が、「芸術学部方針」や「研究科方針」を踏まえて策定される所属学科等の「教育計画」と連動している。基幹教員は「京都芸術大学教育活動点検評価実施規程」【資料 6-3-8】第4条に定める「教育」「学生支援」「運営」「研究・制作」の4項目について自己点検を行い、「教員業績評価委員会」【資料 6-4-9】による評価とフィードバックを経て、次年度の課題に取り組む仕組みとなっている。

同様に、事務職員の「育成評価制度」における個人の目標も、事務局の「事業計画」と連動している。課長・室長及び事務局長は、事務職員個人との定期的な1on1 ミーティングや、9月と12月に行う中間報告を通じて、部署目標の達成状況や課題を恒常的に把握することができ、速やかに改善に取り組んでいる。また、「経営企画会議」では、事務局各課の目標達成状況や課題を踏まえて次年度「事務局重点課題」を策定し、中期計画の達成に向けたPDCAサイクルを機能させる仕組みが確立している。

また、基準項目 4-1-③で述べたように、委員会組織には、所管となる部署の事務職員が参画し意見を述べているほか、「学長会」「教育推進会議」「代表教授会」「学科会議」にもそれぞれの規程に基づき、関係部署の事務職員が参画し、教学上の課題を共有している。

このように、本学では、教職員個々の目標のPDCAサイクルと教学・大学運営のPDCAサイクルを連動させて改善に繋げていること、さらには内部質保証に関連する会議・委員会組織を教職協働で運営することにより、大学全体の内部質保証を機能させている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

「アセスメント・プラン」に基づく学修成果の達成状況については、BI ツールを用いた「学科ポートフォリオ」として可視化し、共有している。今後、「学科ポートフォリオ」と「教学総括モニタリング」のデータを統一し、教職員が常に達成状況を把握できるよう改修を進めるとともに、「教学 IR 委員会」を中心に研修を企画し、教職員がデータに基づき思考・行動できるよう、データドリブンな内部質保証の推進を行う。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証のための組織の整備、責任体系については、内部質保証方針を定め、内部質保証システム図に基づき、責任体制を明確化し、組織的な運用を行っている。内部質保証のための自己点検・評価については、内部質保証方針及びアセスメント・ポリシーに則り

IR 室及び教学 IR 委員会による各種データの収集及び検証やカリキュラムの外部評価を行うなど、エビデンスに基づく自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。内部質保証の機能性については、教学、大学運営・財務のそれぞれの観点から検証を行い、教学面では三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、教育の改善・向上に反映している。

以上のことから、「基準 6. 内部質保証」を満たしている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 伝統文化の普及活動による地域貢献と学習機会の提供

A-1. 伝統文化の普及活動による地域貢献

A-1-① 学内に設置された京都芸術劇場「春秋座」を中心とした伝統文化公演実施

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では平成 13 (2001) 年、大学が直接運営する本格的な劇場である、京都芸術劇場「春秋座」を開設した。歌舞伎、能、狂言、日本舞踊、邦楽、和太鼓、落語、琉球芸能などの伝統文化公演を継続して開催し、伝統文化の普及活動を行っている。劇場公演には毎年約 1 万 2 千人～2 万人が来場している。公演に付随して、関連のワークショップやレクチャーも開催し、観劇機会にとどまらず実演の一端に触れる機会も創出している。また、劇場を誰もが利用できる「広場」としてとらえ、多言語対応やバリアフリー対応、鑑賞サポートなど社会包摂の取り組みも行っている。

春秋座はその運営理念として、教育、研究、社会貢献の 3 点を掲げている。教育においては芸術学部舞台芸術学科のカリキュラムを中心とした活動、研究においては伝統文化公演及び「劇場実験」型研究と称して行われる最新の舞台芸術の上演を含む研究活動、そして社会貢献の目的として、地域社会に伝統文化芸術を中心とした劇場公演を提供していくこととしている。また、昭和 63 (1988) 年に学内に設置された楽心荘（能楽堂）では、開設以降、毎年 5 月に「瓜生山薪能」を開催し、在学生及び地域に伝統芸能を普及する活動の一環として公開している。

伝統文化の保護・普及活動として、京都において長い歴史をもつ舞踊公演「都をどり」や「京おどり」を、本来の会場である各歌舞練場の改修工事で使用できない期間中（平成 29 (2017) 年、平成 30 (2018) 年、令和 5 (2023) 年）に、「春秋座」を会場として提供し、最大約 4 万 5 千人が来場した。また、平成 28 年 (2016) に、2 代目市川猿翁氏から約 2 万点にのぼる貴重な歌舞伎関係の映像や台本等の資料の寄贈を受けており、これらを活用した「猿翁アーカイブ」プロジェクトを立ち上げ、資料保全とデータベース化を進めている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

伝統文化公演を継続し、その観客層の拡大を図る。特に次代を担う若年層の来場者を増加させるために京都府や京都市などの自治体、文化庁、地域の文化芸術機関・団体、一般企業との産官学連携を推進する。

A-2. 伝統芸術を活用した学習機会の提供

A-2-① 在学生への教育プログラム及び一般公開講座によるプログラム提供

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では開学以来、「伝統芸術」に関する演習科目を教養科目として開講している。平成13（2001）年、学内に京都芸術劇場「春秋座」が開設されて以降、この科目は開学の理念「明治期以来、芸術系大学における西洋中心の価値観による教育体系で見過ごされてきた日本の伝統的芸術観を、教学の中心に据える」を世に問う科目となっている。令和5（2023）年度は、「伝統文化演習」科目として、邦楽囃子、日本舞踊、京舞、常磐津、琵琶、狂言、華道、茶道、和太鼓、能、装花、煎茶、和装、水墨画の14科目が芸術学部で開講されており、337人が受講している。教育施設として、「春秋座」の他に、日本でも数少ない常設の野外能舞台「楽心荘」や、茶室「颯々庵」を設置しており、教養科目でありながらも本格的な実践演習科目として運営している。

通信教育課程では平成23（2011）年度より芸術学科に和の伝統文化コースを設置した。「日本の伝統的な文化や芸術について、「実技」と「心」の両面を学ぶ」というコンセプトの下、伝統を通して今を見つめ、日常に活かせる生きた教養を学ぶための専門科目を構築した。令和5（2023）年度には、日本全国から381人の学生が在籍している。

一般公開講座としては、教養科目を広く市民に公開することを目的に、平成14（2002）年度より「日本芸能史」を開講している。伝統芸能の第一人者がリレー形式で講義を行う内容で、令和5（2023）年度には5,845人が受講している。また、平成30（2018）年度からは、京都市、京都新聞社との産学公連携講座として「京都学」を開講している。テーマとして、「京都とは何か」「日本文化の重要性はどこにあるのか」「日本文化が世界に果たす役割とは」「我々が受け継ぐ大切なものは何か」を掲げ、学問と宗教、芸術と文化の都である京都について深く掘り下げるための内容となっており、令和5（2023）年度には2,923人が受講した。このように、「京都文藝復興」の理念を掲げる大学として、在学生の教養として、あるいは広く市民に本学の育んできた京都の伝統文化に対する知見を公開することで、伝統芸術の教育への活用を、独自の視点で推進している。

(3) A-2の改善・向上方策（将来計画）

通学課程及び通信教育課程では、伝統文化、伝統芸術に関する実技や教養を正課科目として設計し、カリキュラムとして体系化している。また市民講座としての観点からも、多くの一般市民に愛される講座として長年運用ができています。今後は大学院や研究センターによる、より高度な教育研究が行えるよう、基盤を整備していく。

【基準Aの自己評価】

伝統文化の普及活動による地域貢献として、学内に設置された京都芸術劇場「春秋座」を中心とした伝統文化公演を積極的に実施している。劇場公演には毎年約1万2千人～2万人が来場しており、かつ多言語対応やバリアフリー対応、鑑賞サポートなど社会包摂の取り組みも行っている。

在学生への教育プログラムについては、「伝統芸術」演習科目を教養科目として配し、通信教育課程でも活用することで多地域多世代の学生に対するプログラム提供が行えている。また一般公開講座として、「日本芸能史」や「京都学」といった本学独自のプログラムを開講しており、これらは長年市民に親しまれ続けている。

以上のことから、「基準.A」を満たしている。

V. 特記事項

1. 京都国際平和構築センター

本学では、「藝術立国」「京都文藝復興」等の理念を掲げ、芸術文化の活用による国際平和構築に向けた活動をおこなっている。国際連合創設 75 周年記念事業「芸術文化学術フォーラム 2020 in 京都」の本学での開催を機に、平和構築ならびに持続可能な開発目標(SDGs)の達成を推進するための国際協力を行うことを目的として、元国連事務次長、国連事務総長特別代表、大使などを評議員として迎え、本学の附置機関として「京都国際平和構築センター」を令和 2 (2020) 年度に設置した。

令和 3 (2021) 年度の元東ティモール共和国大統領兼首相への名誉博士号の授与や国連事務総長特使など国連関係者との会談をはじめ、令和 5 (2023) 年度には、国際社会におけるプレゼンス向上に向けて、国連大学学長、国連活動支援担当事務次長、国連ボランティア計画関係者など国連機関要職者との会議をセンター主催で実施し、芸術文化の活用による国際平和構築について議論を行った。令和 4 (2022) 年度にはスイス・ジュネーブで実施された国連システム学術評議会の年次総会へ出席し、アジア太平洋地域における活動について協力連携協定を締結した。その他、本センター主催による公開講座も実施し、教育による国際平和構築の推進を図っている。

2. 通学課程及び通信教育課程、併設校等との教育連携

通学課程では、学部共通科目の芸術教養科目において、通信教育課程のウェブスクーリング科目を「芸術史講義」として開講している。この科目は単位認定・卒業要件への算入ができる仕組みとなっており、1,174 人が受講した。

芸術学部のこども芸術学科は保育士資格と幼稚園教諭一種免許状を取得することができることから、学生の保育実習において併設校の「認可保育園こども芸術大学」で実習生を受入れている。保育実習前の事前授業で学生が保育園を訪ね、園児や保育士と交流するなどの教育連携を行い、延べ 90 人の学生と、3 歳から 5 歳までの園児 47 人とが交流した。

芸術研究科では、外国人留学生向けの日本語科目「学術基礎」の科目設計に併設校の京都文化日本語学校の教員が参画し、留学生 98 人が受講している。

通信教育課程では、外国人学習者を対象に、専門的な学びを深めるとともに日本語能力の向上を目的とした「外国人学習生プログラム」を併設校の京都文化日本語学校と連携し開発した。7 科目の日本語科目を開講し 43 人が受講した。

京都芸術大学附属高等学校では、高校 2 年生及び 3 年生を対象に、大学の教員が授業を担当する大学連携科目を夏期集中授業として開講している。令和 5 (2023) 年度は「プロフェッショナル科目 I ~ XI」の 11 科目を開講し 211 人が受講した。知識やスキルを学ぶだけでなく、専門分野の仕事の話聞くことで自分の将来の進路を考えるきっかけにもなることから、出席率も平均よりも高く、生徒からの評価も高い授業となっている。

このように、学園が設置する大学(通学課程及び通信教育課程)、専門学校、日本語学校、認可保育園、附属高校のそれぞれが積み上げて来た教育ノウハウを活用し、学校の枠を超えて教育活動の質的向上に取り組んでいる。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	京都芸術大学学則第 1 条に、「目的」を明記している。	1-1
第 85 条	○	京都芸術大学学則及び京都芸術大学通信教育課程規程 [学部] の第 2 条に、「学部および学生定員」を定め、学部を設置している。	1-2
第 87 条	○	京都芸術大学学則及び京都芸術大学通信教育課程規程 [学部] の第 3 条に、「修業年限」を定め、学部の修業年限は 4 年としている。	3-1
第 88 条	○	<ul style="list-style-type: none"> ・京都芸術大学学則第 26 条に「再入学」、第 27 条に「編入学、転入学」を定め、第 12 条の 2「他大学等における授業科目の履修等」、第 12 条の 3「入学前の既修得単位等の認定」を基に運用している。 ・京都芸術大学通信教育課程規程 [学部] 第 39 条に「編入学、転入学」、第 40 条に「再入学」を定め、第 14 条「既修得単位の認定」、第 15 条「他の大学又は短期大学等における授業科目の履修等の認定」を基に運用している。 	3-1
第 89 条	—	該当なし（早期卒業は設けていない）。	3-1
第 90 条	○	京都芸術大学学則第 24 条及び京都芸術大学通信教育課程規程 [学部] 第 33 条に、「入学資格」を定め、入学予定者に対して、入学資格の確認を行っている。	2-1
第 92 条	○	京都芸術大学学則第 43 条 1 項に「教職員」について定め、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、事務職員を置いている。また、それぞれの校務並びに職務については、学校法人瓜生山学園管理運営規程に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	京都芸術大学学則第 45 条に教授会を置くことを定め、第 46 条「教授会の構成」、第 47 条「教授会の招集等」、第 48 条「教授会の開催」、第 49 条「審議事項」、第 50 条「運営細則への委任」に基づき、教授会を運営している。	4-1
第 104 条	○	<ul style="list-style-type: none"> ・京都芸術大学学則第 20 条「課程修了の認定および学士の学位の授与」及び、京都芸術大学大学院学則第 37 条「学位の授与」に基づき、学位を授与している。 ・京都芸術大学通信教育課程規程 [学部] 第 30 条「卒業の認定および学位の授与」及び、京都芸術大学通信教育課程 [大学院] 第 30 条「学位の授与」に基づき、学位を授与している。 	3-1
第 105 条	—	該当なし（学生以外の者を対象とした課程を編成していない）。	3-1
第 108 条	—	該当なし（短期大学は設置していない）。	2-1
第 109 条	○	京都芸術大学学則第 1 条第 4 項及び京都芸術大学大学院学則第 1	6-2

京都芸術大学

		条第3項、京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕第1条第2項、京都芸術大学通信教育課程規程〔大学院〕第1条第2項に、教育研究活動等の状況についての点検および評価を行うと定め、内部質保証方針に則り、自己点検・評価を行っている。	
第113条	○	学校法人瓜生山学園情報公開規程に則り、教育研究活動の状況を、本学ウェブサイト公表している。	3-2
第114条	○	京都芸術大学学則第44条に、「教職員組織」について定め、職員の職務は、学校法人瓜生山学園管理運営規程に定めている。	4-1 4-3
第122条	○	京都芸術大学学則第27条に「編入学、転入学」を定めている。	2-1
第132条	○	京都芸術大学学則第27条に「編入学、転入学」を定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第4条	○	京都芸術大学学則に規定している。	3-1 3-2
第24条	—	該当なし（指導要録は対象外のため）。	3-2
第26条 第5項	○	京都芸術大学学則第54条、京都芸術大学大学院学則第43条、京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕第61条、京都芸術大学通信教育課程規程〔大学院〕第55条に「罰則」を定め、京都芸術大学学生懲戒規程に手続きを定めている。	4-1
第28条	○	担当部署において備えている。	3-2
第143条	○	京都芸術大学教授会規程第7条に、代議員会として代表教授会を置くことができることを定め、運用している。	4-1
第146条	○	京都芸術大学学則第12条の3に、「入学前の既修得単位等の認定」を定めている。	3-1
第147条	—	該当なし（早期卒業は設けていない）。	3-1
第148条	—	該当なし（修業年限が4年を超える学部を設置していない）。	3-1
第149条	—	該当なし（早期卒業は設けていない）。	3-1
第150条	○	京都芸術大学学則第24条及び、京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕第33条に、「入学資格」を定めている。	2-1
第151条	—	該当なし（学校教育法第90条第2項による入学者の受入れを実施していない）。	2-1
第152条	—	該当なし（学校教育法第90条第2項による入学者の受入れを実施していない）。	2-1
第153条	—	該当なし（学校教育法第90条第2項による入学者の受入れを実施していない）。	2-1
第154条	—	該当なし（学校教育法第90条第2項による入学者の受入れを実施していない）。	2-1

京都芸術大学

第 161 条	○	京都芸術大学学則第 27 条及び、京都芸術大学通信教育課程規程 [学部] 第 39 条に、「編入学、転入学」を定めている。	2-1
第 162 条	○	京都芸術大学学則第 27 条及び、京都芸術大学通信教育課程規程 [学部] 第 39 条に、「編入学、転入学」を定めている。	2-1
第 163 条	○	京都芸術大学学則第 4 条に「学年」、第 5 条に「学期」を定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	京都芸術大学学則第 51 条及び京都芸術大学通信教育課程規程 [学部] 第 42 条に、「科目等履修生」を定め、運用している。	3-1
第 164 条	—	該当なし (学生以外の者を対象とした課程を編成していない)。	3-1
第 165 条の 2	○	学部及び研究科の専攻ごとに「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」を定め、本学ウェブサイト等で周知している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	内部質保証方針及び京都芸術大学自己点検・評価委員会規程に則り、適切な項目を設定のうえ、組織的に行っている。	6-2
第 172 条の 2	○	学校法人瓜生山学園 情報公開規程に則り、教育研究活動の状況を、本学ウェブサイト公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	京都芸術大学学則第 20 条に「課程修了の認定および学士の学位の授与」、京都芸術大学大学院学則第 37 条に「学位の授与」、京都芸術大学通信教育課程規程 [学部] 第 30 条に「卒業の認定および学位の授与」、京都芸術大学通信教育課程規程 [大学院] 第 30 条に「学位の授与」を定め、学位を授与している。	3-1
第 178 条	○	京都芸術大学学則第 27 条に、「編入学、転入学」を定めている。	2-1
第 186 条	○	京都芸術大学学則第 27 条に、「編入学、転入学」を定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を最低基準とし、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図るよう努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	京都芸術大学学則及び、京都芸術大学通信教育課程規程 [学部] の第 1 条に「目的」を定め、別表に「学科の人材養成に関する目的」を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	アドミッション・ポリシーを定め、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整え、入学者の選抜を行っている。	2-1

京都芸術大学

第 3 条	○	京都芸術大学学則第 2 条及び、京都芸術大学通信教育課程規程 [学部] の第 4 条に「学生定員」を定め、教育研究上、適当な規模内容で、教員組織、教員数その他について学部として適当である。	1-2
第 4 条	○	京都芸術大学学則第 2 条「学部及び学生定員」定め、京都芸術大学通信教育課程規程 [学部] 第 2 条に「学科」を定めている。	1-2
第 5 条	—	該当なし (学科に代えて組織される課程は設けていない)。	1-2
第 6 条	—	該当なし (学部以外の基本組織は設けていない)。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	京都芸術大学学則第 2 条及び、京都芸術大学通信教育課程規程 [学部] 第 4 条に「学生定員」を定め、規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制し、教職協働による教育研究活動を組織的に行っている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	教育課程上主要と認める授業科目については、原則として基幹教員が担当している。	3-2 4-2
第 9 条	○	必要に応じて授業を担当しない教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	基幹教員数は、設置基準上必要な数を満たしている。	3-2 4-2
第 11 条	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、毎年、FD 及び SD 研修の機会を設け、組織的に運用している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	京都芸術大学学長等選任規程第 2 条に「学長候補者選考の基準」を定め、選考している。	4-1
第 13 条	○	京都芸術大学教育職員の採用及び昇任に関する規程第 3 条に、「教員の資格」を定め、採用及び昇任の選考を行っている。	3-2 4-2
第 14 条	○	京都芸術大学教育職員の採用及び昇任に関する規程第 3 条に、「教員の資格」を定め、採用及び昇任の選考を行っている。	3-2 4-2
第 15 条	○	京都芸術大学教育職員の採用及び昇任に関する規程第 3 条に、「教員の資格」を定め、採用及び昇任の選考を行っている。	3-2 4-2
第 16 条	○	京都芸術大学教育職員の採用及び昇任に関する規程第 3 条に、「教員の資格」を定め、採用及び昇任の選考を行っている。	3-2 4-2
第 17 条	○	京都芸術大学教育職員の採用及び昇任に関する規程第 3 条に、「教員の資格」を定め、採用及び昇任の選考を行っている。	3-2 4-2

京都芸術大学

第 18 条	○	収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備等を総合的に考慮し、京都芸術大学学則第 2 条、京都芸術大学大学院学則第 4 条の 2、京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕第 4 条、京都芸術大学通信教育課程規程〔大学院〕第 2 条に定め、適正に管理している。	2-1
第 19 条	○	ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに則り教育課程を編成し、京都芸術大学学則及び京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕の別表に、授業科目を明記している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし（連携開設科目を設置していない）。	3-2
第 20 条	○	京都芸術大学学則第 8 条「開設授業科目およびその単位数」に基づき、教育課程を編成している。	3-2
第 21 条	○	京都芸術大学学則第 18 条に「単位の計算方法」を定め、各授業科目の単位数を別表に明記している。	3-1
第 22 条	○	京都芸術大学学則第 5 条に「学期」を定め、1 年間の授業期間は、「学年暦」において定めている。	3-2
第 23 条	○	京都芸術大学学則第 5 条に、「学期」を定め、授業は、適切な期間を単位として行っている。	3-2
第 24 条	○	授業の方法及び施設、設備等を考慮し、教育効果を十分にあげられるような適当な人数としている。	2-5
第 25 条	○	京都芸術大学学則第 9 条に「授業の方法」を定め、第 10 条に「多様なメディアによる授業」を定め、適正に授業を行っている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	京都芸術大学学則第 17 条に「学習の評価」、京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕第 26 条に「成績評価」を定め、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画とあわせ、シラバスを通してあらかじめ明示している。	3-1
第 26 条	—	該当なし（昼夜開講制による授業を行っていない）。	3-2
第 27 条	○	学修の成果の評価については、シラバスに方法を示し、適切な方法により評価している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修登録の上限については、京都芸術大学芸術学部履修規程第 7 条に定め、「在学生専用サイト」（単位制と CAP 制）に明記し、学生へ公開している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし（連携開設科目に係る単位の認定を行っていない）。	3-1
第 28 条	○	京都芸術大学学則第 12 条の 2 及び、京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕第 15 条に「他大学等における授業科目の履修等」を定め、運用している。	3-1
第 29 条	○	京都芸術大学学則第 12 条の 2 及び、京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕第 15 条に「他大学等における授業科目の履修等」を定め、運用している。	3-1
第 30 条	○	京都芸術大学学則第 12 条の 3 及び、京都芸術大学通信教育課程規	3-1

京都芸術大学

		程〔学部〕第14条に「入学前の既修得単位等の認定」を定め、運用している。	
第30条の2	—	該当なし（長期にわたる教育課程の履修制度を設けていない）。	3-2
第31条	○	京都芸術大学学則第51条及び、京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕第42条に「科目等履修生」を定め、運用している。	3-1 3-2
第32条	○	京都芸術大学学則第19条及び京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕第29条に「卒業の要件」を定め、運用している。	3-1
第33条	—	該当なし（医学または歯学に関する学科を設置していない）。	3-1
第34条	○	校地については、教育にふさわしい環境を有し、学生が休息等に利用するのに適当な空地も有している。	2-5
第35条	○	教育又は厚生補導を行う上で必要な施設を設けている	2-5
第36条	○	大学設置基準に沿った校舎等の施設を備えている	2-5
第37条	○	校地の面積は、大学設置基準上の校地面積基準を満たしている。	2-5
第37条の2	○	校舎の面積は、大学設置基準上の校地面積基準を満たしている。	2-5
第38条	○	教育研究上必要な資料及び図書館は、大学設置基準第38条の要件を満たしている。	2-5
第39条	—	該当なし（該当する学部または学科を設置していない）。	2-5
第39条の2	—	該当なし（該当する学部または学科を設置していない）。	2-5
第40条	○	学部・学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第40条の2	—	該当なし（二以上の校地を有していない）。	2-5
第40条の3	○	必要な経費等を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第40条の4	○	大学、学部及び学科の名称については、大学として適当であり、教育研究上の目的と合致している。	1-1
第41条	—	該当なし（学部等連係課程実施基本組織を設置していない）。	3-2
第42条	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	1-2
第42条の2	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	2-1
第42条の3	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	4-2
第42条の4	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	3-2
第42条の5	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	4-1
第42条の6	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	3-2
第42条の7	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	2-5
第42条の8	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	3-1
第42条の9	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	3-1
第42条の10	—	該当なし（専門職学科を設置していない）。	2-5
第43条	—	該当なし（共同教育課程を編成していない）。	3-2
第44条	—	該当なし（共同教育課程を編成していない）。	3-1
第45条	—	該当なし（共同教育課程を編成していない）。	3-1

京都芸術大学

第 46 条	—	該当なし（共同教育課程を編成していない）。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし（共同教育課程を編成していない）。	2-5
第 48 条	—	該当なし（共同教育課程を編成していない）。	2-5
第 49 条	—	該当なし（共同教育課程を編成していない）。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし（工学に関する学部を設けていない）。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学に関する学部を設けていない）。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし（工学に関する学部を設けていない）。	4-2
第 58 条	—	該当なし（外国に学部、学科等の組織を設けていない）。	1-2
第 59 条	—	該当なし（学校教育法第 103 条に定める大学を設置していない）。	2-5
第 61 条	—	該当なし（新たな大学等の設置または薬学を履修する課程の段階的整備を検討していない）。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	京都芸術大学学則第 20 条及び京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕第 30 条に基づき、学士の学位を授与している。	3-1
第 10 条	○	学位の授与にあたっては、「京都芸術大学学則」第 20 条及び京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕第 30 条に基づき、適切な専攻分野の名称を付記している。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし（共同教育課程を編成していない）。	3-1
第 13 条	○	京都芸術大学学則第 12 条に定め、改正の際は、文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	京都芸術大学ガバナンス・コード 1-2- (3) の「本学の社会的責任等」に明記し、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人瓜生山学園寄附行為及び、学校法人瓜生山学園コンプライアンス規程に基づき、特別の利益供与が行われないよう厳正に対応している。	5-1
第 33 条の 2	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 34 条に、財産目録等の備付および閲覧について定め、寄附行為を事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供している。	5-1
第 35 条	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 5 条に定め、役員として、理事五人	5-2

京都芸術大学

		以上及び監事二人以上を置き、理事の内一人を理事長としている。	5-3
第 35 条の 2	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 16 条に業務の決定の委任について定め、学校法人瓜生山学園理事会業務委任規程に基づき、運営している。	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 15 条に理事会を置くことを定め、適切に運営している。	5-2
第 37 条	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 11 条に理事長の職務、第 13 条に理事長職務の代理、第 14 条に監事の職務について定め、職務を遂行している。	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 5 条に役員、第 6 条に理事の選任、第 7 条に監事の選任について定め、役員を選任している。	5-2
第 39 条	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 7 条に監事の選任について定め、監事の兼職を禁止している。	5-2
第 40 条	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 9 条に役員の補充について定め、運用している。	5-2
第 41 条	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 18 条に評議員会を置くことを定め、運用している。	5-3
第 42 条	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 20 条に評議員会への諮問事項を定め、運用している。	5-3
第 43 条	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 21 条に評議員会の意見具申等について定め、運用している。	5-3
第 44 条	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 22 条に評議員の選任について定め、運用している。	5-3
第 44 条の 2	○	京都芸術大学ガバナンス・コード 2-1- (1) -⑥に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	京都芸術大学ガバナンス・コード 2-1- (1) -⑦に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	京都芸術大学ガバナンス・コード 2-1- (1) -⑦に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規程を準用し、運用している。	5-2 5-3
第 45 条	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 42 条に寄附行為の変更について定め、運用している。	5-1
第 45 条の 2	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 31 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について定め、運用している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 33 条に、決算及び実績の報告について定め、運用している。	5-3
第 47 条	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 33 条に、財産目録等の備付および	5-1

京都芸術大学

		閲覧を定め、運用している。	
第 48 条	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 36 条に役員の報酬について定め、学校法人瓜生山学園 役員及び評議員報酬規程に基づき、運用している。	5-2 5-3
第 49 条	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 38 条に会計年度について定め、運用している。	5-1
第 63 条の 2	○	学校法人瓜生山学園寄附行為第 35 条に情報の公表について定め、運用している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	京都芸術大学大学院学則第 1 条及び、京都芸術大学通信教育課程規程〔大学院〕第 1 条に「目的」を定めている。	1-1
第 100 条	○	京都芸術大学大学院学則第 3 条及び、京都芸術大学通信教育課程規程〔大学院〕第 2 条に、研究科及び課程について定めている。	1-2
第 102 条	○	京都芸術大学大学院学則第 20 条及び、京都芸術大学通信教育課程規程〔大学院〕第 32 条に定め、運用している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	京都芸術大学大学院学則第 20 条及び、京都芸術大学通信教育課程規程〔大学院〕第 32 条に定め、運用している。	2-1
第 156 条	○	京都芸術大学大学院学則第 20 条及び、京都芸術大学通信教育課程規程〔大学院〕第 32 条に定め、運用している。	2-1
第 157 条	—	該当なし（学校教育法第 102 条第 2 項による入学者の受入れを行っていない）。	2-1
第 158 条	—	該当なし（学校教育法第 102 条第 2 項による入学者の受入れを行っていない）。	2-1
第 159 条	—	該当なし（学校教育法第 102 条第 2 項による入学者の受入れを行っていない）。	2-1
第 160 条	—	該当なし（学校教育法第 102 条第 2 項による入学者の受入れを行っていない）。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を最低基準とし、教育研究活動等について不断の	6-2

京都芸術大学

		見直しを行うことにより、その水準の向上を図るよう努めている。	6-3
第1条の2	○	京都芸術大学院学則及び京都芸術大学通信教育課程規程〔大学院〕の第1条に「目的」を定め、別表に「学科の人材養成に関する目的」を定めている。	1-1 1-2
第1条の3	○	アドミッション・ポリシーを定め、適正な運営により入学者の選抜を行っている。	2-1
第2条	○	京都芸術大学院学則第3条及び、京都芸術大学通信教育課程規程〔大学院〕第2条に、大学院の課程について定めている。	1-2
第2条の2	—	該当なし（専ら夜間において教育を行う大学院の課程を設置していない）。	1-2
第3条	○	京都芸術大学大学院学則及び、京都芸術大学通信教育課程規程〔大学院〕第1条に「目的」を定め、京都芸術工科大学大学院学則第4条及び、京都芸術大学通信教育課程規程〔大学院〕第3条に「修業年限及び在学年限」を定め、運用している。	1-2
第4条	○	京都芸術工科大学大学院学則第1条に「目的」、第4条に「修業年限及び在学年限」を定め、運用している。	1-2
第5条	○	専攻の種類及び数、教員数その他について、大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有している。	1-2
第6条	○	京都芸術工科大学大学院学則第3条及び、京都芸術大学通信教育課程規程〔大学院〕第2条に定める専攻を置いている。	1-2
第7条	○	学部、附置機関等と適切な連携を図り、研究科の目的にふさわしいものとなるよう配慮している。	1-2
第7条の2	—	該当なし（二以上の大学が協力して教育研究を行う研究科を置いていない）。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし（研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置いていない）。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	京都芸術大学院学則第4条の2及び、京都芸術大学通信教育課程規程〔大学院〕第2条に「学生定員」を定め、規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制し、教職協働体制のもと教育研究活動を組織的かつに運営している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	京都芸術大学大学院教員審査規程に基づき審査を行い、必要な教員を置き、適切な教員組織を編成している。	3-2 4-2
第9条の3	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に対して、知識及び技能の習得並びにその能力及び資質	3-2 3-3

京都芸術大学

		を向上させるための研修等を行っている。	4-2 4-3
第 10 条	○	京都芸術大学院学則第 4 条の 2 及び、京都芸術大学通信教育課程規程 [大学院] 第 2 条に、専攻を単位として収容定員を定め、適正に管理している。	2-1
第 11 条	○	ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、「研究計画書」の作成・提出を必須とし、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 12 条	○	大学院の教育は、京都芸術大学院学則及び京都芸術大学通信教育課程規程 [大学院] の別表 1 に定める授業及び、研究指導によって行っている。	2-2 3-2
第 13 条	○	研究指導は、京都芸術大学大学院担当教員の資格審査に関する規程に基づき、大学院設置基準第 9 条の資格を有する教員が行っている。また、京都芸術大学院学則第 17 条及び、京都芸術大学通信教育課程規程 [大学院] 第 14 条に「他の大学院における授業科目の履修」を定め、運用している。	2-2 3-2
第 14 条	—	該当なし（教育方法の特例については認めていない）	3-2
第 14 条の 2	○	シラバスに、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業の計画を記載し、本学ウェブサイト等を通じてあらかじめ学生に明示している。また、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定の基準についても、本学ウェブサイト等を通じてあらかじめ学生に明示し、適切に運用している。	3-1
第 15 条	○	大学設置基準の準用事項については、京都芸術大学院学則及び京都芸術大学通信教育課程規程 [大学院] に適用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	京都芸術大学院学則第 36 条及び、京都芸術大学通信教育課程規程 [大学院] 第 28 条に、修士課程の修了要件を定めている。	3-1
第 17 条	○	京都芸術大学院学則第 36 条の 2 に、博士課程の修了要件を定めている。	3-1
第 19 条	○	大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、演習室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具等を備えている。	2-5
第 21 条	○	図書、学術雑誌、学術情報その他の教育研究上必要な資料を系統的に整備し、備えている。	2-5
第 22 条	○	教育上支障のない範囲で学部、大学附置機関等の施設及び設備を共有している。	2-5
第 22 条の 2	○	二以上の校地において教育研究を行っていないことから、該当し	2-5

京都芸術大学

		ない。	
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、いずれも適当かつ教育研究上の目的にふさわしいものを冠している。	1-1
第 23 条	—	該当なし（独立大学院を設置していない）。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし（独立大学院を設置していない）。	2-5
第 25 条	○	大学院に、通信教育を行う修士課程を設置している。	3-2
第 26 条	○	大学院芸術研究科（通信教育）芸術専攻（修士課程）を設置している。	3-2
第 27 条	—	該当なし（昼間又は夜間において授業を行う大学院で通信教育を併せ行う課程は設置していない）。	3-2 4-2
第 28 条	○	通信教育を行う課程の授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準第三条から第五条までの規定を準用している。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	○	添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設を有している。	2-5
第 30 条	○	添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けている。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし（研究科等連係課程実施基本組織を置いていない）。	3-2
第 31 条	—	該当なし（共同教育課程を編成していない）。	3-2
第 32 条	—	該当なし（共同教育課程を編成していない）。	3-1
第 33 条	—	該当なし（共同教育課程を編成していない）。	3-1
第 34 条	—	該当なし（共同教育課程を編成していない）。	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし（工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成していない）。	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし（工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成していない）。	4-2
第 42 条	○	学会発表や TA など、修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を養う機会を設けている。	2-3
第 43 条	○	本学ウェブサイトにて、学費及び奨学制度、特待生制度等について明示している。	2-4
第 45 条	—	該当なし（外国に研究科、専攻その他の組織を設けていない）。	1-2
第 46 条	—	該当なし（新たな大学院及び研究科等を設置していない）。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

京都芸術大学

	状況		基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1

京都芸術大学

第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	京都芸術大学大学院学則第 36 条及び、京都芸術大学通信教育課程 規程 [大学院] 第 28 条に「修士課程の修了要件」を定めている。 また、京都芸術大学大学院学則第 37 条及び、京都芸術大学通信教 育課程規程 [大学院] 第 29 条に「課程修了の認定」、第 30 条に「学 位の授与」について定め、運用している。	3-1
第 4 条	○	京都芸術大学院学則第 36 条の 2 に、「博士課程の修了要件」を定 め、第 37 条の「学位の授与」に基づき、学位を授与している。	3-1
第 5 条	○	学位の授与に係る審査への協力については、京都芸術大学大学院学 位規程第 5 条に定め、運用している。	3-1
第 12 条	○	京都芸術大学大学院学位規程第 9 条に、博士の学位授与に関する 文部科学大臣への報告について定め、授与日から 3 ヶ月以内に学位 授与報告書を文部科学大臣に提出している。	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学通信教育設置基準を最低基準とし、教育研究活動等について不 断の見直しを行い、その水準の向上を図るよう努めている。	6-2 6-3

京都芸術大学

第2条	○	通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野として、通信教育部芸術学部を設置している。	3-2
第3条	○	京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕第16条に授業の方法について定め、授業を実施している。	2-2 3-2
第4条	○	毎年、学年暦を定め、授業は年間を通じて適切に行っている。	3-2
第5条	○	京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕第17条の「単位の計算方法」に準じて、各授業科目の単位数を定めている。	3-1
第6条	○	京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕第29条に卒業の要件を定め、運用している。	3-1
第7条	○	京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕第14条に「既修得単位の認定」、第15条に「他の大学又は短期大学等における授業科目の履修等の認定」を定め、運用している。	3-1
第8条	○	基幹教員数は、設置基準上必要な数を満たしている。	3-2 4-2
第9条	○	大学設置基準に沿った施設を有する校舎、並びに添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設を備えている	2-5
第10条	○	校地の面積については、教育に支障のないものを有している。	2-5
第11条	○	添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するために必要な組織等を設けている。	2-2 3-2
第13条	○	大学設置基準に基づき、適正に運用している。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人瓜生山学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ Kyoto University of the Art Guide Book ・ 京都芸術大学 大学院 入学案内 2024 ・ 京都芸術大学通信教育部芸術学部 2024 大学案内 ・ 京都芸術大学大学院芸術研究科（通信教育）リーフレット 	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都芸術大学学則 ・ 京都芸術大学大学院学則 ・ 京都芸術大学通信教育課程規程[学部] ・ 京都芸術大学通信教育課程規程[大学院] 	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	

京都芸術大学

	<ul style="list-style-type: none"> ・2025 京都芸術大学学生募集要項 ・京都芸術大学大学院 2024 年度修士課程学生募集要項 ・京都芸術大学大学院 2024 年度博士課程学生募集要項 ・京都芸術大学通信教育部募集要項 2024 ・京都芸術大学大学院芸術研究科（通信教育） 芸術専攻 修士課程 学生募集要項 2024 	
【資料 F-5】	学生便覧 <ul style="list-style-type: none"> ・学修ガイド ・大学院ハンドブック ・airU 学修ガイド 	
【資料 F-6】	事業計画書 2024 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書 2023 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど アクセスマップ／キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ） 学校法人瓜生山学園 例規集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 役員名簿／理事会、評議員会の前年度開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間） <ul style="list-style-type: none"> ・決算書（過去 5 年間） ・監事監査報告書（過去 5 年間） 	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） <ul style="list-style-type: none"> ・2024 年度シラバス（通学課程） ・2024 年度シラバス（通信教育課程） 	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 京都芸術大学三つのポリシー一覧	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 設置計画履行状況等調査結果への対応状況	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 認証評価結果に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	「まだ見ぬわかものたちに一瓜生山学園設立の趣旨ー」 「通信による芸術教育の開学にあたって」 「京都文藝復興」 「芸術立国ー平和を希求する大学をめざしてー」	
【資料 1-1-2】	学校法人瓜生山学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-3】	京都芸術大学学則、京都芸術大学大学院学則、 京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕、 京都芸術大学通信教育課程規程〔大学院〕 第一条	
【資料 1-1-4】	学科・専攻毎の人材の養成に関する目的	
【資料 1-1-5】	京都芸術大学ウェブサイト（建学の理念・使命・目的）	
【資料 1-1-6】	京都芸術大学学長会規程	
【資料 1-1-7】	2019年5月7日学長会議事録	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	「まだ見ぬわかものたちに一瓜生山学園設立の趣旨ー」 「通信による芸術教育の開学にあたって」 「京都文藝復興」 「芸術立国ー平和を希求する大学をめざしてー」	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-2-2】	2023年度教職員総会次第	
【資料 1-2-3】	京都芸術大学学長会規程	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-2-4】	京都芸術大学ウェブサイト（建学の理念・使命・目的）	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-2-5】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（学修ガイド）	
【資料 1-2-6】	京都芸術大学を学ぶ	
【資料 1-2-7】	学校法人瓜生山学園中期計画 VISION2021	
【資料 1-2-8】	学校法人瓜生山学園中期計画 VISION2026	
【資料 1-2-9】	学校法人瓜生山学園組織図	
【資料 1-2-10】	京都芸術大学ウェブサイト（附置機関）	
【資料 1-2-11】	京都芸術大学内部質保証方針	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	京都芸術大学学生募集要項（アドミッション・ポリシー）	
【資料 2-1-2】	京都芸術大学大学院芸術研究科入学案内（アドミッション・ポリシー）	
【資料 2-1-3】	京都芸術大学ウェブサイト（アドミッション・ポリシー）	
【資料 2-1-4】	京都芸術大学通信教育部芸術学部学生募集要項（アドミッション・ポリシー）	
【資料 2-1-5】	京都芸術大学大学院芸術研究科（通信教育）学生募集要項（アドミッション・ポリシー）	
【資料 2-1-6】	京都芸術大学通信教育課程ウェブサイト（アドミッション・ポリシー（学部））	
【資料 2-1-7】	京都芸術大学通信教育課程ウェブサイト（アドミッション・ポリシー（研究科））	
【資料 2-1-8】	京都芸術大学指定校推薦入試募集要項	
【資料 2-1-9】	京都芸術大学海外帰国生徒入試募集要項	
【資料 2-1-10】	京都芸術大学編入学試験募集要項	
【資料 2-1-11】	学校法人瓜生山学園管理運営規程	

京都芸術大学

【資料 2-1-12】	京都芸術大学芸術学部入試出題委員会規程	
【資料 2-1-13】	京都芸術大学教授会規程	
【資料 2-1-14】	京都芸術大学大学院研究科委員会規程	
【資料 2-1-15】	入試区分別学修状況調査	
【資料 2-1-16】	入試種別と学習成果の傾向に基づく調査結果報告	
【資料 2-1-17】	京都芸術大学学長会規程	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 2-1-18】	京都芸術大学通信教育課程の在学生の属性	
【資料 2-1-19】	出願手続き（志望動機）	
【資料 2-1-20】	京都芸術大学教育推進会議規程（通信教育）	
【資料 2-1-21】	京都芸術大学芸術研究科（通信教育）指定提出物	
【資料 2-1-22】	京都芸術大学大学院研究科委員会規程（通信教育）	
【資料 2-1-23】	京都芸術大学大学院芸術研究科（通信教育）入学選考運営規程	
【資料 2-1-24】	芸術学部及び大学院芸術研究科の過去5年間の定員充足状況	
【資料 2-1-25】	通信教育部芸術学部及び大学院芸術研究科（通信教育）の過去5年間の定員充足状況	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	京都芸術大学芸術学部カリキュラム・ポリシー（教育方法および学修支援）	
【資料 2-2-2】	学生サポートメモ	
【資料 2-2-3】	学校法人瓜生山学園管理運営規程	【資料 2-1-11】と同じ
【資料 2-2-4】	京都芸術大学教育推進会議規程（通信教育）	【資料 2-1-20】と同じ
【資料 2-2-5】	京都芸術大学教務委員会規程（通信教育）	
【資料 2-2-6】	京都芸術大学FD委員会規程（通信教育）	
【資料 2-2-7】	京都芸術大学学生委員会規程（通信教育）	
【資料 2-2-8】	ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-9】	スチューデント・アシスタント規程	
【資料 2-2-10】	オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-11】	京都芸術大学学生支援センター規程	
【資料 2-2-12】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（障がいがあり、授業でサポートをうけたい）	
【資料 2-2-13】	DPA 入力画面	
【資料 2-2-14】	欠席学生へのフォローについて	
【資料 2-2-15】	修学指導面談の手引き	
【資料 2-2-16】	京都芸術大学ウルトラファクトリー設置規程	
【資料 2-2-17】	海外研修ツアー春北欧募集案内	
【資料 2-2-18】	DMM 英会話募集パンフレット及びReally English 募集要項	
【資料 2-2-19】	京都芸術大学通信教育課程スクーリング・アシスタント規程	
【資料 2-2-20】	チューター業務ガイド	
【資料 2-2-21】	airU コミュニティにおける卒業生コーチ制度について	
【資料 2-2-22】	学習相談会・オフィスアワー実施状況	
【資料 2-2-23】	障がい学生対応相談ガイドライン	
【資料 2-2-24】	修学に関する支援申請書	
【資料 2-2-25】	2023 年度及び 2024 年度の通信教育部芸術学部方針	
【資料 2-2-26】	学習継続率 テキスト科目提出状況報告	
【資料 2-2-27】	新教育課程編成（教育改革）方針	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	芸術教養科目カリキュラム・ツリー（キャリアデザイン科目群）	
【資料 2-3-2】	「キャリア研究基礎」「キャリア研究実践」「就職対策特講」シラバス	

京都芸術大学

【資料 2-3-3】	インターンシップの期間と単位認定	
【資料 2-3-4】	2023 年度キャリアデザインセンター利用状況	
【資料 2-3-5】	2023 年度キャリア年間スケジュール	
【資料 2-3-6】	2023 年度三者面談実施状況	
【資料 2-3-7】	京都芸術大学 ART STUDENT スカウト（企業への案内書）	
【資料 2-3-8】	2023 年度 12 月学内合同企業説明会参加状況	
【資料 2-3-9】	就活支援制度（学生への案内書）	
【資料 2-3-10】	京都芸術大学キャリア委員会規程	
【資料 2-3-11】	2023 年度新卒採用対象者への就職支援状況報告	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	京都芸術大学教育推進会議規程	
【資料 2-4-2】	京都芸術大学学生生活委員会規程	
【資料 2-4-3】	学生生活委員会 2023 活動報告書	
【資料 2-4-4】	学生支援センターリーフレット	
【資料 2-4-5】	京都芸術大学 A-Potal サイト（奨学金に関するお知らせ）	
【資料 2-4-6】	大学院学生募集要項（特待生制度）	
【資料 2-4-7】	2024 年度「長谷川記念奨学金」募集要項	
【資料 2-4-8】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（研究・制作等に関する支援について）	
【資料 2-4-9】	2022 年度優秀学生賞授賞式	
【資料 2-4-10】	京都芸術大学学生会ウェブサイト	
【資料 2-4-11】	2024 年度クラブ連盟団体一覧	
【資料 2-4-12】	京都芸術大学クラブ連盟規約	
【資料 2-4-13】	2024 年度 蒼山会創作・研究補助制度 申請者募集について	
【資料 2-4-14】	蒼山会対外文化活動補助制度の申請について	
【資料 2-4-15】	学校法人瓜生山学園人間関係委員会規程	
【資料 2-4-16】	学校法人瓜生山学園京都芸術大学ハラスメント防止に関するガイドライン	
【資料 2-4-17】	STOP HARASSMENT ハラスメントのないキャンパスを	
【資料 2-4-18】	こことからだの相談室 24 利用報告（2023 年度）	
【資料 2-4-19】	障がい学生対応相談ガイドライン	【資料 2-2-23】 と同じ
【資料 2-4-20】	2023 年度学生委員会報告	
【資料 2-4-21】	2023 年度奨学金および本学独自の奨学金受給者報告	
【資料 2-4-22】	学習支援奨学金制度	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	校地面積	
【資料 2-5-2】	校舎面積	
【資料 2-5-3】	京都芸術大学図書館規程	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生生活・学習アンケートに関する取り組み（学生告知）	
【資料 2-6-2】	2023 年度学生生活・学習アンケート集計報告	
【資料 2-6-3】	2023 年度学生生活・学習アンケート集計後の取り組みについて	
【資料 2-6-4】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（なんでも相談メール）	
【資料 2-6-5】	授業改善アンケートの改訂について	
【資料 2-6-6】	授業改善アンケートに基づく組織的改善活動	
【資料 2-6-7】	2023 年度「授業カイゼン(秋)」実施報告	
【資料 2-6-8】	授業改善アンケート（学生へのフィードバックコメント）	
【資料 2-6-9】	airU コミュニティに関するアンケート	
【資料 2-6-10】	学生支援に関する課題	

京都芸術大学

【資料 2-6-11】	健康診断時のスクリーニング検査について	
【資料 2-6-12】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（学費について）	
【資料 2-6-13】	2023 年度授業アンケート集計結果	
【資料 2-6-14】	授業アンケートの設問（スクーリング科目）	
【資料 2-6-15】	授業アンケートの設問（テキスト科目・ウェブスクーリング科目）	
【資料 2-6-16】	2023 年度授業アンケート取得・回答率	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（3つのポリシー学部）	
【資料 3-1-2】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（3つのポリシー研究科）	
【資料 3-1-3】	京都芸術大学ウェブサイト（3つのポリシー）	
【資料 3-1-4】	京都芸術大学学則	
【資料 3-1-5】	京都芸術大学大学院学則	
【資料 3-1-6】	京都芸術大学芸術学部履修規程	
【資料 3-1-7】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（進級要件）	
【資料 3-1-8】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（卒業要件）	
【資料 3-1-9】	京都芸術大学大学院学位規程	
【資料 3-1-10】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（修了要件）	
【資料 3-1-11】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（修了要件・履修・学位申請〔修士課程〕）	
【資料 3-1-12】	京都芸術大学通信教育課程規程〔学部〕	
【資料 3-1-13】	京都芸術大学通信教育課程規程〔大学院〕	
【資料 3-1-14】	卒業制作着手要件・卒業要件	
【資料 3-1-15】	京都芸術大学芸術学部成績評価ガイドライン	
【資料 3-1-16】	京都芸術大学通学課程シラバス作成の手引き	
【資料 3-1-17】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（GPA）	
【資料 3-1-18】	成績評価方法、評価（airU 学習ガイド抜粋）	
【資料 3-1-19】	京都芸術大学通信教育部芸術学部成績評価ガイドライン	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（3つのポリシー学部）	【資料 3-1-1】と同じ
【資料 3-2-2】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（3つのポリシー研究科）	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-2-3】	空間演出デザイン学科カリキュラム・マップ（2024 年度入学生用）	
【資料 3-2-4】	総合教育科目カリキュラム・マップ	
【資料 3-2-5】	学部共通専門教育科目カリキュラム・マップ	
【資料 3-2-6】	空間演出デザイン学科カリキュラム・マップ（2024 年度入学生用）	【資料 3-2-3】と同じ
【資料 3-2-7】	空間演出デザイン学科カリキュラム・ツリー（2024 年度入学生用）	
【資料 3-2-8】	科目ナンバリングについて	
【資料 3-2-9】	2024 年度シラバス作成の手引き（ピアチェック）	
【資料 3-2-10】	京都芸術大学芸術学部履修規程	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-2-11】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（単位制と CAP 制）	
【資料 3-2-12】	京都芸術大学芸術教養センター設置規程	
【資料 3-2-13】	芸術教養科目カリキュラム・マップ（2024 年度入学生用）	
【資料 3-2-14】	ねぶた点灯式	

京都芸術大学

【資料 3-2-15】	リベラルアーツセンター設置規程	
【資料 3-2-16】	産官学連携事業一覧	
【資料 3-2-17】	京都芸術大学FD のてびき	
【資料 3-2-18】	授業改善アンケートに基づく組織的改善活動	【資料 2-6-6】 と同じ
【資料 3-2-19】	2023 年度通信教育課程 FD 研修開催概要	
【資料 3-2-20】	2024 年度芸術学部方針	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	空間演出デザイン学科カリキュラム・ツリー (2024 年度入学生用)	【資料 3-2-7】 と同じ
【資料 3-3-2】	京都芸術大学内部質保証方針	【資料 1-2-11】 と同じ
【資料 3-3-3】	京都芸術大学アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-4】	京都芸術大学芸術学部アセスメント・プラン	
【資料 3-3-5】	京都芸術大学芸術学部成績評価ガイドライン	【資料 3-1-15】 と同じ
【資料 3-3-6】	2023 年度卒業生アンケート集計結果について	
【資料 3-3-7】	2023 年度企業アンケート集計結果について	
【資料 3-3-8】	通信教育部芸術学部アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-9】	授業改善アンケートに基づく組織的改善活動	【資料 2-6-6】 と同じ
【資料 3-3-10】	2023 年度前期空間演出デザイン学科授業点検・評価報告書	
【資料 3-3-11】	2023 年度前期授業改善アンケート結果に基づく組織的授業改善活動結果報告	
【資料 3-3-12】	2024 年度芸術学部方針	【資料 3-2-20】 と同じ
【資料 3-3-13】	教育計画・学科目標 (空間演出デザイン学科)	
【資料 3-3-14】	京都芸術大学カリキュラム評価委員会規程	
【資料 3-3-15】	空間演出デザイン学科自己点検・評価報告書	
【資料 3-3-16】	空間演出デザイン学科カリキュラム外部評価結果報告書	
【資料 3-3-17】	改善計画書 (空間演出デザイン学科)	
【資料 3-3-18】	改善報告書 (空間演出デザイン学科)	
【資料 3-3-19】	通信教育課程 2024 年度方針 (学部/研究科)	
【資料 3-3-20】	単位修得率・在籍率	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学校法人瓜生山学園理事会業務委任規程	
【資料 4-1-2】	学校法人瓜生山学園管理運営規程	【資料 2-1-11】 と同じ
【資料 4-1-3】	京都芸術大学学則	【資料 3-1-4】 と同じ
【資料 4-1-4】	京都芸術大学大学院学則	【資料 3-1-5】 と同じ
【資料 4-1-5】	京都芸術大学通信教育課程規程[学部]	【資料 3-1-12】 と同じ
【資料 4-1-6】	京都芸術大学通信教育課程規程[大学院]	【資料 3-1-13】 と同じ
【資料 4-1-7】	京都芸術大学学長会規程	【資料 1-1-6】 と同じ
【資料 4-1-8】	京都芸術大学内部質保証方針	【資料 1-2-11】 と同じ
【資料 4-1-9】	内部質保証システム図	
【資料 4-1-10】	京都芸術大学教育推進会議規程	【資料 2-4-1】 と同じ
【資料 4-1-11】	京都芸術大学教育推進会議規程 (通信教育)	【資料 2-1-20】 と同じ
【資料 4-1-12】	京都芸術大学教授会及び研究科委員会への諮問 (学長裁定)	
【資料 4-1-13】	京都芸術大学教授会規程	【資料 2-1-13】 と同じ
【資料 4-1-14】	京都芸術大学学科会議規程	
【資料 4-1-15】	京都芸術大学学生懲戒規程	
【資料 4-1-16】	2024 年度事務局重点課題	

京都芸術大学

【資料 4-1-17】	学校法人瓜生山学園就業規則	
【資料 4-1-18】	学校法人瓜生山学園専任職員採用・昇任規程	
【資料 4-1-19】	学校法人瓜生山学園契約職員雇用規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	京都芸術大学教育職員の採用及び昇任に関する規程	
【資料 4-2-2】	京都芸術大学 FD 委員会規程	
【資料 4-2-3】	京都芸術大学 FD のてびき	【資料 3-2-17】 と同じ
【資料 4-2-4】	教員業績評価制度ガイドブック	
【資料 4-2-5】	京都芸術大学 FDTV	
【資料 4-2-6】	京都芸術大学 FD 活動報告書 2023	
【資料 4-2-7】	授業改善アンケートの改訂について	【資料 2-6-5】 と同じ
【資料 4-2-8】	授業改善アンケートに基づく組織的改善活動	【資料 2-6-6】 と同じ
【資料 4-2-9】	2023 年度前期空間演出デザイン学科授業点検・評価報告書	【資料 3-3-10】 と同じ
【資料 4-2-10】	2023 年度前期授業改善アンケート結果に基づく組織的授業改善活動結果報告	【資料 3-3-11】 と同じ
【資料 4-2-11】	2023 年度前期授業改善アンケート結果報告	
【資料 4-2-12】	授業改善アンケート（学生へのフィードバックコメント）	【資料 2-6-8】 と同じ
【資料 4-2-13】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（授業カイゼン（秋））	
【資料 4-2-14】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（学生参加型 FD 活動について）	
【資料 4-2-15】	全学カリキュラム・マネジメント研修報告書	
【資料 4-2-16】	2024 年度学科・センター毎の FD 研修について	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学校法人瓜生山学園専任職員採用・昇任規程	【資料 4-1-18】 と同じ
【資料 4-3-2】	学校法人瓜生山学園事務職員人事制度ガイドブック	
【資料 4-3-3】	学校法人瓜生山学園事務職員研修規程	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	京都芸術大学紀要委員会規程	
【資料 4-4-2】	紀要 Genesis27 査読基準	
【資料 4-4-3】	京都芸術大学における研究者の行動規範	
【資料 4-4-4】	京都芸術大学研究倫理規程	
【資料 4-4-5】	京都芸術大学の研究活動における不正行為の防止及び対応等に関する規程	
【資料 4-4-6】	京都芸術大学における公的研究費の管理等に関する規程	
【資料 4-4-7】	京都芸術大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針	
【資料 4-4-8】	京都芸術大学における公的研究費の不正防止計画	
【資料 4-4-9】	2023 年度内部監査結果報告書	
【資料 4-4-10】	学校法人瓜生山学園個人研究手当規程	
【資料 4-4-11】	学校法人瓜生山学園京都芸術大学特別研究費運用規程	
【資料 4-4-12】	2024 年度特別研究費採択一覧	
【資料 4-4-13】	IFD 申請要項 2023 年度	
【資料 4-4-14】	2023 年度教員海外研修派遣制度結果通知書	
【資料 4-4-15】	2024 年度長期研究制作支援制度募集要項	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人瓜生山学園寄附行為	【資料 F-1】 と同じ

京都芸術大学

【資料 5-1-2】	京都芸術大学ガバナンス・コード	
【資料 5-1-3】	ガバナンス・コード点検結果	
【資料 5-1-4】	学校法人瓜生山学園就業規則	【資料 4-1-17】と同じ
【資料 5-1-5】	学校法人瓜生山学園コンプライアンス規程	
【資料 5-1-6】	ハラスメントの防止に関する規程	
【資料 5-1-7】	学校法人瓜生山学園特定個人情報等取扱規程	
【資料 5-1-8】	学校法人瓜生山学園公益通報者の保護に関する規程	
【資料 5-1-9】	学校法人瓜生山学園危機管理規程	
【資料 5-1-10】	学校法人瓜生山学園情報公開規程	
【資料 5-1-11】	京都芸術大学ウェブサイト（教育研究活動等の状況）	
【資料 5-1-12】	京都芸術大学ウェブサイト（情報公開）	
【資料 5-1-13】	京都芸術大学ウェブサイト（教員養成の状況についての情報）	
【資料 5-1-14】	2023 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-15】	学校法人瓜生山学園中期計画 VISION2026	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 5-1-16】	2024 年度学部及び研究科の方針	
【資料 5-1-17】	2024 年度事務局重点課題	【資料 4-1-16】と同じ
【資料 5-1-18】	合格判定（KES 環境機構_確認審査判定結果通知書）	
【資料 5-1-19】	学校法人瓜生山学園人間関係委員会規程	【資料 2-4-15】と同じ
【資料 5-1-20】	2024 年度学園インフォメーション（ハラスメント）	
【資料 5-1-21】	ハラスメントに関する研修の案内	
【資料 5-1-22】	2024 年度学生手帳（ハラスメントの相談）	
【資料 5-1-23】	京都芸術大学在学生専用ウェブサイト（ハラスメントに関する相談）	
【資料 5-1-24】	学校法人瓜生山学園京都芸術大学ハラスメント防止に関するガイドライン	【資料 2-4-16】と同じ
【資料 5-1-25】	STOP HARASSMENT ハラスメントのないキャンパスを	【資料 2-4-17】と同じ
【資料 5-1-26】	airU 学習ガイド（ハラスメントの防止）	
【資料 5-1-27】	学校法人瓜生山学園事業継続計画（BCP）	
【資料 5-1-28】	防災対応体制図	
【資料 5-1-29】	命を守る	
【資料 5-1-30】	防災訓練動画 TOP 画面	
【資料 5-1-31】	不審者への緊急対応フロー	
【資料 5-1-32】	救命講習会の案内	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人瓜生山学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	常務理事の選任について	
【資料 5-2-3】	学校法人瓜生山学園寄附行為施行細則常任理事会規程	
【資料 5-2-4】	京都芸術大学学長会規程	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 5-2-5】	学校法人瓜生山学園理事会業務委任規程	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 5-2-6】	学校法人瓜生山学園経営企画会議に関する規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	役員名簿	
【資料 5-3-2】	学校法人瓜生山学園寄附行為施行細則常任理事会規程	【資料 5-2-3】と同じ
【資料 5-3-3】	京都芸術大学学長会規程	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 5-3-4】	2023 年度教職員総会次第	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 5-3-5】	学校法人瓜生山学園内部監査規程	
【資料 5-3-6】	人事制度ガイドブック（1on1 ミーティング）	
【資料 5-3-7】	学園中期計画 2026（パブリックコメント募集）	
【資料 5-3-8】	学園中期計画 2026（パブリックコメント募集結果）	

京都芸術大学

【資料 5-3-9】	内部質保証システム図	【資料 4-1-9】と同じ
【資料 5-3-10】	学校法人瓜生山学園監事監査規程	
【資料 5-3-11】	監事監査計画書	
【資料 5-3-12】	監事業務報告書	
【資料 5-3-13】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-14】	学校法人瓜生山学園内部監査規程	【資料 5-3-5】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人瓜生山学園中期計画 VISION2026	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 5-4-2】	学校法人瓜生山学園財務中期計画	
【資料 5-4-3】	学校法人瓜生山学園資産運用規程	
【資料 5-4-4】	資産運用管理方針細則	
【資料 5-4-5】	2024 年度事業計画及び予算策定にあたって	
【資料 5-4-6】	学校法人瓜生山学園経理規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人瓜生山学園経理規程	【資料 5-4-6】と同じ
【資料 5-5-2】	学校法人瓜生山学園資産運用規程	【資料 5-4-3】と同じ
【資料 5-5-3】	経費の支払いに関する周知事項	
【資料 5-5-4】	経理業務の注意事項 (FAQ) 摘要・類似作成・提出先等	
【資料 5-5-5】	会計科目一覧	
【資料 5-5-6】	2024 年度事務局重点課題	【資料 4-1-16】と同じ
【資料 5-5-7】	2024 年度事業計画及び予算策定にあたって	【資料 5-4-5】と同じ
【資料 5-5-8】	学校法人瓜生山学園内部監査規程	【資料 5-3-5】と同じ
【資料 5-5-9】	2023 年度理事者情報交換	
【資料 5-5-10】	2023 年度監査契約書	
【資料 5-5-11】	2023 年度内部監査結果報告書	【資料 4-4-9】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	京都芸術大学内部質保証方針	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 6-1-2】	内部質保証システム図	【資料 4-1-9】と同じ
【資料 6-1-3】	京都芸術大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-4】	京都芸術大学学長会規程	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 6-1-5】	京都芸術大学教育推進会議規程(通学課程及び通信教育課程)	
【資料 6-1-6】	2024 年度学部及び研究科の方針	【資料 5-1-16】と同じ
【資料 6-1-7】	2022 年度教学総括	
【資料 6-1-8】	京都芸術大学学科会議規程	【資料 4-1-14】と同じ
【資料 6-1-9】	学校法人瓜生山学園経営企画会議に関する規程	【資料 5-2-6】と同じ
【資料 6-1-10】	2024 年度事務局重点課題	【資料 4-1-16】と同じ
【資料 6-1-11】	京都芸術大学ガバナンス・コード	【資料 5-1-2】と同じ
【資料 6-1-12】	ガバナンス・コード点検結果	【資料 5-1-3】と同じ
【資料 6-1-13】	学校法人瓜生山学園監事監査規程	【資料 5-3-10】と同じ
【資料 6-1-14】	学校法人瓜生山学園内部監査規程	【資料 5-3-5】と同じ
【資料 6-1-15】	2023 年度内部監査の実施について	
【資料 6-1-16】	2023 年度内部監査結果報告書	【資料 4-4-9】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和 4 (2022) 年度京都芸術大学自己点検・評価報告書	
【資料 6-2-2】	京都芸術大学ウェブサイト(自己点検評価)	

京都芸術大学

【資料 6-2-3】	京都芸術大学ウェブサイト（認証評価）	
【資料 6-2-4】	認証評価結果に対する改善報告書	【資料 F-15】と同じ
【資料 6-2-5】	京都芸術大学令和4年度自己点検・評価外部評価報告書	
【資料 6-2-6】	京都芸術大学カリキュラム評価委員会規程	【資料 3-3-14】と同じ
【資料 6-2-7】	空間演出デザイン学科自己点検・評価報告書	【資料 3-3-15】と同じ
【資料 6-2-8】	空間演出デザイン学科カリキュラム外部評価結果報告書	【資料 3-3-16】と同じ
【資料 6-2-9】	改善計画書（空間演出デザイン学科）	【資料 3-3-17】と同じ
【資料 6-2-10】	改善報告書（空間演出デザイン学科）	【資料 3-3-18】と同じ
【資料 6-2-11】	京都芸術大学 IR 室規程	
【資料 6-2-12】	学生生活・学習アンケートを例にした IR 室の取り組み	
【資料 6-2-13】	京都芸術大学教学 IR 委員会規程	
【資料 6-2-14】	学科ポートフォリオ	
【資料 6-2-15】	2023 年度 IR フォーラム資料	
【資料 6-2-16】	合同 IR 研修会の開催について	
【資料 6-2-17】	3 大学 IR 研修発表資料	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	授業改善アンケートに基づく組織的改善活動	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 6-3-2】	2024 年度学部及び研究科の方針	【資料 5-1-16】と同じ
【資料 6-3-3】	2022 年度教育計画（空間演出デザイン学科）	
【資料 6-3-4】	2022 年度教学総括	【資料 6-1-7】と同じ
【資料 6-3-5】	2022 年度教学総括モニタリング	
【資料 6-3-6】	2024 年度事務局重点課題	【資料 4-1-16】と同じ
【資料 6-3-7】	2023 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 6-3-8】	京都芸術大学教育活動点検評価実施規程	
【資料 6-3-9】	京都芸術大学教員業績評価委員会規程	